

## 第 16 回米原市男女共同参画審議会次第

令和 3 年 12 月 15 日(水) 10 時 00 分～  
米原市役所 3 階 会議室 3 C

1 あいさつ

2 議事案件

(1) 第 4 次米原市男女共同参画推進計画の素案について… 資料 1

施策体系図新旧対照表…資料 2

(2) 第 4 次計画成果目標案…資料 3

閉 会

◎次回会議日程

日時：令和 4 年 3 月 日 ( ) 時から

場所：

## 米原市男女共同参画審議会委員名簿

氏名	性別	所属等	委員の構成	委嘱
おざわ しゅうじ 小沢 修司	男	京都府立大学 名誉教授	(1)学識経験者	委嘱
うだがわ みちこ 宇田川 美千子	女	米原市商工会女性部	(2)男女共同参画に関する団体の構成員	委嘱
くろだ よしこ 黒田 嘉子	女	米原地区更生保護女性会	(2)男女共同参画に関する団体の構成員	委嘱
つかだ たかこ 塚田 多佳子	女	米原市女性の会	(2)男女共同参画に関する団体の構成員	委嘱
かけひ ひとみ 寛 ひとみ	女	市民委員(一般公募)	(3)公募による市民代表者	委嘱
つつみ たつや 堤 辰也	男	米原市人権教育推進協議会	(4)市長が特に必要と認める者	委嘱
ふくだ じょうえん 福田 定円	男	長浜人権擁護委員協議会米原地区部会	(4)市長が特に必要と認める者	委嘱
おおくぼ よしこ 大久保 芳子	女	米原市民生委員児童委員協議会連合会	(4)市長が特に必要と認める者	委嘱
ときた さとし 時田 智史	男	米原市社会福祉協議会	(4)市長が特に必要と認める者	委嘱
わたなべ ゆう 渡部 優	女	元青年海外協力隊	(4)市長が特に必要と認める者	委嘱
いしかわ みちこ 石河 美千子	女	元滋賀県男女共同参画センター所長	(4)市長が特に必要と認める者	委嘱

### 事務局

人権政策課	部長	宮 川 巖
	課長	吉 田 豊
	課長補佐	西 村 早千子
	教育主幹	松 蔦 恵 俊
	主幹	本 田 忠 光
	主任	橋 本 和 也
米原市男女共同参画センター	所長	鏑 田 恵梨香
<b>■委託業者</b> (株)ジャパンインターナショナル 総合研究所	課長	内 田 真
	まちづくり プランナー	庄 司 佳菜絵

# 座 席 表

		小沢修司会長			石河 美千子副会長		
宇田川 美千子委員							福田 定円委員
黒田 嘉子委員							大久保 芳子委員
塚田 多佳子委員							時田 智史委員
堤 辰也委員							渡部 優委員
笥 ひとみ委員							
		総務部長 宮川	人権政策課長 吉田	人権政策課 西村	人権政策課 本田	(株)ジャパンインター ナショナル総合研究 所 庄司	
		男女共同参画セ ンタ-鏑田所長	人権政策課(学 校教育課兼務) 松嵜	人権政策課 橋本	(株)ジャパンインター ナショナル総合研究 所 課長 内田		

# 第4次米原市男女共同参画推進計画

【素案】

令和3年 12 月

米 原 市

# 目次

第1章 計画の策定にあたって .....	1
1 計画策定の趣旨 .....	1
2 米原市が目指す男女共同参画とは .....	2
3 計画の位置付け .....	3
4 計画の期間 .....	3
5 計画策定の背景 .....	4
第2章 米原市の現状と課題 .....	6
1 第3次米原市男女共同参画推進計画の実績 .....	6
2 課題のまとめ .....	9
第3章 計画の基本的な考え方 .....	13
1 基本理念 .....	13
2 3つの基本目標 .....	13
3 重点施策 .....	13
4 計画の体系 .....	14
第4章 施策の方向 .....	15
基本目標1 基本的人権の尊重～人権尊重と豊かな社会づくり～ .....	15
基本目標2 多様な主体との協働 ～あらゆる分野への男女共同参画の促進～ .....	23
基本目標3 多様性の尊重と共生のまちづくり ～誰もが安心して豊かに暮らせる環境づくり～ .....	33
第5章 計画の推進体制 .....	37
1 庁内推進体制の充実と推進計画の進行管理 .....	37
2 男女共同参画センター機能の充実 .....	37
3 多様な主体との連携と協働 .....	37
4 SDGs との整合 .....	37
資料編 .....	38
1 統計からみる本市の現状 .....	38
2 各種調査結果等からみる男女共同参画に関する意識 .....	51
3 米原市男女共同参画審議会規則 .....	72
4 米原市男女共同参画審議会委員名簿 .....	72
5 計画の策定経過 .....	72
6 用語集 .....	72

# 第 1 章 計画の策定にあたって

## 1 計画策定の趣旨

### (1)誰もが活躍できる社会の実現

男女共同参画社会基本法では、男女共同参画社会の実現を 21 世紀の我が国の社会を決定する最重要課題と位置付けています。しかし、現実には我が国の男女共同参画の推進状況は、特に、政治や経済分野の取組の遅れにより、国際的に大きな差を広げられています。

男女共同参画社会の実現に向けて、固定的な性別役割分担意識や無意識に感じている偏見、固定概念に対して、社会や地域の仕組み、ライフステージに応じた個人の意識の見直しを図り、誰もが活躍できる社会の実現を目指すことが求められます。

### (2)持続可能な地域社会の実現

人口減少が続いている中で、特に若い女性の人口流出がみられる地域では、誰もが安心して自分らしく過ごすことができ、個性と能力を十分に発揮し活躍できるような環境の基盤を構築することが、人口減少に歯止めをかける持続可能な地域社会の実現のために必要となっています。

### (3)安全・安心な暮らしの実現

近年、自然災害が甚大化・頻発化している中、災害時に、女性をはじめとした配慮が必要となる人たちのニーズに対応するため、男女共同参画の視点による災害対応も必須となっています。

また、新型コロナウイルス感染症の増加、感染拡大によるステイホーム、在宅ワーク、学校休校等を契機とした、経済的・精神的DV（配偶者暴力）の増加、ひとり親世帯をはじめとした、女性の貧困等がコロナ禍の下で可視化・頻発化しているとされており、様々な課題に配慮した支援が必要となります。

### (4)課題解決に向けた計画策定

本市では、男女共同参画社会基本法に基づき、平成 19 年に「米原市男女共同参画推進計画」を策定しました。その後、平成 24 年に「第 2 次米原市男女共同参画推進計画」、平成 29 年に「第 3 次米原市男女共同参画推進計画」を策定し、施策を推進してきました。

このたび、第 3 次計画の期間が満了することから、国の「第 5 次男女共同参画基本計画」や「パートナーシッププラン 2025～滋賀県男女共同参画計画・滋賀県女性活躍推進計画～」の施策の動向を踏まえ、この間の少子高齢化等の社会情勢の変化に対応する内容とするため、「米原市男女共同参画審議会」等での議論を重ねながら、「第 4 次米原市男女共同参画推進計画」を策定するものです。

## 2 米原市が目指す男女共同参画とは

男女共同参画社会とは、男女共同参画社会基本法第2条において「男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会」と定義されています。特に、誰もが希望に応じた働き方ができ、安心して子育てをすることができる活力ある男女共同参画社会の実現が不可欠です。

地域社会では、これまで、子育てや介護といった役割を女性が多く担っており、男性の参画等は進んではいるものの、依然としてその多くを女性が担っている状況が続いています。地域が持続的に発展し、将来に向けて市民が元気でいきいきと充実した生活をおくることができるよう、女性が活躍できる基盤を整備し、地域における男女共同参画を引き続き推進していく必要があります。

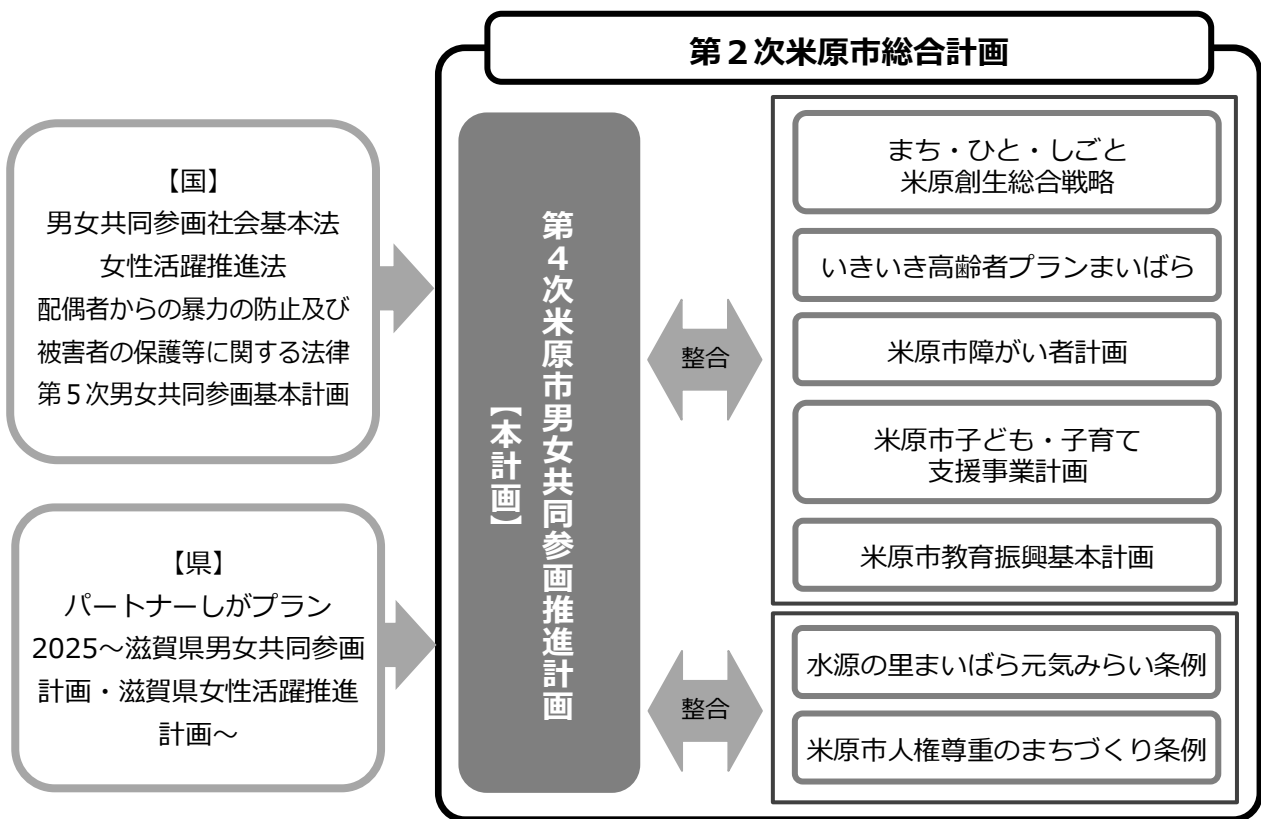
また、地域では、性別や年齢、身体の状態、国籍等の異なる様々な人が住んでおり、すべての市民が基本的人権や多様性を尊重しあうことが重要です。

本市では、固定的な性別役割分担意識の見直しを進めるとともに、多様性を尊重する環境の整備により、互いを尊重し、思いやりの心もち、性別にとらわれることなく、誰もがあらゆる分野に参画し、ともに責任を担うことにより、自分らしく生きることのできる地域社会を目指します。

### 3 計画の位置付け

- ① 本計画は、男女共同参画社会基本法第 14 条第 3 項に基づき、市町村が定めるよう努めるものとされている「市町村男女共同参画計画」として位置付けます。
- ② 本計画は、女性活躍推進法第 6 条第 2 項に基づき、市町村が定めるよう努めるものとされている「市町村女性活躍推進計画」として位置付けます。
- ③ 本計画は、DV防止法の第 2 条の 3 第 3 項に基づき、市町村が定めるよう努めるものとされている「市町村DV基本計画」として位置付けます。
- ④ 本計画は、国の「第 5 次男女共同参画基本計画」および県の「パートナーしがプラン 2025～滋賀県男女共同参画計画・滋賀県女性活躍推進計画～」を踏まえるとともに、「第 2 次米原市総合計画」やその他の関連計画・条例との整合を図り策定するものです。

#### ■計画の位置付け



### 4 計画の期間

本計画の期間は、令和 4 年度から令和 8 年度までの 5 年間とします。

	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度
国	第 4 次	第 5 次男女共同参画基本計画					次期計画
県	前回計画	パートナーしがプラン 2025					次期計画
市	現行計画【第 3 次】	第 4 次米原市男女共同参画推進計画【本計画】					



## 5 計画策定の背景

### (1) 国際的な動向

昭和 50 年、国連が開催した国際婦人年世界会議において、今後 10 年の行動指針を示す「世界行動計画」が採択され、昭和 51 年から昭和 60 年までの 10 年間で女性の地位向上を目指す国連婦人の 10 年と決定されました。その後、昭和 54 年に、「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」（以下、「女子差別撤廃条約」という）が採択され、「女子に対する差別」を定義するとともに、締約国に対し、適当な措置をとることが求められました。

平成 7 年、北京での「第 4 回世界女性会議」では、女性の権利の実現とジェンダー平等の推進を目指す「北京宣言」および「行動綱領」が採択され、これにより、各国政府は、平成 8 年末までに自国の行動計画を開発し終えることが求められました。

「第 4 回世界女性会議」の 10 年目にあたる平成 17 年には、「北京+10」（第 49 回国連婦人の地位委員会）が開催され、女性の自立と地位向上に向けた取組の継続が求められ、20 年目にあたる平成 27 年に開催された「北京+20」（第 59 回国連婦人の地位委員会）では、「北京宣言」および「行動綱領」の進捗が遅く、不均衡であることから、具体的な行動をとることが表明されました。

また、平成 27 年には、「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」が採択され、持続可能な開発目標（SDGs）の 1 つに、「ジェンダー平等を達成し、すべての女性及び女児の能力強化を行う」ことが示されています。

平成 31 年 3 月には「第 5 回国際女性会議 WAW!」「W20（Women20）」が日本において同時に開催され、日本および国際社会が抱える今日的課題について、包括的かつ多角的に議論されました。

### (2) 国の動向

昭和 50 年の国際婦人年を契機に、男女平等に関する国内の法律や制度の整備が進められ、我が国は昭和 60 年に「女子差別撤廃条約」を批准しました。平成 11 年には「男女共同参画社会基本法」が制定され、翌年にこれに基づく計画として、「男女共同参画基本計画」が策定されました。

平成 27 年には、働く場面で活躍したいという希望をもつすべての女性が、その個性と能力を十分に発揮できる社会を実現するため、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」（以下、「女性活躍推進法」という）が成立し、国や地方公共団体、企業において、女性活躍に関する状況の把握や「事業主行動計画」の策定・公表等が義務づけられています。令和元年に一部改正され、令和 4 年 4 月から「一般事業主行動計画」の策定義務が、労働者 301 人以上から 101 人以上に拡大され、中小企業でも女性活躍の動きは加速していくことになります。

平成 30 年には、「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」が施行されました。衆議院、参議院および地方議会の選挙において、男女の候補者の数をできる限り均等にすることを目指すこと等を基本原則としています。

令和 3 年に世界経済フォーラムにより、各国における男女格差を測る「ジェンダーギャップ指数（GGI）」が発表されました。日本の順位は 156 か国中 120 位と先進国の中で最低水準となっており、依然として男女間の格差が解消されていないことがわかります。

令和 2 年に策定された「第 5 次男女共同参画基本計画」では、2030 年代には、誰もが性別を意識することなく活躍でき、指導的地位にある人々の性別に偏りがないような社会となることを目指

すための通過点として、2020年代の可能な限り早期に指導的地位に占める女性の割合が30%程度となることを目指して取組を進めるとされています。

### (3) 県の動向

県では、「男女共同参画社会基本法」の趣旨を踏まえ、「男女の人権が互いに尊重され、個性と能力を発揮しながら、互いに生き生きと暮らすことのできる男女共同参画社会」の実現に向けて、平成13年12月に「滋賀県男女共同参画推進条例」が制定されました。そして、条例に基づく基本的な計画「滋賀県男女共同参画計画」により、様々な取組が進められてきました。

平成28年3月には、「パートナーしがプラン2020～滋賀県男女共同参画計画・滋賀県女性活躍推進計画～」が策定され、男女共同参画社会の形成に向けての施策が総合的かつ計画的に進められてきました。

令和3年10月には県を取り巻く社会情勢の変化や新たな課題等を踏まえ、男女共同参画社会に向けた取組を一層加速させるための計画として、「あらゆる分野における男女共同参画の視点に立った取組加速」「働き方・暮らし方の変革と多様性」を重視すべき視点とした「パートナーしがプラン2025～滋賀県男女共同参画計画・滋賀県女性活躍推進計画～」が策定されました。

### (4) 米原市の動向

本市では、平成17年の合併を機に、総務部人権協働課に男女共同参画担当を設置し、男女共同参画社会づくりに向けた取組をスタートしました。その後、男女共同参画センターでの相談支援、女性の市政への参画推進、米原市女性人材バンク（なでしこネット）の設置等、男女がともに暮らしやすいまちづくり、女性活躍の推進に向けて取り組んできました。

また、米原市における自治の確立および市民福祉の向上を図ることを目的とした「米原市自治基本条例」、人権尊重のまちづくりを進めるための「米原市人権尊重のまちづくり条例」、また「水源の里まいばら元気みらい条例」等の内容を踏まえた「男女共同参画推進計画」に基づき、様々な分野における男女共同参画の取組を推進しています。

## 第 2 章 米原市の現状と課題

### 1 第 3 次米原市男女共同参画推進計画の実績

「第 3 次米原市男女共同参画推進計画（ハートフルプランまいばら 21）」では、数値目標を定めて計画の着実な推進を目指しました。令和 2 年までの実績値における目標の達成状況は次の通りです。

#### 基本目標 I 多様な主体との協働

成果目標の内容	第 3 次計画 策定時	第 3 次計画 目標	現状
男女共同参画に関する講演会等の開催回数 (過去 5 年間の累計)	5 回 (~H27 年度)	8 回 (~R2 年度)	5 回 (H28~R2 年度)
市内自治会における女性の自治会長・副自治会長の数 (年ごと)	4 人 (H28.4.1)	15 人 (R3.4.1)	3 人 (R3.4.1)
女性が代表者または副代表者である団体の割合 (滋賀県市町村男女共同参画推進状況一覧表中「滋賀県地域住民自治団体等における女性の参画状況」のうち、「自治会・町内会・区等」の数を除く合計の割合) (年ごと)	9.0% (H28.4.1)	20.0% (R3.4.1)	10.8% (R3.4.1)
NPO や市民団体として、地域まちづくり活動に参加する女性の割合 (市民意識調査)	5.0% (H27)	10.0% (R3)	10.2% (R3)
防災会議における女性委員の割合 (年ごと)	9.1% (H28.4.1)	20.0% (R3.4.1)	7.1% (R2 年度)
市全域を「水源の里」としていることを知っている市民の割合 (市民意識調査)	37.9% (H27)	50.0% (R3)	27.8% (R1)
「男性は仕事、女性は家庭」と考える市民意識の割合※ (男女共同参画市民意識調査)	28.3% (H27)	20.0% (R3)	52.4% (R2)

※「男性は仕事、女性は家庭」と考える市民意識の割合について、今回の調査では、前回調査の「「男性は仕事、女性は家庭」といった考え方がありますが、あなたはこの考え方に同感しますか。」という設問文から、「日常的な家庭の仕事について性別によって役割の分担があるといった考え方に同感しますか。」という設問文に変更となっています。

成果目標の内容	第3次計画 策定時	第3次計画 目標	現状
育児休業を取得したことがある市役所男性職員数 (過去5年間の累計)	2人 (~H27年度)	5人 (~R2年度)	4人 (H28~R2年度)
各種審議会委員のうち女性が占める割合 (年ごと)	31.4% (H28.4.1)	35.0% (R3.4.1)	34.2% (R3.4.1)
女性委員のいない審議会等の数(年ごと)	6 (H28.3.31)	0 (R3.3.31)	6 (R3.3.31)
市役所管理職における女性職員の割合(年ごと)	25.0% (H28.4.1)	30.0% (R3.4.1)	19.1% (R3.4.1)
女性人材バンク登録制度への全体登録数 (年ごと)	30人 (H28.4.1)	60人 (R3.4.1)	58人 (R3.4.1)
女性活躍推進法に基づく「一般事業主行動計画」 策定事業者数(努力義務である300人以下の市 内事業所に限る)(事業所内公正採用選考・人権 啓発事業所のみ)(過去5年間の累計)	0社 (~H27年度)	3社 (~R2年度)	8社 (~R2年度)
女性のエンパワーメント向上に関する講演会等 の開催回数(過去5年間の累計)	0回 (~H27年度)	3回 (~R2年度)	3回 (H28~R2年度)
保育料の軽減対象者(保育所・幼稚園・認定こども園) (年ごと)※	6,152人 (H27年度)	2,400人 (R2年度)	2,092人 (R2年度)
待機児童発生数(年ごと)	0人 (H28.4.1)	0人 (R3.4.1)	5人 (R3.4.1)
女性起業支援対象者(過去5年間の累計)	4人 (~H27年度)	10人 (R2年度)	5人 (H28~R2年度)
市役所年次有給休暇の平均取得日数(年ごと)	7.1日 (H27年度)	12日 (R2年度)	10.5日 (R2年度)
ワーク・ライフ・バランスに関する講座の開催回数 (過去5年間の累計)	1回 (~H27年度)	5回 (~R2年度)	3回 (H28~R2年度)
人・農地プランを作成した集落数(市民意識調査)	31集落 (H27)	45集落 (R3)	46集落 (R2)

※保育料の軽減対象者(保育所・幼稚園・認定こども園)(年ごと)について、令和元年10月から幼児教育無償化により3歳児以上の保育料が無償化されたため、令和2年度(目標)の軽減対象者(延べ人数)を2,400人としています。

## 基本目標Ⅱ 基本的人権の尊重

成果目標の内容	第3次計画 策定時	第3次計画 目標	現状
乳がん検診の受診者の割合（年ごと）	29.5% （H27年度）	50.0% （R2年度）	25.1% （R2年度）
子宮頸がん検診の受診者の割合（年ごと）	25.9% （H27年度）	50.0% （R2年度）	20.5% （R2年度）
乳幼児健康診査の受診者の割合（年ごと）	97.0% （H27年度）	100% （R2年度）	91.3% （R2年度）
ニュースポーツ等の出前講座の実施回数 （年ごと）※	13回 （H27年度）	20回 （R2年度）	1回 （R2年度）
「性教育」の授業公開、または保護者への啓発を 行う実施校率（年ごと）	40.0% （H27年度）	50.0% （R2年度）	100.0% （R2年度）
中学校でのデートDV予防教育の実施率 （年ごと）	50% （H27年度）	100% （R2年度）	66.7% （R2年度）
ドメスティック・バイオレンス（DV）に関する相談 の件数（年ごと）	33件 （H27年度）	—	42件 （R2年度）
子育て支援センターにおける相談の件数 （年ごと）	575件 （H27年度）	—	407件 （R2年度）
ファミリー・サポート・センター会員総数 （年ごと）	79人 （H28.4.1）	200人 （R3.4.1）	167人 （R2年度）
家庭の教育力向上に関する出前講座の実施回数 （過去5年間の累計）	0回 （～H27年度）	5回 （～R2年度）	4回 （H28～R2年度）
地域お茶の間創造事業で週1回以上居場所づくり を行っている地域（団体）数（市民意識調査）	20地域 （H27）	35地域 （R3）	35地域 （R2）
認知症サポーター養成講座の受講修了者に占め る男性の割合（年ごと）	44.8% （H27年度）	50.0% （R2年度）	50.0% （R2年度）

※ニュースポーツ等の出前講座の実施回数について、令和元年度と令和2年度は新型コロナウイルスの影響で実施できていないことが考えられます。

## 基本目標Ⅲ 多様性の尊重と共生のまちづくり

成果目標の内容	第3次計画 策定時	第3次計画 目標	現状
ハートフル・フォーラムで男女共同参画を学習テ ーマとして実施したことがある自治会の割合 （過去5年間の累計）	4.6% （～H27年度）	15.0% （～R2年度）	1.7% （H28～R2年度）
小・中学校での男女共同参画の副読本の利用率 （年ごと）	80.0% （H27年度）	100.0% （R2年度）	80.0% （R2年度）
日本語教室における外国籍市民参加者数 （年ごと）	134人 （H27年度）	200人 （R2年度）	154人 （R2年度）
性的マイノリティに関する講演会等の開催回数 （過去5年間の累計）	0回 （～H27年度）	3回 （～R2年度）	2回 （R2年度）

## 2 課題のまとめ

社会情勢や統計データ、各種アンケート調査結果等から、男女共同参画における本市の現状と課題は以下のようにまとめられます。

### (1)あらゆる場面における意識改革が必要

#### 現状

- 市民意識調査では、日常的な家庭の仕事に関する性別役割分担の考え方について、男性の方が同感する人の割合が高くなっており、男女で意識の差が出ています。
- 市民意識調査では、地域の行事等において、「男女不平等はない」と考える人は増えておらず、依然として社会的なしきたりやならわし、性別役割分担意識による男女の不平等を感じる状況があることがうかがえます。また、学校教育や職場等各分野の項目においても、同様の状況となっています。
- 女性の自治会長の割合や市職員に占める女性管理職の割合は滋賀県内の他市町と比較して低くなっています。
- 自治会調査では、女性の自治会長が少ない理由として、引き受ける人がいないことや慣例で男性となっていることが挙げられています。
- 市民意識調査では、小・中学校での必要な取組として、地域や家庭における男女共同参画の教育が挙げられており、学校における教育・学習を一層充実させるとともに、あらゆる場面での男女共同参画意識の浸透を図っていく必要があります。

#### 課題

家庭や地域において、性別役割分担意識が依然として強く残っていることがうかがえ、様々な分野における女性の活躍を妨げる要因となっていることが考えられます。市民意識調査においても、家庭や地域をはじめ、学校や職場等での男女の不平等について、ほとんど改善がみられない状況となっており、あらゆる場面における意識改革が重要となっています。

今後は、ライフステージに応じて、無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）を生まないような意識啓発を行い、誰もがそれぞれの希望に応じて、様々な活動に積極的に参加しやすい環境づくりを進めていくことが必要です。

## (2)女性が積極的に活躍できる環境づくりが必要

### 現状

- 政策・方針決定の場への女性の参画状況では、審議会委員、市の管理職、自治会長等において、女性の割合が県平均よりも低くなっています。
- 若い女性の転出超過数が近年増加しており、いったん市外に出た女性のUターンも少なくなっています。
- 子育て世代である25～44歳女性の就業率は75%（平成27年）と国・県より10ポイント近く高く、県内19市町中2番目となっています。
- 未婚女性と有配偶女性の就業率を比較すると、20～24歳で全国や県と比べて大きな差があり、若い女性ほど結婚や出産を機に仕事を辞めるケースが多いことがうかがえます。
- 3世代世帯比率が15%と国・県と比較して高く、県内19市町中6番目となっています。
- 自治会調査では、自治会長が女性であるのは1自治会のみとなっています。（全107自治会中）
- 市民意識調査では、女性の活躍が進むとよいと思う分野・立場について、「自治会などの地域活動リーダー」が男性では4割程度、女性が1割台後半となっており、男女で差が出ています。
- 事業所調査では、女性管理職が少ない（または、いない）理由について、「女性従業員が少ない、またはいない」「管理職になるために必要となる知識や経験を有する女性が少ない、またはいない」が6割程度となっています。一方で、ポジティブ・アクションに取り組んでいる事業所は前回調査よりも増加しています。

### 課題

政策・方針決定の場への女性の参画に向け、女性委員のいない審議会等については、米原市女性人材バンク（なでしこネット）の活用等によりさらなる取組を進めることが求められます。

自治会等の地域活動で女性の活躍が進むとよいと思う女性は少なくなっており、あらゆる分野での女性活躍促進に向けて、女性のエンパワーメントに関しての周知・啓発、事業所におけるポジティブ・アクションの促進等による、意識改革を進める必要があります。

また、若い女性の大都市圏への流出が増大していることを踏まえ、市内の企業における女性の参画拡大、地方における柔軟な働き方の実現等、女性が活躍できる地域づくりが地方創生の観点からも重要となります。

本市では、子育て世代の女性の就業率が高いことや3世代世帯比率が高いことから、働きながら子育てしやすい環境に恵まれている一方で、若い女性ほど結婚や出産で仕事を辞めるケースが多いこともうかがえます。女性が望む働き方、暮らし方ができるよう、若年層に対して「子育てしやすいまち」をアピールするなど定住を促進するような施策展開を進めるとともに、さらに女性が活躍しやすい基盤づくりに取り組むことが必要です。

### (3)家庭と仕事を両立できる環境の整備が必要

#### 現状

- 市民意識調査では、普段の生活の中で優先したいと考えるものは、男女ともに「家族と過ごす時間」が最も高くなっている一方で、現状で優先しているものは、男性では「仕事」、女性では「家事」が最も高くなっています。現状と希望が異なる理由としては、「配偶者や家族の理解不足」が女性で高く、「職場における残業などの長時間労働」「職場の上司や同僚の理解不足による」が男性で高くなっています。
- 市民意識調査では、女性の働き方について、「子育て中は休業、子育て後に復職・再就職するほうがよい」が半数以上で、「子どもが生まれてもずっと働き続けるほうがよい」は2割にとどまっていることから、家事・育児を女性が中心に担っており、仕事との両立が難しい現状がうかがえます。
- 市民意識調査では、男女共同参画社会の実現に向けて力を入れていくべきことについて「男女とも育児にかかわりやすい職場の体制づくりを進める」が女性では半数近くと最も高く、男性より10ポイント近く高くなっています。
- 市民意識調査では、男性の育児休業取得に賛成する人の増加がみられ、事業所調査では、育児・介護の休業制度がある事業所の増加がみられます。
- 新型コロナウイルス感染症対策として、テレワークの導入やオンラインの活用等の働き方が全国的に推奨されたこともあり、柔軟な働き方やワーク・ライフ・バランスの推進への機運が高まっています。

#### 課題

ワーク・ライフ・バランスについては、男女ともに普段の生活で優先したいという希望がかなえられていないのが現状で、家庭や職場での理解促進、長時間労働の改善、男女ともに家庭と仕事を両立できる職場環境の整備が必要となっています。

また、柔軟で多様な働き方を実現できる環境づくりに向け、テレワークの推進等に取り組み、仕事と生活の調和が図られるよう、より一層支援を進める必要があります。市内の企業等の理解と協力を得ながら、仕事と生活を両立できる職場環境や、働きやすく働きがいのある環境づくりを推進していくことが重要です。

市民意識調査では、女性の働き方について、子どもができて仕事も続けることを望む人が多い一方で、出産後や子育て中は仕事との両立が難しい状況がうかがえます。家庭内での協力や支援制度の活用によって、家事・育児・介護等のケアワークが女性に偏ることのないようにすることが大切です。



## (4)DVや困難を抱える人への支援が必要

### 現状

- 市民意識調査では、DVを受けたことを相談しなかった人が半数以上となっており、相談した人の相談先は、家族や友人・知人が高く、警察や公的機関は1割未満となっています。また、DVやセクハラをなくすために必要なことについて、女性では「被害者のための相談所の整備」、男性では「家庭や学校での人権尊重の教育の充実」が高くなっています。
- 事業所調査では、セクハラやパワハラ防止に向けた取組を実施している事業所は7割以上となっています。
- 新型コロナウイルス感染症の影響で、在宅時間の増加やストレスからDVの増加や深刻化が懸念されます。
- 国では、DV防止法の改正により、DV被害者の保護対策の強化が進められています。また、パワーハラスメント対策が法制化されたほか、セクシュアルハラスメントの防止対策も強化され、事業所や団体とも連携を図り、広く取組を推進していく必要があります。
- 国では、令和3年から、入学・進学時期である4月を「若年層の性暴力被害予防のための月間」として性被害に関する問題を広報啓発することとしており、若年層に対する教育・啓発等の強化に取り組むことも求められます。
- 市民意識調査では、災害に備えるために必要なことについて、女性では「備蓄品について、女性、乳幼児、介護が必要な人、障がい者などの視点を入れる」が高くなっています。
- ひとり親世帯数が増加しています。

### 課題

市民意識調査では、DVを受けたことを相談しなかった人が半数以上となっており、相談しやすい相談窓口の充実や相談方法の周知、DVに関する正しい知識の啓発が求められます。被害者の支援に向けては、一時避難所となるシェルターの整備や支援する団体への支援、また、セクハラやパワハラの防止に向けては、企業等と連携した取組を進めることが重要です。

また、本市では、地域での男女の防災活動への参加促進について、重点項目として取組を進めてきましたが、防災会議における女性委員の割合は低くなっています。防災活動への女性の参画を促進するとともに、女性の視点を取り入れた備蓄品や避難所運営の検討・推進を行う必要があります。

加えて、高齢者や障がいのある人、ひとり親家庭、外国人、性的少数者等、社会的困難を抱えている人は、さらに複合的な困難を抱えることがあります。様々な困難を抱える人がいるということの理解を促進することで、社会全体で多様性を尊重する環境づくりを進めることが必要です。

## 第3章 計画の基本的な考え方

### 1 基本理念

本計画では、国の動きや社会情勢、本市における現状と課題を踏まえ、市において目指すべき男女共同参画社会の姿として、以下の基本理念を掲げます。

「女(ひと)と男(ひと)がともに認め合い  
互いに自分らしくいきいきと暮らせるまち」を目指す

### 2 3つの基本目標

- (1) 基本的人権の尊重 ～人権尊重と豊かな社会づくり～
- (2) 多様な主体との協働 ～あらゆる分野への男女共同参画の促進～
- (3) 多様性の尊重と共生のまちづくり  
～誰もが安心して豊かに暮らせる環境づくり～

### 3 重点施策

- (1) 固定的な性別役割分担意識の解消
- (2) DV早期発見のための体制整備と相談体制の充実
- (3) 誰もが地域活動に参画しやすい環境づくり
- (4) 地域の防災活動における男女共同参画の推進
- (5) 女性活躍の基盤づくり

## 4 計画の体系

基本理念	基本目標	基本施策	施策の方向
「女（ひと）と男（ひと）がともに認め合い互いに自分らしくいきいきと暮らせるまち」を目指す	1 基本的人権の尊重 ～人権尊重と豊かな社会づくり～	【1-1】 人権尊重と 男女共同参画への意識改革	①人権尊重と男女共同参画社会に向けた意識啓発 ②固定的な性別役割分担意識の解消 <b>重点</b> ③男女共同参画をリードする人材の育成・支援
		【1-2】 お互いを尊重しあうための 教育の推進	①男女共同参画を推進するための学習環境づくり ②園、学校等における男女共同参画の推進
		【1-3】 DV等あらゆる暴力の根絶 【DV防止基本計画】	①DVやハラスメント等に関する情報提供および啓発活動の推進 ②DV早期発見のための体制整備と相談体制の充実 <b>重点</b> ③被害者の安全確保と自立支援
		【1-4】 困難を抱える人が安心して 暮らせる社会づくり	①社会的孤立等に対応した一人にさせない地域づくり
		【2-1】 地域・家庭における 男女共同参画の促進	①家庭における男女共同参画の促進 ②誰もが地域活動に参画しやすい環境づくり <b>重点</b> ③地域の防災活動における男女共同参画の推進 <b>重点</b>
	2 多様な主体との協働 ～あらゆる分野への男女共同参画の促進～	【2-2】 あらゆる分野での 女性の活躍推進	①女性活躍の基盤づくり <b>重点</b> ②女性の就業支援の促進 ③あらゆる職業・職種における男女共同参画の推進
		【2-3】 ワーク・ライフ・バランス の推進	①職場における男女共同参画の推進 ②男女がともに家事・育児・介護しやすい環境づくり ③多様な働き方の促進
		【3-1】 男女の生涯にわたる 健康支援	①母性の尊重と母子保健の充実 ②生涯にわたる心身の健康保持と増進 ③性と生殖に関する意識啓発と性の尊重
	【3-2】 多様性の尊重		①多文化への理解と共生の取組 ②多様な性についての意識啓発

## 第4章 施策の方向

### 基本目標1 基本的人権の尊重～人権尊重と豊かな社会づくり～

説明文を挿入予定です。

#### 【1-1】人権尊重と男女共同参画への意識改革

##### ①人権尊重と男女共同参画社会に向けた意識啓発

男女共同参画等に関する各種講座、講演会、展示等を開催し、人権尊重意識や男女共同参画意識の向上を図ります。

施策	具体的な取組内容	担当課
男女共同参画に関する啓発の推進	「男女共同参画週間」、「パートナーしがの強調週間」の各種週間等を利用し、広報まいばら、行政放送等による啓発を行います。	人権政策課
	男女共同参画に関する講演会の実施、パネルの掲示や啓発物品、チラシ、ポスター等の配布、SNSの活用等による啓発を行います。	男女共同参画センター
男女共同参画に関する講演会等の開催	ワーク・ライフ・バランスや家事・育児・介護等、男女共同参画への理解を深めることができる講演会や講座を開催します。	人権政策課 男女共同参画センター 生涯学習課

## ②固定的な性別役割分担意識の解消

重点

固定的な性別役割分担意識の解消を通じて、誰もが自分らしくいきいきと暮らすことのできる社会の形成を図ります。

施策	具体的な取組内容	担当課
【新規】 家庭や地域における固定的な性別役割分担意識の解消促進	家庭や地域の様々な場面における根強い固定的な性別役割分担意識について、広報やチラシ、ポスター等で啓発し、気づきの機会を提供するとともに、ライフステージに応じた内容の講演会や出前講座等の取組を、関係機関や地域等と連携して進めます。	人権政策課
【新規】 無意識の思い込みに関する啓発の推進	無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）について、広報やチラシ、ポスター等で啓発し、気づきの機会を提供するとともに、講演会の実施等を通じてその解消の必要性の周知を図ります。	人権政策課
【新規】 男女共同参画の視点に基づく市の情報発信	広報やホームページ等における記事掲載、その他啓発資料の作成の際、無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）に基づく不適切な表現を点検し、男女共同参画の視点に立った適切な表現の使用促進を図ります。	人権政策課 情報政策課

## ③男女共同参画をリードする人材の育成・支援

男女共同参画に関する活動を推進する個人や地域団体の育成、各種活動への支援を行います。

施策	具体的な取組内容	担当課
男女共同参画を推進するための人材の育成	様々な知識や経験、技能を有した人をまなびサポーターとして人材登録し、市民講師として、地域や学校等からの要請に応じて派遣を行い、市民の経験や学びをまちづくりに生かします。	生涯学習課
	人権教育推進協議会が実施する地域人権リーダー研修会や、ルッチまちづくり大学での学びの提供、出前講座等により、人材育成に努めます。	生涯学習課
	老人クラブ等、地域の活動団体に対し、女性のリーダーを育成するための研修会を行います。	全課
女性団体、グループ活動の育成・支援	女性団体や男女共同参画に関する活動団体の育成および活動に対する支援やネットワーク化を行います。	男女共同参画センター

## 【1-2】お互いを尊重しあうための教育の推進

### ①男女共同参画を推進するための学習環境づくり

男女共同参画に関する理解や認識を深めるために、講座や意見交換会等、学習機会の充実を図ります。

施策	具体的な取組内容	担当課
男女共同参画の理解促進のための学習機会の充実	男女共同参画センターだよりカラフルの誌面やセンターHPで男女共同参画に関連する行事や知識に関する情報を提供します。	男女共同参画センター
	男女共同参画に関する図書や資料を収集し、市民への提供を行います。	男女共同参画センター 図書館
	日常生活において、慣習や慣行として残る固定的な性別役割分担意識の見直し等、男女共同参画について、市民が学ぶ機会を創出します。	生涯学習課 男女共同参画センター
	男女共同参画を含めた人権に関する意見交流、講演会、ワークショップ等を通じた地域における人権学習の機会を提供します。	生涯学習課 人権政策課
	メディア等からの情報を主体的に読み解き、自己発信する能力（メディアリテラシー）の向上を図ります。	人権政策課

## ②園、学校等における男女共同参画の推進

保育所、幼稚園、認定こども園、学校等において、男女共同参画の視点に立ち、男女共同参画意識を育みます。

施策	具体的な取組内容	担当課
園、学校等における男女共同参画意識を育む教育の充実	男女共同参画社会の理念に立った、ジェンダーにとられない教育・保育の推進に向けて、教職員や保護者等への学習、研修の充実や意識啓発を行います。	保育幼稚園課 学校教育課
	児童生徒の男女共同参画意識を育むことができるよう、小・中学校において、県の副読本等を活用した教育を行います。また、多様な価値観や生き方に触れながら、他者とともに生きることを実感できることを目指した仲間づくりを進めます。	学校教育課
キャリア教育・職場体験の実施	豊かな勤労観、職業観および個性に応じて将来の進路を選択する能力を養うとともに、固定的な性別役割分担意識にとられず、主体的に自分らしい生き方を選択できるよう、発達段階に応じたキャリア教育や職場体験を実施します。また、児童生徒が様々な体験を通して、夢と希望をもって、自分の生きがいについて考えられるよう、ボランティア活動等の社会貢献活動を進めることで、自己有用感の醸成を図ります。	学校教育課

## 【1-3】DV等あらゆる暴力の根絶【DV防止基本計画】

### ①DVやハラスメント等に関する情報提供および啓発活動の推進

DVやハラスメント、虐待の防止等に関する啓発や情報提供、啓発活動を推進するとともに、デートDVをなくすために、児童生徒に対する予防教育を推進します。

施策	具体的な取組内容	担当課
DVやハラスメント、虐待の防止等に関する啓発や学習機会の充実	DV防止に関する講演会の実施や、関係機関と連携を図りながら、暴力防止のチラシを配布するなど、女性の人権に対する人権啓発を行います。	男女共同参画センター
	職場や地域等におけるセクシュアルハラスメントやパワーハラスメント、マタニティハラスメント等、あらゆるハラスメントを防止し、差別意識や無意識の慣習に根ざす、すべての暴力の根絶を目指し、意識改革のための啓発活動を推進します。 【新規】	人権政策課 農林商工課
	11月の「児童虐待防止推進月間」を中心に、オレンジリボンの街頭配布等、児童虐待防止に関わる啓発活動を実施します。	子育て支援課
	市内の5歳児とその保護者、教職員を対象に子どもの権利保護、虐待防止を目的としたCAPプログラム教育を実施します。	子育て支援課
	中学生を対象に、デートDVについての理解を深め、予防に努める教育を行います。	学校教育課
	4月の「若年層の性暴力被害予防月間」等の機会を通じて、性暴力の防止に向けた啓発や相談窓口の周知を行います。また、SNS等の利用による性被害から子どもを守りつつ、加害者にもならないように、ネットやスマートフォン等に関する情報モラルや、メディア等からの情報を主体的に読み解き、自己発信する能力（メディアリテラシー）に関する教育を推進します。【新規】	人権政策課 学校教育課
ハラスメントの防止等に関する指針の遵守	「米原市職員のハラスメントの防止等に関する指針」を遵守し、相談しやすい体制づくりを推進します。	総務課



## ②DV早期発見のための体制整備と相談体制の充実

重点

DVをはじめとするあらゆる暴力の根絶と虐待の未然防止、早期発見のための相談体制や要保護児童等に対する相談支援体制の充実を図ります。

施策	具体的な取組内容	担当課
DV防止・早期発見に向けた関係機関の連携	女性等を犯罪等から守るネットワーク会議に参加し、警察や医療機関等の関係機関と連携を図りながら、早期発見や早期対応に取り組みます。	人権政策課
【新規】 DVに関する相談窓口の周知	被害者に対し、被害が深刻化する前に適切な支援につなげられるよう、相談窓口や相談後の支援内容の周知に努めます。	人権政策課
DVに関する相談体制の充実	被害者からの相談に適切に応じるため、関係職員や相談員の質の向上に努めます。さらに、DVが発覚した場合、速やかに被害者および同伴の子どもの安全を確保し、安心して相談できる体制を整えます。	人権政策課 子育て支援課
児童虐待に対する支援の充実	米原市子育て支援課児童相談グループを中心に、要保護児童等に対して必要な相談・支援を実施します。また、関係機関等と連携し、虐待の未然防止や早期発見を行います。	子育て支援課 (関係各課)
高齢者・障がい者虐待に対する支援の充実	高齢者・障がい者虐待ネットワーク会議を開催し、関係機関等が連携しながら、高齢者・障がいのある人に対する虐待の未然防止や早期発見を行います。	社会福祉課 福祉政策課
【新規】 学校における支援体制の充実	学校においては教員への研修と教育相談体制を充実させ、子どものSOSを早期にキャッチする体制を整えます。また、子育て支援課児童相談グループとのケース検討会議等を実施するなど、学校教育課と福祉部局の連携を密にすることで、虐待事案の早期対応、早期解決を図ります。	学校教育課
警察や子ども家庭相談センターとの連携	ネット犯罪をはじめとする様々なトラブルから子どもを守るために、米原警察署や彦根子ども家庭相談センター等と連携し、安全確保の取組等を実施します。	学校教育課

### ③被害者の安全確保と自立支援

DV被害等を受けた人が孤立することなく安心して生活できるよう、関係機関や関係各課等との連携の下、徹底した情報管理を行い、被害者の安全確保と自立促進を図ります。

施策	具体的な取組内容	担当課
DV等の被害者の安全確保	緊急時支援フローチャートを作成し、速やかに一時保護ができる体制づくりを行います。また、民間シェルター等の情報収集に努め、新規シェルターの設置等、受け入れ体制の強化に向けた検討を進めます。【新規】	人権政策課 男女共同参画センター
	DVおよびストーカー行為による被害者からの支援申出により、関係課との連携を行い、住民票や戸籍附票の写し等の証明書の交付および住民票の閲覧の制限を行い、被害者の住所が加害者をはじめ第三者に知られることのないようにします。	市民保険課
DV等の被害者の心身の回復や自立に向けた支援	滋賀県配偶者暴力相談支援センター等の関係機関と連携を図りながら、被害者が安全・安心に過ごせる環境をつくり、心身の回復や自立に向けた支援を行います。	子育て支援課 人権政策課
	女性のための相談ルーム「つくし」で様々な悩みの相談を受けるほか、臨床心理士や精神保健福祉士によるカウンセリングを行い、DV等の被害者の心身の回復や自立に向けた支援を行います。【新規】	男女共同参画センター
【新規】 DV加害者の更生に向けた支援の実施	被害者支援の一環として、DV加害者へアドバイス、カウンセリング等の支援を行い、再発の防止を図ります。	人権政策課 男女共同参画センター

## 【1-4】困難を抱える人が安心して暮らせる社会づくり

### ①社会的孤立等に対応した一人にさせない地域づくり

性別に関わらず、誰もが安心して豊かに暮らすことができるよう支援を行います。また、高齢者や障がいのある人が住み慣れた地域で安心して暮らし、自立・社会参加ができるように福祉サービスの充実を図ります。

施策	具体的な取組内容	担当課
支援が必要な人に対する相談支援の充実	高齢者、障がいのある人、外国籍市民、一人暮らしの人等、支援を必要とする人に対する相談機会の充実を図ります。	社会福祉課 福祉政策課 人権政策課
ひとり親家庭に対する支援の充実	母子父子自立支援員による生活や就労等に関する各種支援を実施します。	子育て支援課
生活困窮者に対する自立支援施策の充実	生活困窮者が抱える複合的な課題の解決に向けて、包括的および継続的な相談体制の確立を図るとともに、生活困窮者対策に総合的に取り組み、生活困窮者の自立支援に努めます。	福祉政策課 (関係各課)
外国籍市民に対する支援の充実	外国籍市民に対する情報や相談体制の強化を図り、地域での暮らしやすい環境づくりに努めます。	人権政策課
高齢者福祉の充実	総合相談窓口を設置し、関係機関との連携を図りながら、高齢者の介護保険や生活支援等の総合的な支援を行います。また、認知症サポーター養成講座を開催し、男女を問わず認知症や介護に対する理解を深めます。	福祉政策課
障がい者福祉の充実	「米原市障がい福祉計画」、「米原市障がい児福祉計画」、「米原市障がい者計画」に基づき、各種障がい福祉サービス、通所施設等の整備を行います。また、発達障がい者の支援を図るため、巡回相談、親子教室を実施します。	社会福祉課
サロン活動等による居場所づくり	地域における孤立防止に向けて、年代や性別、国籍を問わず、参加できる居場所づくりを推進します。また、高齢者等のサロン活動をサポートする社会福祉協議会との連携を図ります。	福祉政策課

## 基本目標2 多様な主体との協働

～あらゆる分野への男女共同参画の促進～

説明文を挿入予定です。

### 【2-1】地域・家庭における男女共同参画の促進

#### ①家庭における男女共同参画の促進

男性が家事・育児、介護等に積極的に参加できるよう、家事や育児、介護に関する技術の習得の場や学習機会の充実を図るとともに、家庭における男女共同参画の促進に向けた取組を推進します。

施策	具体的な取組内容	担当課
男性の家事への参加促進	男性も家事参加しやすい環境づくり(フレックスタイムの導入、育児休業休暇の取得等)のための企業に向けた啓発活動を実施します。また、男料理教室を開催するなど、男性が家事に取り組むにあたって必要となる知識や技術に関する情報や学習機会を提供します。	人権政策課 男女共同参画センター
男性の育児への参加促進	子育て支援教室「ぴよぴよクラブ」や子育て支援サイト「まいハグ」等を通じて、妊娠・出産・育児や子育てに関する知識を習得する環境を提供し、男性の子育てへの参画を促進します。	人権政策課 男女共同参画センター 子育て支援課
男性の介護への参加促進	男性向け介護講座等を開き、男性の介護への積極的な参加を促進します。	男女共同参画センター 高齢福祉課
家庭の教育力に関する啓発および講習会等の開催	親子で参加・体験する活動や、家庭教育に関する講座や研修会等を通して、家庭の教育力の向上に取り組みます。	保育幼稚園課 子育て支援課

②誰もが地域活動に参加しやすい環境づくり

重点

地域の活力が低下している集落の持続的発展を目指し、自治会等の地域活動団体の運営や活動に、誰もが積極的に参加し、個性や能力を発揮しながら活躍できるよう支援します。

施策	具体的な取組内容	担当課
地域活動への女性の参加の推進	地域において女性の視点が反映されるよう、自治会役員への女性の登用の重要性に関する啓発を行います。また、女性役員を登用した自治会に補助を出すなど、積極的な女性登用の促進を図ります。	自治協働課 人権政策課
	P T A や子ども会、老人クラブ連合会等、地域における様々な団体において、女性の登用および女性の視点が反映されるよう啓発を行います。	全課
ボランティア活動等における男女共同参加の推進	男女ともに福祉や環境、農林商工等の分野を問わず、ボランティア活動の参加を促進します。	全課
	市内の市民活動団体の連携を深めるため、市民活動団体に関する情報を発信します。	自治協働課
特定事業主行動計画の周知・啓発	「米原市特定事業主行動計画策定委員会」において課題の把握や計画の見直し等を行い、全職員に対し、周知、啓発等を行います。	総務課
地域再生に向けた取組への支援	過疎化する地域の人材不足に対応するため、「まちづくり」組織の設立・運営の支援を行うとともに、性別や世代を超えたまちづくりへの参加を推進します。	自治協働課
	地域資源や地域の魅力を生かした各種イベントを開催し、都市との交流を図るとともに、「水源の里」を支える人を育てます。	自治協働課 (関係各課)

③地域の防災活動における男女共同参画の推進

重点

日頃の防災対策に女性の視点を反映させるとともに、避難所等において女性や子ども等に配慮した運営が行われるよう、地域における防災活動を推進します。

施策	具体的な取組内容	担当課
女性の視点を踏まえた防災活動の推進	防災に係る政策・方針決定過程への女性等の参画を進め、防災に関する各種計画やマニュアルに性別によるニーズの違いや多様な生活者の視点を反映します。	防災危機管理課
	備蓄品や避難所運営のマニュアル等を作成する際や避難場所や災害ボランティア活動の場等において、男女共同参画や多様な性のあり方への視点から、すべての人の安全が保たれるよう配慮します。	防災危機管理課
	女性消防団員を中心に、防災を担う女性リーダーを育成し、女性リーダーが防災の現場で活躍できる環境を整備します。	防災危機管理課
要配慮者の避難体制の充実	災害時等の緊急時において、高齢者、障がいのある人、乳幼児、その他の特に配慮を要する人に対する避難体制の強化を図ります。	社会福祉課 福祉政策課 健康づくり課 防災危機管理課
【新規】誰もが安全に安心して生活できる避難所の整備	避難所の設備、備品、および運営方針等に関し、性別や年齢、障がいの有無、国籍等に関わらず、避難所における被災者の人権が守られ安全に安心して生活できる環境を整備します。	防災危機管理課

## 【2-2】あらゆる分野での女性の活躍推進

### ①女性活躍の基盤づくり

重点

あらゆる方針決定の場に女性が参画できるよう、審議会や委員会等に占める女性の割合の増加を目指します。また、企業や地域における女性活躍の推進に向けた取組や、女性活躍の視点を踏まえた若い世代の移住・定住促進等に向けた支援を行います。

施策	具体的な取組内容	担当課
審議会等の政策や方針決定の場への女性の参画の促進	あらゆる方針決定の場に、女性が参画できるよう、審議会等の委員の選任にあたっては、男女の構成割合が、定数の7割を超えて、一方の性で占めないように努めます。	総務課 (全課)
	市の施策・方針決定過程への女性の参画促進の実現を目指し、広報やSNS等を活用して各種事業等の開催時に女性人材バンク「なでしこネット」についての積極的な周知に努めます。	人権政策課
【新規】 女性人材バンク「なでしこネット」の充実	市の施策・方針決定過程への女性の参画促進の実現に向けて、女性人材バンク「なでしこネット」の登録者の増加を目指します。	人権政策課
管理職等への女性の登用の推進	男女を問わず、能力と適性に応じた管理職等への登用を行うとともに、様々な分野で女性の意見が反映されるよう、人事配置を行います。また、人事考課制度を適切に運用するため、職員研修で考課者研修を行うなど、適正な考課により公平性を確保していきます。	総務課
子育て中の女性が参画しやすい環境づくり	子育て中の女性が審議会等に参加しやすいように、託児や開催時間等について配慮します。	全課
特定事業主行動計画の推進	女性活躍推進法に基づく「特定事業主行動計画」を策定し、市役所における女性活躍の推進に向けて具体的に取り組みます。	総務課

企業・事業所における 女性活躍の促進	男女共同参画、女性の活躍推進に向けて取り組む 市内企業の表彰や公共調達等における評価等につ いて検討を進め、女性の登用促進を図ります。	農林商工課 人権政策課 財政契約課
	入札参加資格審査において、市内建設業者対象の 主観点項目に女性技術者雇用等による評価点を設 定します。また、市内企業や事業所等に対し、女 性役員や管理職の育成に向けた研修やセミナー等 を実施します。	
女性のエンパワーメ ント向上のための支 援	自治会の役員等、地域活動のリーダーとなる人材 の育成に向けて、講座や研修等の学習機会の拡充 を図ります。	男女共同参画 センター 自治協働課 生涯学習課 総務課
	女性のチャレンジを応援するため、女性のエンパ ワーメント（一人ひとりが社会の一員としての自 覚と能力を高め、政治的、経済的、社会的、文化 的に力を持った存在になること）を支援する講演 会や起業塾等を開催します。	人権政策課 生涯学習課
【新規】 移住・定住やU1ター ンの促進に向けた支援	本市で仕事と家庭を両立し、活躍しているロール モデルの紹介や、性別を問わず働きやすい職場づ くりをしている企業の紹介等の情報発信を行います。	農林商工課
	若い世代の移住・定住促進等に向けて、お試し居 住や、事務所、リモートワーク等に適した空き家 を活用し、ビジネスの創出等を支援します。	シティ セールス課
	本市への移住・定住促進等に向けて、リーフレッ トやSNS等を活用した子育て支援施策等の魅力 発信を行います。	子育て支援課



## ②女性の就業支援の促進

女性の就業継続や再就職に関する情報発信を行うなど、就業を希望する女性に向けた支援を行うとともに、子どもをもつ女性に働きやすい環境を整備します。

施策	具体的な取組内容	担当課
女性の就業継続や再就職支援のための情報提供の充実	就業を希望する女性に向けて、職業紹介機関等と連携し、女性の能力開発や職業能力取得に関する情報提供に努めます。	農林商工課 人権政策課
女性の起業への支援	起業を目指す女性に対し、米原市商工会等の関係機関と連携しながら、窓口相談、創業塾やセミナー開催、各種補助制度等の様々な情報提供を行うとともに、経営能力の向上に向けた取組を支援します。	農林商工課
	女性等のチャレンジ支援と、企業や大学、金融機関等の民間事業者等と市が協働することにより、地域産業の活性化や新規事業創出に取り組み、女性や若者が活躍するまちを創造します。	政策推進課 農林商工課
	女性等のチャレンジを応援し、女性や若者が活躍するまちづくりに向けて、クラウドファンディング等を活用した起業支援を行います。【新規】	シティ セールス課
	関係機関と連携して、意欲と能力のある女性が活躍している事例を収集し、広く紹介する取組を推進するとともに、女性団体等のネットワーク化を促進します。	男女共同参画 センター 人権政策課
【新規】 えるぼし認定制度の普及	厚生労働省が女性の活躍推進に関する状況等が優良な企業に対して行う「えるぼし」認定制度の周知・啓発を行います。	農林商工課

### ③あらゆる職業・職種における男女共同参画の推進

農業や商工業等の様々な分野において、性別に関わらず、個性が発揮できる職業を選択できるよう支援します。

施策	具体的な取組内容	担当課
様々な分野における男女共同参画の推進	農業の持続的発展に向けて、関係機関との連携の下、性別に関わらず、新規就農者の育成・確保を図るとともに、より働きやすい環境づくりに努めます。	農林商工課
	経済分野の団体活動を支援し、商工業団体等への女性の参画を促進するとともに、女性の活躍の場の拡大につなげます。【新規】	農林商工課
キャリア教育・職場体験の実施【再掲】	豊かな勤労観、職業観および個性に応じて将来の進路を選択する能力を養うとともに、固定的な性別役割分担意識にとらわれず、主体的に自分らしい生き方を選択できるよう、発達段階に応じたキャリア教育や職場体験を実施します。また、児童生徒が様々な体験を通して、夢と希望を持って、自分の生きがいについて考えられるよう、ボランティア活動等の社会貢献活動を進めることで、自己有用感の醸成を図ります。	学校教育課

## 【2-3】ワーク・ライフ・バランスの推進

### ①職場における男女共同参画の推進

仕事と家庭、地域活動が両立できるよう、ワーク・ライフ・バランスに関する制度や法律について情報を発信し、制度の利用促進と活用できる環境づくりを推進します。

施策	具体的な取組内容	担当課
ワーク・ライフ・バランスの普及・啓発	ワーク・ライフ・バランスをはじめ、男女共同参画に関する情報提供や育児休業制度および介護休業制度について、企業訪問の際の啓発チラシ配布等あらゆる機会を通じた周知を図ります。	人権政策課 総務課 男女共同参画センター 農林商工課
ワーク・ライフ・バランスの推進に向けた企業への支援	働きやすい職場づくりに向けて、市内事業所への研修会やポジティブ・アクションの事例等の情報発信等、啓発を行います。	人権政策課 農林商工課 男女共同参画センター
	市内企業や事業所に対し、男女雇用機会均等法や育児・介護休業法等、各種制度や在宅勤務・フレックス制等、多様な働き方に関する情報提供を行います。	人権政策課 農林商工課 男女共同参画センター
市職員ワーク・ライフ・バランス研修会の開催	自らの働き方を見つめ直し、誰もが働きやすい環境を組織全体で創るため、ワーク・ライフ・バランス研修を実施します。また、年間を通じて、時差出勤勤務制度および年次有給休暇の取得を推進するほか、テレワーク等の多様な働き方を進めることにより、ワーク・ライフ・バランスの推進を図ります。	総務課 人権政策課

## ②男女がともに家事・育児・介護しやすい環境づくり

地域のすべての家庭で、安全・安心に子育てができるまちづくりを進めるため、子育て支援の充実を図るとともに、育児・介護休業制度の取得促進を行い、家事・育児・介護と仕事の両立に向けた支援を行います。

施策	具体的な取組内容	担当課
子育て支援事業の充実	保護者の多様なニーズに応え、子育てを社会で支えることで、安心して子どもを産み育てられる環境づくりを推進します。	保育幼稚園課 健康づくり課 子育て支援課
	妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援を行う子育て世代包括支援センターにおいて、個別ニーズを把握し、必要なサービスを円滑に利用できるよう、関係機関との連携の下、きめ細かい支援の推進を図ります。	健康づくり課 子育て支援課
	地域子育て支援センターにおいて、未就園の親子が安心して過ごせる居場所づくりや、気軽に子育て相談を受けられる体制づくりを行うほか、地域とのつながりが感じられる取組を行うなど、子育て家庭を支援します。	保育幼稚園課
	ファミリー・サポート・センター事業により、育児の援助を受けたい人と援助に協力できる人がそれぞれ会員登録し、相互援助に関する連絡・調整を行います。	子育て支援課
	放課後児童の安全・安心な居場所づくりを目指し、市と地域、市民の協働により、放課後児童クラブ事業を実施します。	子育て支援課
	子育てに関する情報を広報誌等で発信するとともに、子育て関係施設において「米原市子育て応援ガイド」を配布します。	保育幼稚園課 子育て支援課
企業における育児休業・介護休業の取得促進、啓発促進	性別に関わらず育児休業や介護休業を取得しやすい社内風土ができるよう、市内事業所に対しチラシ等を配布し、情報提供や啓発を行うほか、制度についての周知を図ります。	人権政策課 農林商工課
市職員における育児休業・介護休暇の取得促進【新規】	市職員が性別に関わらず育児休業・介護休暇を取得できるよう、制度の利用促進や利用しやすい環境づくりの推進を図ります。	総務課 人権政策課

### ③多様な働き方の促進

コロナ禍を機に仕事におけるオンライン活用が拡大したことで、多様な働き方の可能性が広がっています。テレワーク等、時間を有効に活用でき、場所の制約を受けない柔軟な働き方を可能にする勤務形態の事例紹介や導入する事業所への支援等を推進します。

施策	具体的な取組内容	担当課
【新規】 テレワークの促進	テレワーク等の多様で柔軟な働き方や雇用のあり方について、市内企業や事業所等に啓発を行い、普及を図ります。	人権政策課 農林商工課
	市内企業や事業所に対し、多様な働き方や新たな事業展開を支援するため、テレワークの環境整備やクラウドシステムの導入等に対する補助を行います。	人権政策課 農林商工課
【新規】 ダイバーシティ経営の促進	女性をはじめ多様な人材の能力を最大限発揮させるダイバーシティ経営について、国の「ダイバーシティ 2.0 行動ガイドライン」や企業事例の普及等を通じ、事業者における取組の促進を図ります。	人権政策課 農林商工課

## 基本目標3 多様性の尊重と共生のまちづくり

～誰もが安心して豊かに暮らせる環境づくり～

説明文を挿入予定です。

### 【3-1】男女の生涯にわたる健康支援

#### ①母性の尊重と母子保健の充実

安心して子どもを産み育てることができるよう、切れ目のない支援を行います。また、母性保護に関する正しい知識の普及や母子保健の充実を図るとともに、不妊・不育への支援や女性の健康の保持・増進に向けた支援を推進します。

施策	具体的な取組内容	担当課
母子保健事業の充実	妊娠、出産から出産後も含め、切れ目のない支援を行います。また、乳幼児健康診査を実施し、家庭での育児についての相談・支援を行うとともに、産後うつ等を防ぐため、妊娠期や産後のケアを充実します。	健康づくり課
不妊・不育への支援	特定不妊治療費の一部助成を行うことで、不妊に悩む夫婦の経済的負担を軽減します。また、不育症の検査費および治療費の一部助成を行うことで、安全・安心に出産を迎えることができるよう支援します。	健康づくり課
女性の健診およびがん検診の受診促進	生活習慣病健診とがん検診等を同時に集団健診として市内保健センター等で実施します。また、指定医療機関での乳がん・子宮頸がん検診の実施により、女性特有のがんの早期発見・早期治療を目指すとともに、対象年齢の女性にクーポン券を配布し、無料で受診できる体制を整えます。	健康づくり課

## ②生涯にわたる心身の健康保持と増進

生涯にわたる心身の健康保持および増進に向けて、健康づくりに関する各種支援を行うとともに、地域におけるスポーツ活動の推進等を図ります。

施策	具体的な取組内容	担当課
健康づくりへの支援	健康診断の受診を通じて自分の身体の現状を知り、自己管理できるように、健診結果の説明および個人の健康づくり活動の支援を行います。また、健康・栄養相談、出前講座の実施や食育啓発等、年代に応じた健康づくりに関する支援を実施します。	健康づくり課
地域で健康づくりに取り組める環境づくり	総合型地域スポーツクラブ等との連携の下、市民のスポーツ活動を通じた健康増進を図ります。また、出前講座の活用により、成人から高齢者まで幅広い年代が親しみやすいスポーツを紹介します。	スポーツ推進課

## ③性と生殖に関する意識啓発と性の尊重

学校等における性と生殖に関する教育の充実やリプロダクティブ・ヘルス/ライツ（性と生殖に関する健康と権利）に関する意識啓発を図ります。

施策	具体的な取組内容	担当課
学校における性と生殖に関する教育の充実	保健体育の授業を通して、エイズや性感染症に関する知識や予防法等を学習します。また、各学校の性教育年間計画に基づき、発達段階に応じた性教育を実施します。	学校教育課
【新規】 リプロダクティブ・ヘルス/ライツに関する意識啓発	男女が互いの性について正しい認識をもち、理解を深めることができるよう、リプロダクティブ・ヘルス/ライツ（性と生殖に関する健康と権利）や性感染症について、広報等を通じた周知啓発を行います。	人権政策課

## 【3-2】多様性の尊重

### ①多文化への理解と共生の取組

多様な価値観を認めあう社会が男女共同参画社会であることを認識し、外国籍市民との交流を深め、異なる言語や文化等を理解することで、外国籍市民も暮らしやすい多文化共生社会の実現を目指します。

施策	具体的な取組内容	担当課
【新規】 多文化共生意識の醸成	学校等での人権教育や、広報等を通じて、異なる文化や価値観の違いを認め、お互いの人権を尊重し合う市民意識の醸成を図ります。	人権政策課 学校教育課
多文化共生の理解に向けた支援の充実	NPO 法人米原市多文化共生協会等との連携の下、外国籍市民との共生社会の実現を目指して、交流の機会を提供します。また、外国籍児童生徒やその保護者に対するきめ細やかな支援体制の充実に向けて関係機関との連携を図ります。	人権政策課 学校教育課
	市役所に通訳を配置し、外国籍市民の生活支援を図ります。	人権政策課



## ②多様な性についての意識啓発

性の多様性について、正しい理解を深めるとともに、一人ひとりが多様な性のあり方を尊重することができるよう、意識啓発の推進を図ります。

施策	具体的な取組内容	担当課
多様な性に関する意識啓発	多様な性に関して、講演会の開催等の学習や啓発活動を通じて、家庭や学校、地域社会等における理解の浸透を図ります。	人権政策課 生涯学習課 学校教育課
【新規】 多様な性についての相談体制の充実	多様な性に関する悩みに対応するため、相談窓口の情報提供を行います。また、学校においては、関係機関との連携の下、児童生徒の心情等に配慮した相談支援や教職員に対する啓発等を行います。	人権政策課 学校教育課
【新規】 パートナーシップ制度の導入に向けた検討	性的指向・性自認に関わらず、誰もが自分らしく安心して暮らすことのできる環境を整備していくため、パートナーシップ制度の導入に向けた検討を進めます。	人権政策課
【新規】 多様な性等に配慮した環境の整備	公共施設のユニバーサルデザイン化等を行い、誰もが利用しやすい環境整備を行います。	財政契約課
	性の多様性に対する教員自身の意識を高め、服装・持ち物に関わる校則等を見直し、精神的なフォローや配慮等、きめ細かな支援を行える体制整備を進めます。	学校教育課

# 第5章 計画の推進体制

## 1 庁内推進体制の充実と推進計画の進行管理

男女共同参画社会の実現に向けた総合的かつ計画的な取組の推進に向けて、庁内組織の連携強化を図ります。また、計画の推進にあたって、各事業における実施状況の把握と職員の意識改革、資質の向上に努めます。

併せて、本計画はP D C Aサイクルに基づき、計画の評価・検証を行い、施策の点検・見直しを行うとともに、市民参加による組織「米原市男女共同参画審議会」において進捗状況の確認等を行い、取組の推進を図ります。なお、法改正等の社会情勢の変化や国、県の動向等を踏まえ、必要に応じて計画内容の検討と見直しを行います。

## 2 男女共同参画センター機能の充実

男女共同参画センター（米原市人権総合センター内）では、人材育成の場および活動の拠点として、相談事業をはじめ各種講座等を開催し、男女共同参画社会の実現を目指した機能の充実・強化と支援の推進を図ります。

## 3 多様な主体との連携と協働

市と市民、事業者、N P O、各種団体等がパートナーシップによる連携・ネットワーク化を図り、男女共同参画社会の実現を目指した取組を推進します。また、国や県等の関係機関と連携を図りながら、情報の収集に努め、施策を効果的に推進します。

## 4 SDGsとの整合

S D G s は平成 27 年の国連サミットで採択された、「誰一人取り残さない」持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現のための国際目標です。

本計画においては、各施策の推進により、S D G s の達成に貢献できるよう取組を進めます。



# 資料編

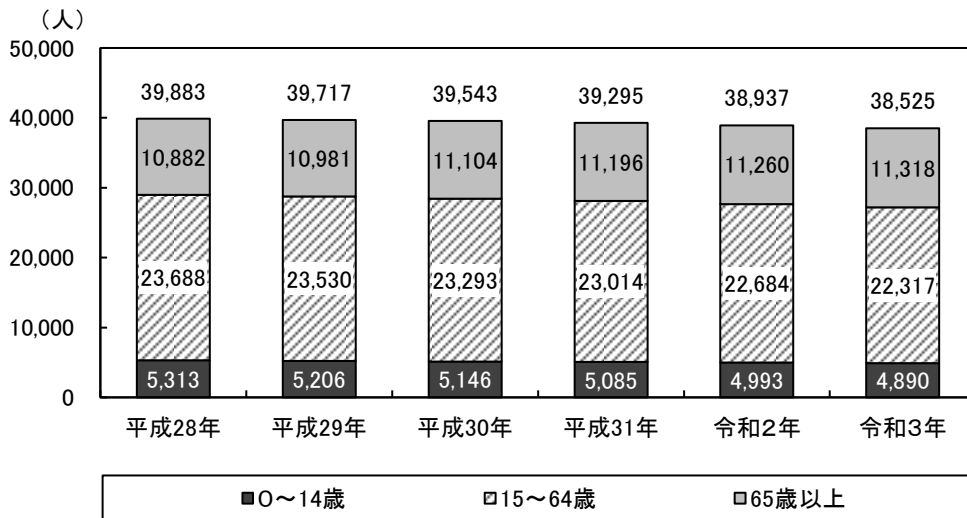
## 1 統計からみる本市の現状

### (1)人口の推移

総人口をみると、年々ゆるやかに減少しており、令和3年では38,525人となっています。

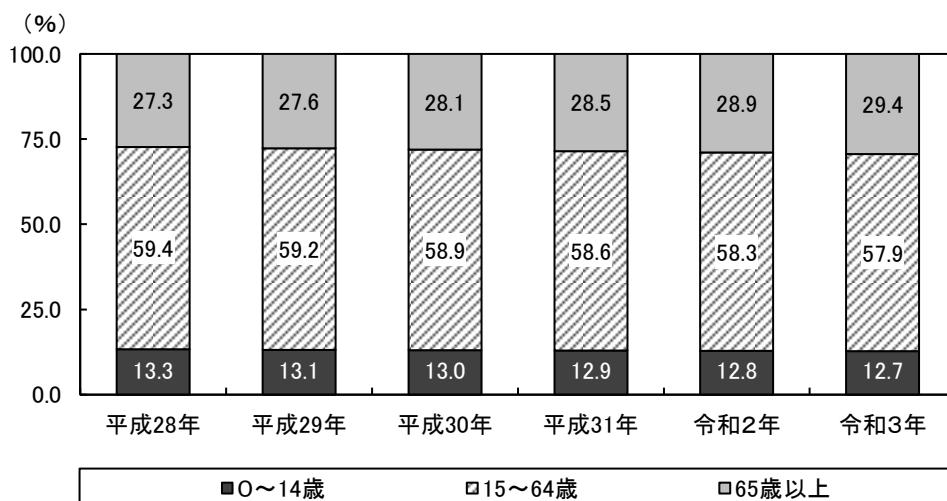
年齢3区分別人口割合をみると、65歳以上の割合が増加する一方、0～14歳、15～64歳の割合が減少しており、令和3年における65歳以上の割合は29.4%となっています。

■総人口および年齢3区分別人口の推移



資料:住民基本台帳(各年1月1日現在)

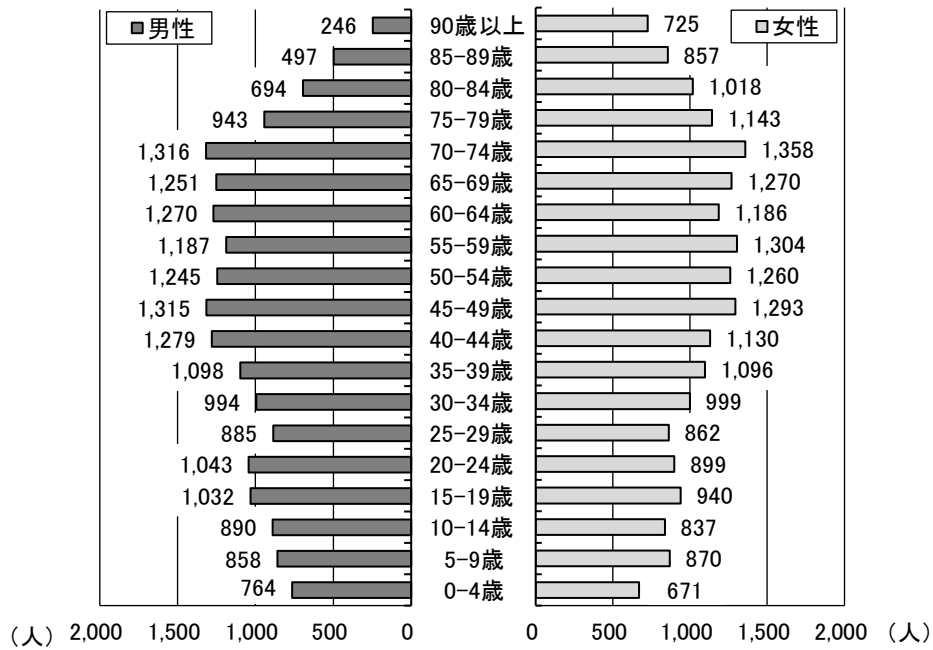
■年齢3区分別人口割合の推移



資料:住民基本台帳(各年1月1日現在)

5歳階級別人口をみると、男女とも70～74歳がそれぞれ1,316人、1,358人と最も多く、次いで男性は45～49歳が1,315人、女性は55～59歳が1,304人となっています。

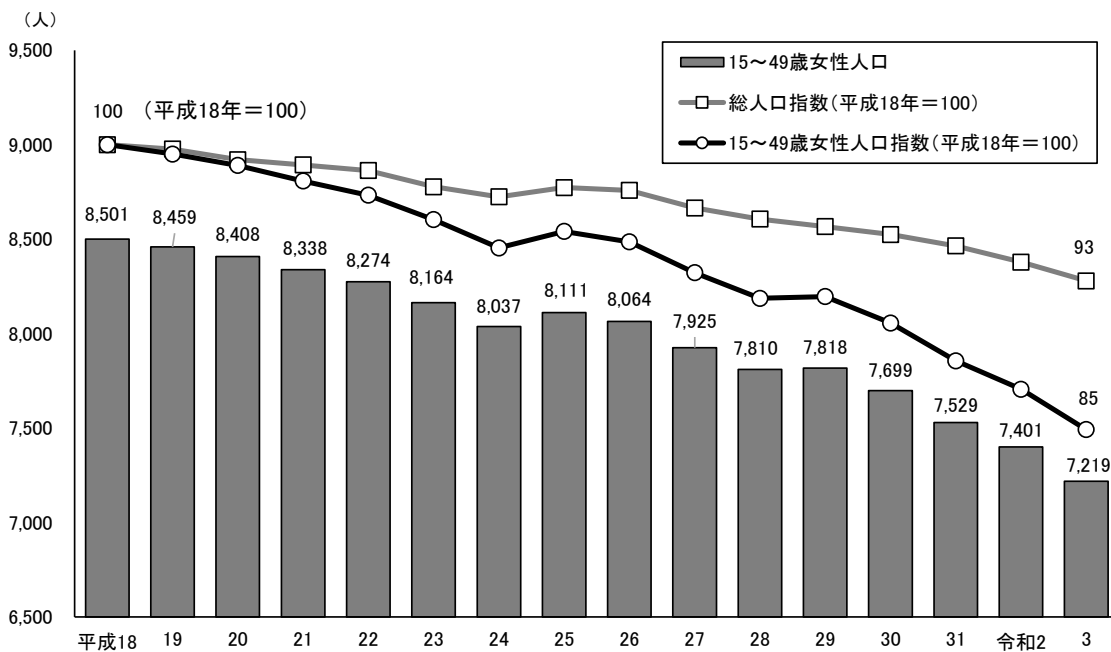
■5歳階級別人口(令和3年)



資料:住民基本台帳(1月1日現在)

15～49歳の女性人口は平成18年から令和3年にかけて1,282人、約15%減少しており、総人口の減少幅(約7%)より大きくなっています。

■15～49歳女性人口と総人口・15～49歳人口指数の推移

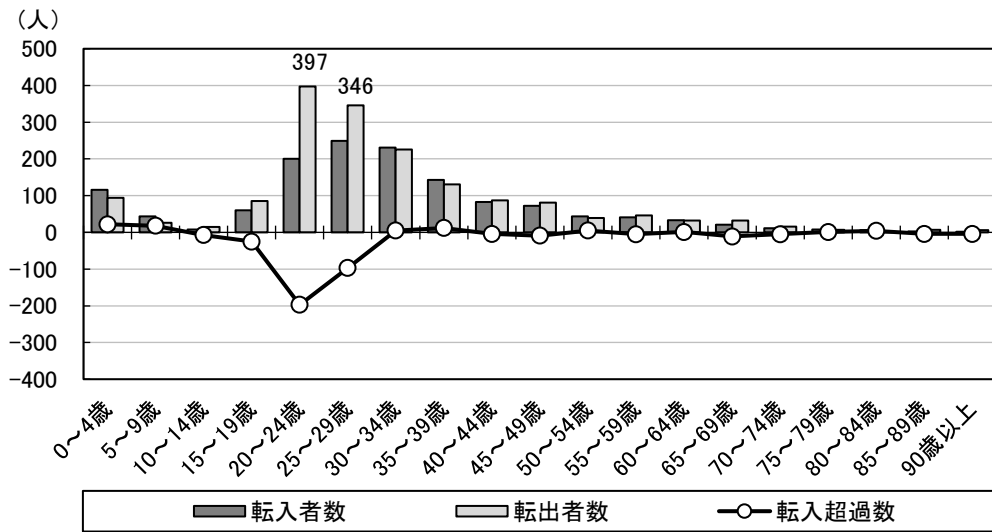


資料:住民基本台帳(平成18～25年は毎年3月末現在、平成26年以降は毎年1月1日現在)

## (2)人口移動の推移

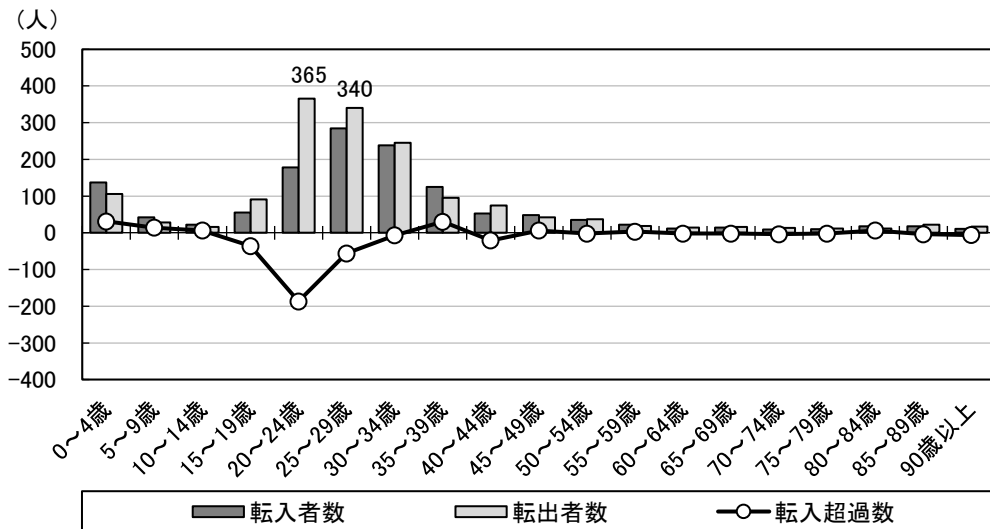
転入・転出の状況を見ると、男性、女性ともに、20歳代前半の転出者が多くなっています。

### ■年齢階級別にみた転入超過数の推移(男性)



資料:住民基本台帳人口移動報告(2017年~2019年の合計)

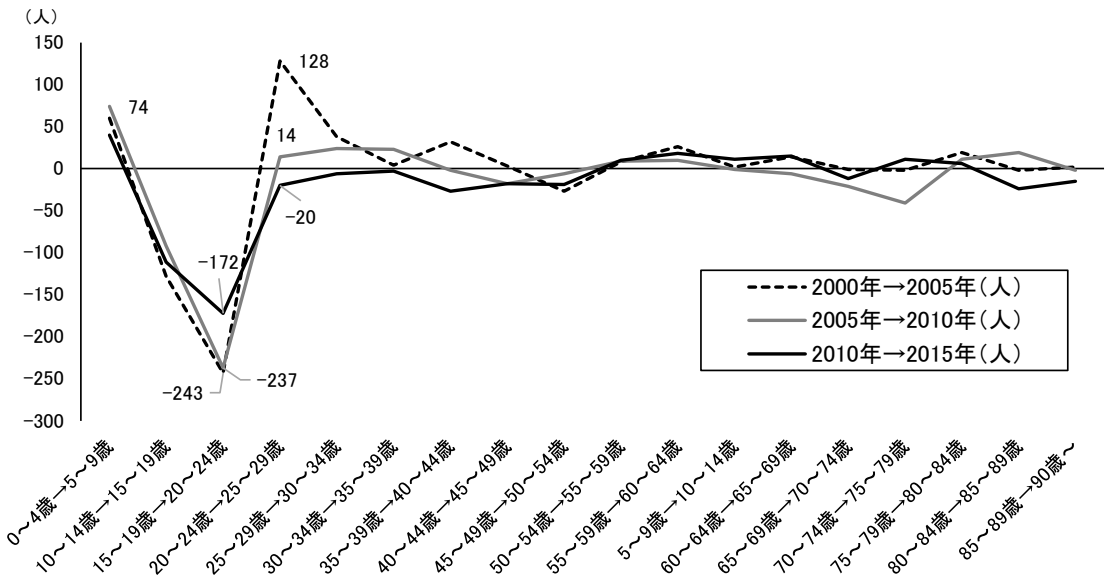
### ■年齢階級別にみた転入超過数の推移(女性)



資料:住民基本台帳人口移動報告(2017年~2019年の合計)

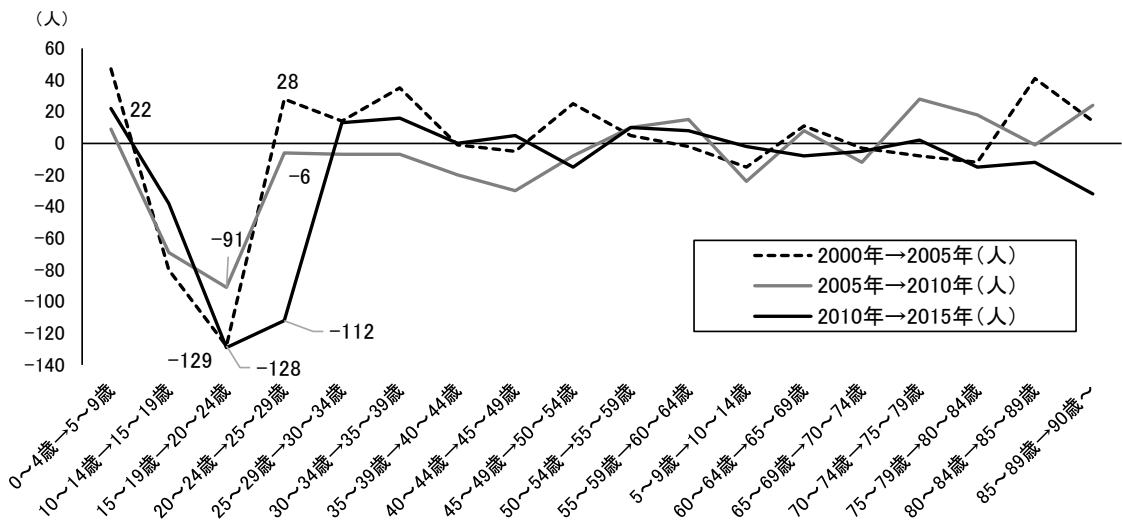
年齢階級別の人口推移をみると、かつては10代後半で大学進学や就職等で米原市を離れた若年層が20代後半以降にある程度は米原市に帰ってくる状況がありましたが、2010年⇒2015年では、20代前半⇒20代後半は転出超過となっています。特に男性と比べて女性では、20歳代後半の戻りが大幅に減少しています。

■年齢階級別の人口推移(男性)



資料:米原市人口ビジョン(令和2年3月改定)

■年齢階級別の人口推移(女性)

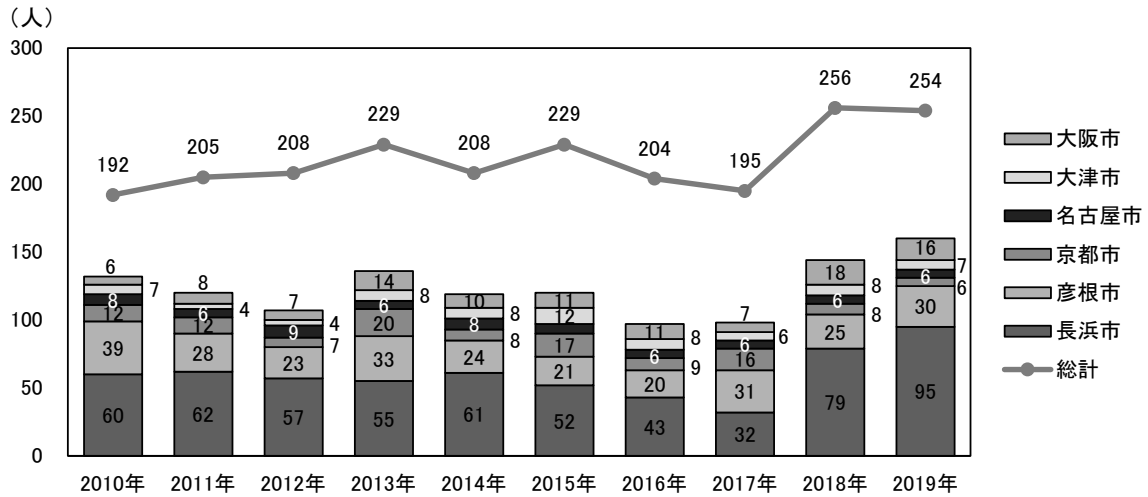


資料:米原市人口ビジョン(令和2年3月改定)

20歳代女性の転出者数は増加傾向にあり、転出先別では2018年、2019年は長浜市への転出の増加が目立ちます。

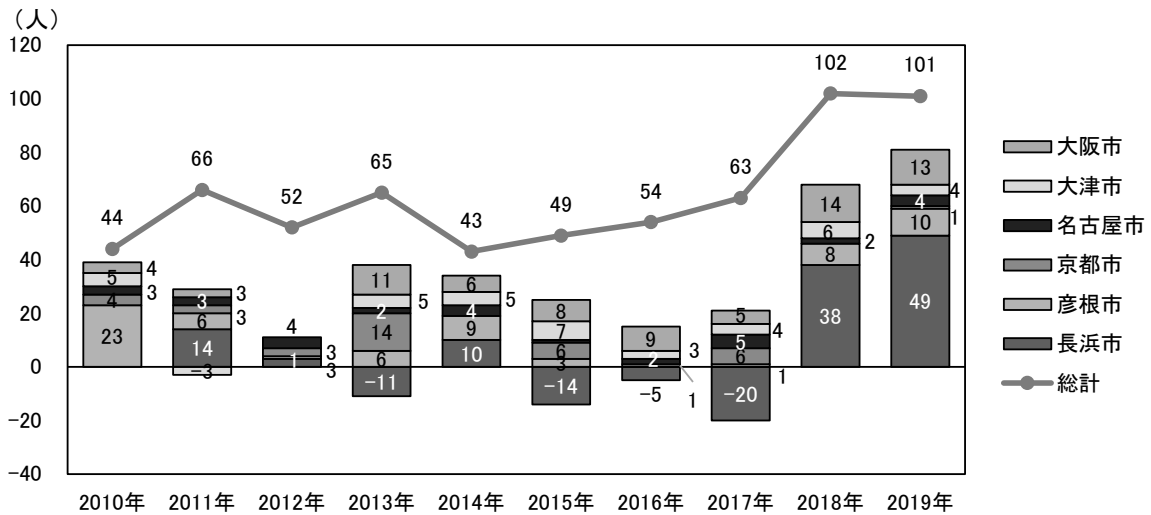
また、20歳代女性の転出超過数も増加傾向にあり、かつては転入超過の年もあった長浜市への転出超過の人数が近年増えていきます。

■20歳代女性の転出者数と主な転出先の推移



資料：地域経済分析システム、住民基本台帳人口移動報告

■20歳代女性の転出超過数と主な転出入先の推移

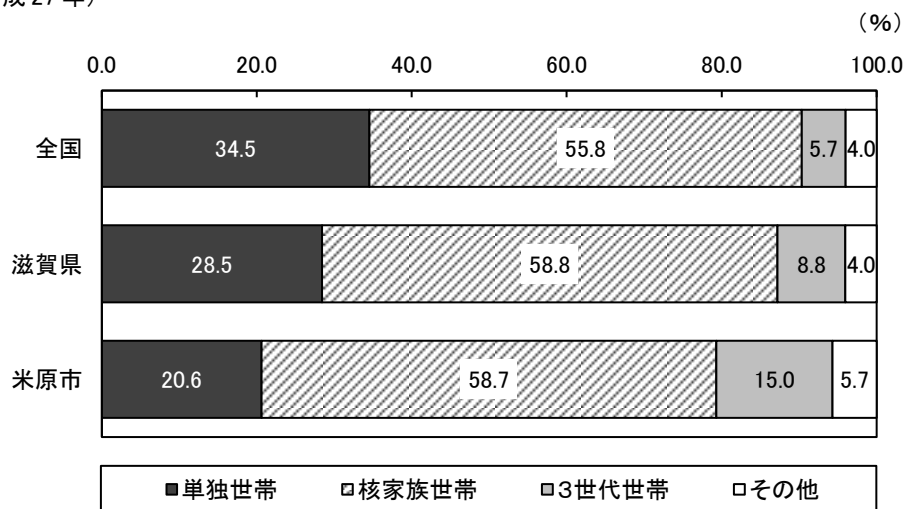


資料：地域経済分析システム、住民基本台帳人口移動報告（※マイナスは転入超過数）

### (3)世帯の状況

世帯構成をみると、全国・滋賀県より単独世帯の割合が低く、3世代世帯の割合が高くなっています。また、核家族世帯の割合は同程度となっています。

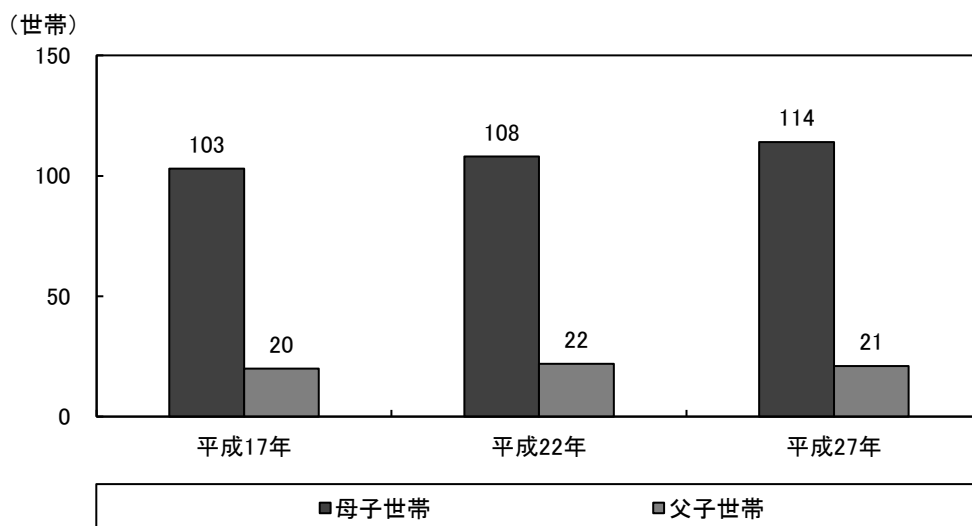
■世帯構成(平成27年)



資料: 国勢調査

ひとり親世帯数をみると、母子世帯は増加傾向、父子世帯は横ばいとなっています。

■ひとり親世帯数の推移



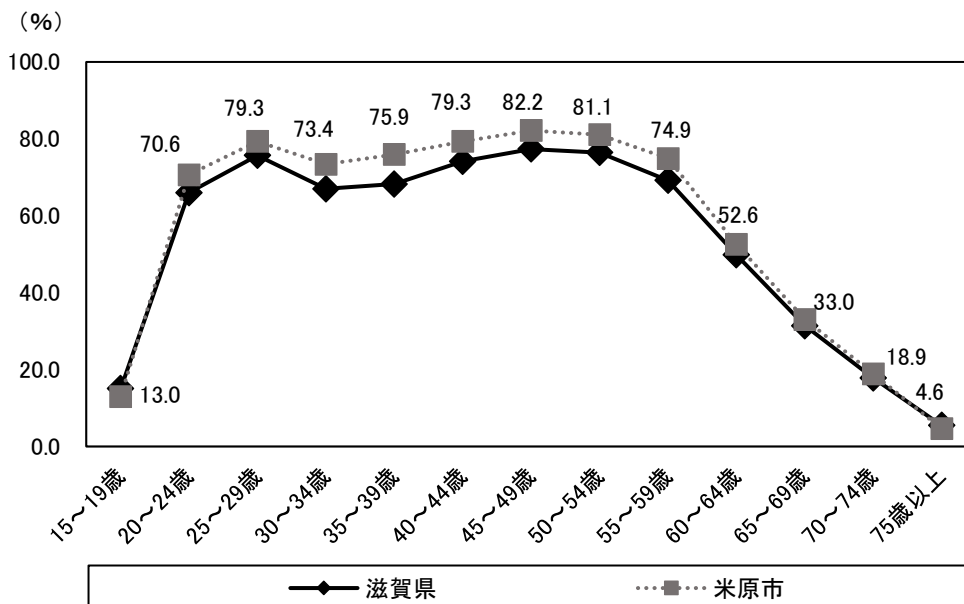
資料: 国勢調査



## (4)女性の就業率

女性の5歳階級別就業率をみると、滋賀県の実績に比べ、20～74歳の各世代で高くなっており、特に30代でその差が大きくなっています。

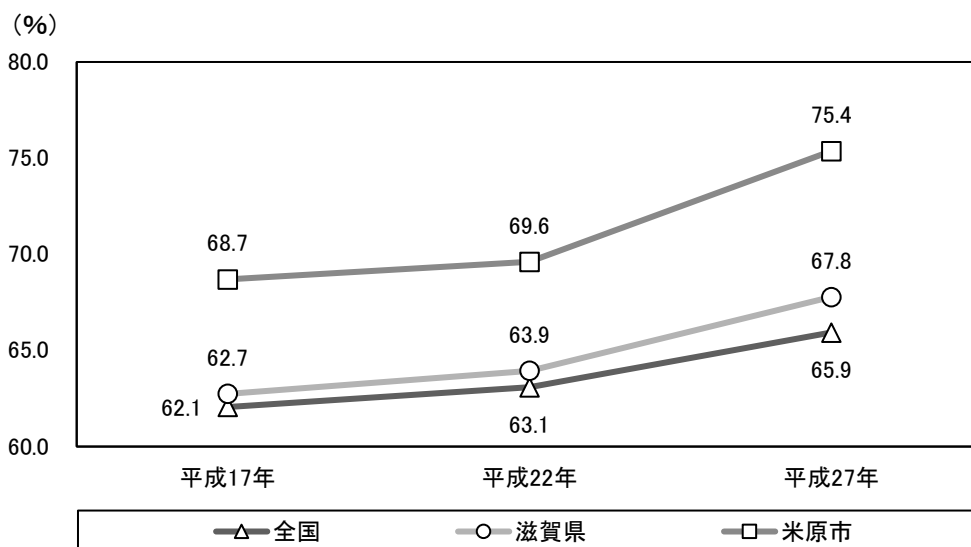
■女性の5歳階級別就業率(平成27年)



資料: 国勢調査

令和7年の政府目標が「82%」(第2期まち・ひと・しごと創生総合戦略)である25～44歳の女性の就業率をみると、本市は平成27年時点で75.4%と、全国、滋賀県を10ポイント近く上回っています。県内市町村の中でも多賀町(76.2%)に次いで高い水準です。

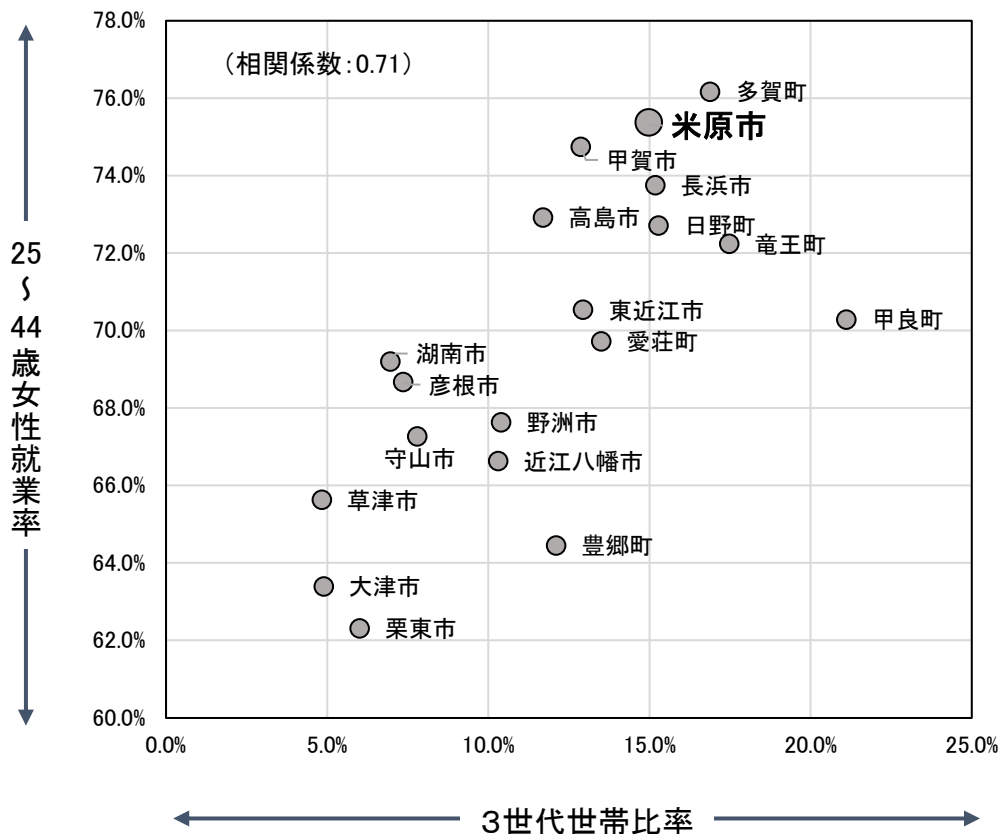
■25～44歳女性の就業率の推移と全国・県との比較



資料: 国勢調査

県内 19 市町の 25～44 歳女性の就業率と 3 世代世帯比率の関係をみると、相関係数 0.71 と強い相関関係があることがわかります。本市は県内 19 市町中、就業率（75.4%）は 2 位、3 世代世帯比率（15.0%）は 6 位といずれも高い数値になっています。

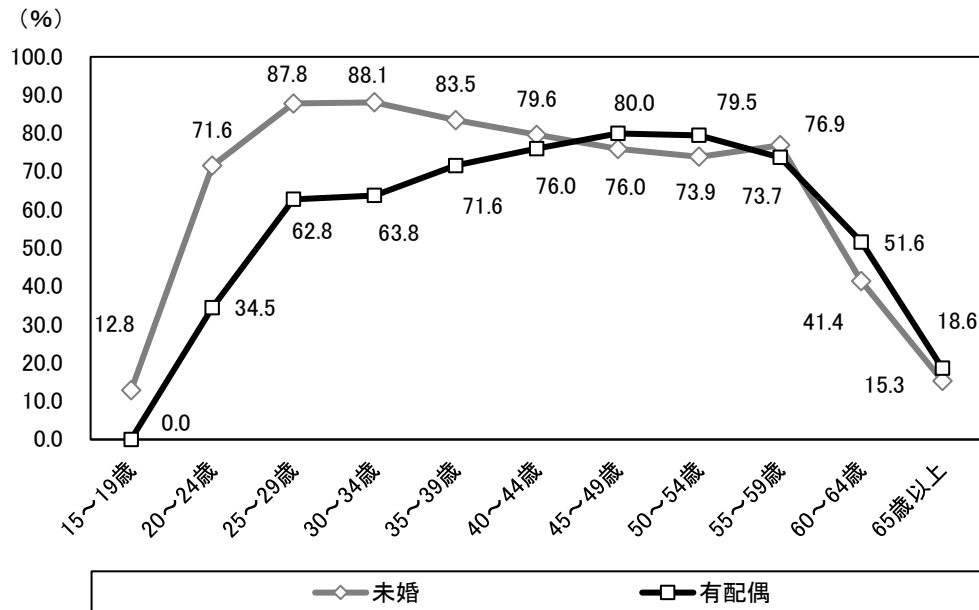
■ 25～44 歳女性就業率と 3 世代世帯比率の県内 19 市町比較（平成 27 年）



資料: 国勢調査

未婚、有配偶別の就業率をみると、20～39歳で大きな差があり、特に20～24歳では37.1ポイントの差と、全国（18.3ポイント）、県（22.2ポイント）と比べて大きくなっています。

■女性の未婚、有配偶別の5歳階級別就業率(平成27年)



資料: 国勢調査

(参考)

■未婚女性の就業率と有配偶女性の就業率の差(平成27年)

(単位: ポイント)

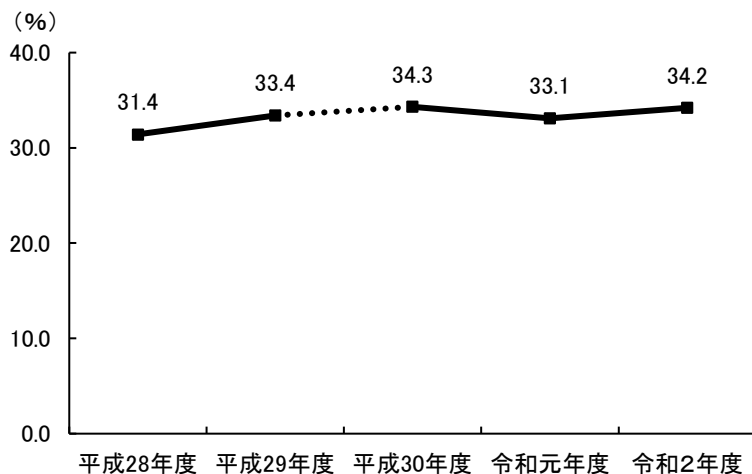
	全国	滋賀県	米原市
15～19歳	-13.2	-8.7	12.8
20～24歳	18.3	22.2	37.1
25～29歳	24.6	30.1	25.0
30～34歳	22.3	27.8	24.4
35～39歳	17.3	21.6	11.9
40～44歳	9.8	9.4	3.6
45～49歳	3.6	1.9	-4.1
50～54歳	0.0	-1.0	-5.6
55～59歳	-0.9	-1.0	3.2
60～64歳	-3.1	0.7	-10.3
65歳以上	-4.8	-4.6	-3.3

資料: 国勢調査

## (5)政策・方針決定の場への女性の参画状況

目標設定に基づく審議会等における女性割合をみると、令和2年において34.2%となっています。

### ■目標設定に基づく審議会等※における女性割合の推移



資料：地方公共団体における男女共同参画社会の形成又は女性に関する施策の推進状況（各年4月1日現在）

※すべての審議会、委員会、協議会等（平成28～29年）。法律、条例により設置する調停、審査、諮問、調査を行うための合議制の機関。市政運営や諸計画の策定にあたり、市民、有識者、関係団体等の意見を聴取するため設ける機関。市の政策に関する研究や連絡調整、啓発等を目的として設置する機関（平成30年～令和2年）

### (参考)

#### ■政策・方針決定の場への女性の参画状況（令和2年度）

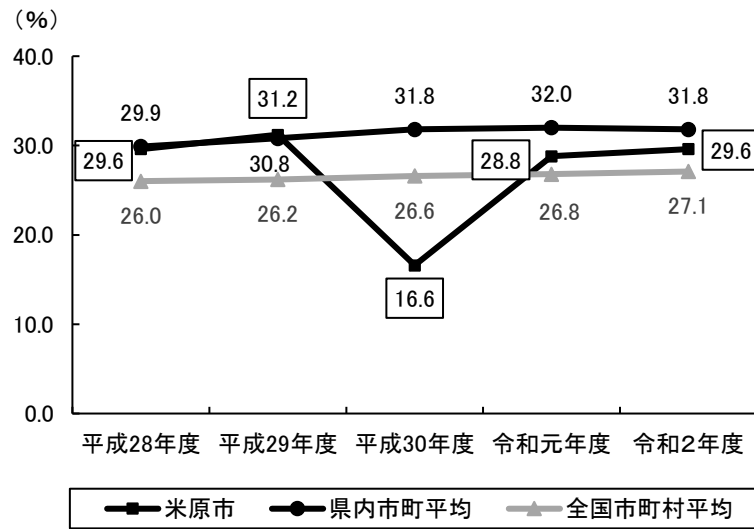
（単位：％）

	米原市	県平均	全国平均	参考・県上位		
審議会委員	29.6	31.8	27.1	①野洲市 39.3	②高島市 38.1	③大津市 37.1
公務員管理職	15.7	22.7	15.8	①多賀町 35.7	②湖南市 31.6	③甲良町 31.3
自治会長	0.9	4.2	6.1	①栗東市 11.3	②草津市 10.0	③大津市 7.6
防災会議委員	7.1	10.4	8.8	①多賀町 23.8	②甲賀市 16.7	③草津市 15.8

資料：地方公共団体における男女共同参画社会の形成又は女性に関する施策の推進状況

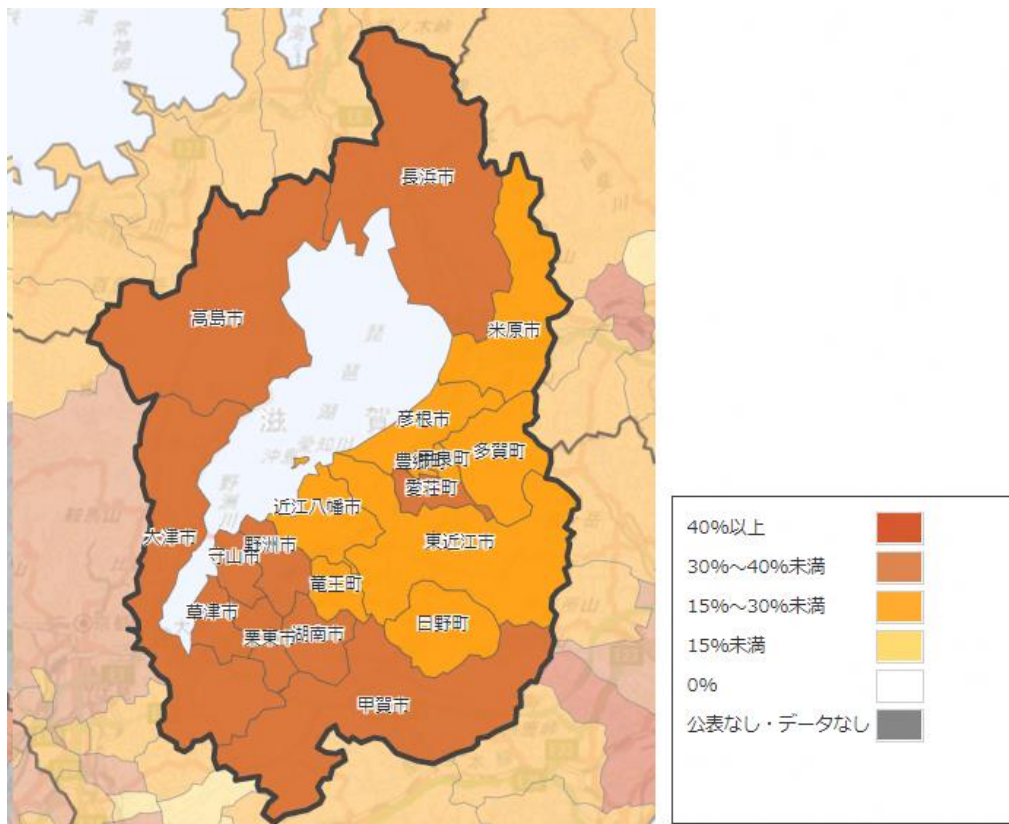
地方自治法（第 202 条の 3）に基づく審議会等における女性割合をみると、平成 30 年以降、県内市町平均を下回って推移しており、令和 2 年では 29.6%となっています。

■地方自治法(第 202 条の3)に基づく審議会等における女性割合の推移



資料：地方公共団体における男女共同参画社会の形成又は女性に関する施策の推進状況(各年4月1日現在)

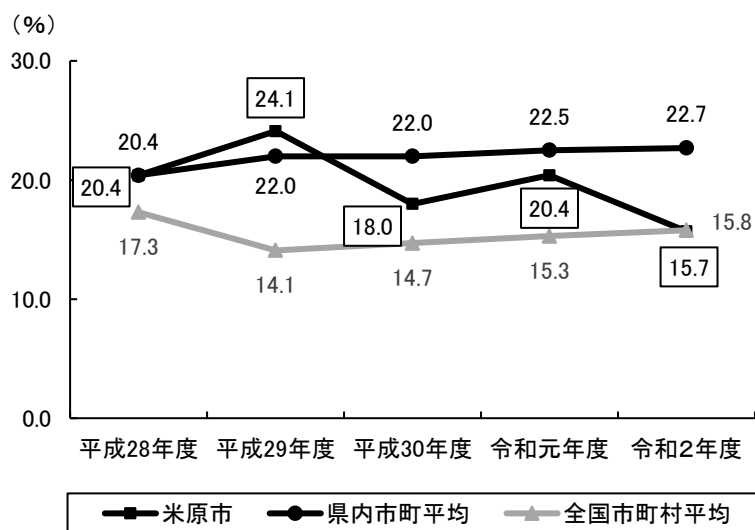
■滋賀県市町の審議会委員に占める女性割合(令和2年度)



資料：内閣府 市区町村女性参画状況見える化マップ

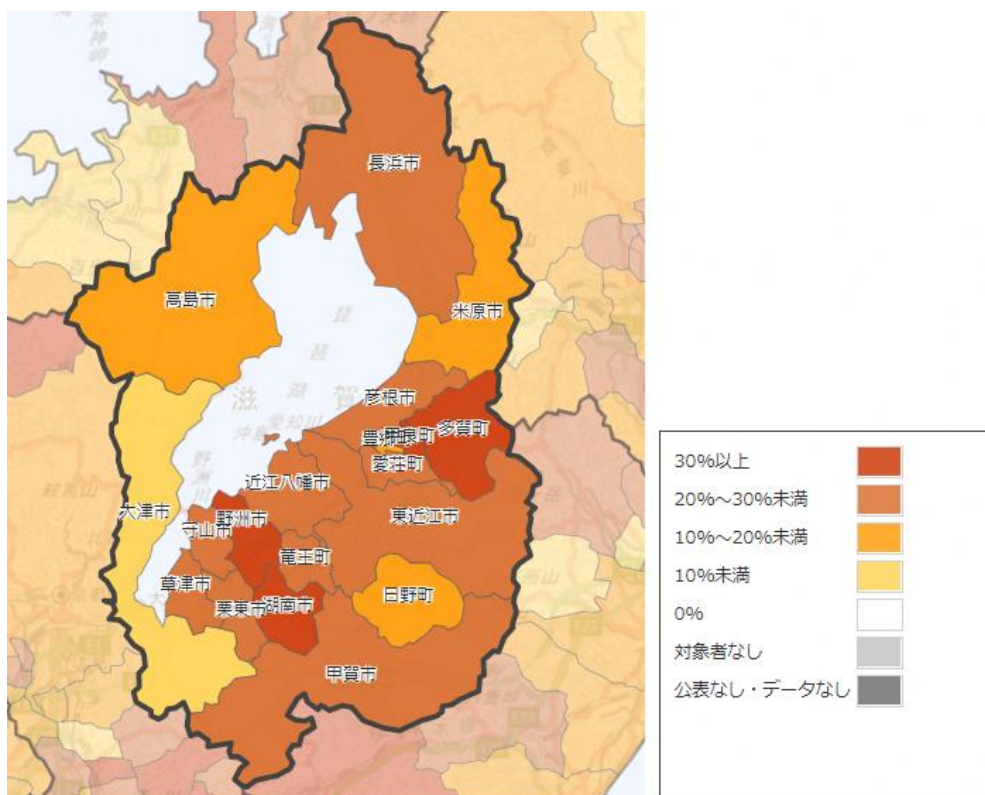
市職員に占める女性管理職（部局長・次長・課長相当職）割合をみると、平成30年以降、県内市町平均を下回って推移しており、令和2年では全国市町村平均も下回り15.7%となっています。

■市職員に占める女性管理職割合の推移



資料：地方公共団体における男女共同参画社会の形成又は女性に関する施策の推進状況（各年4月1日現在）

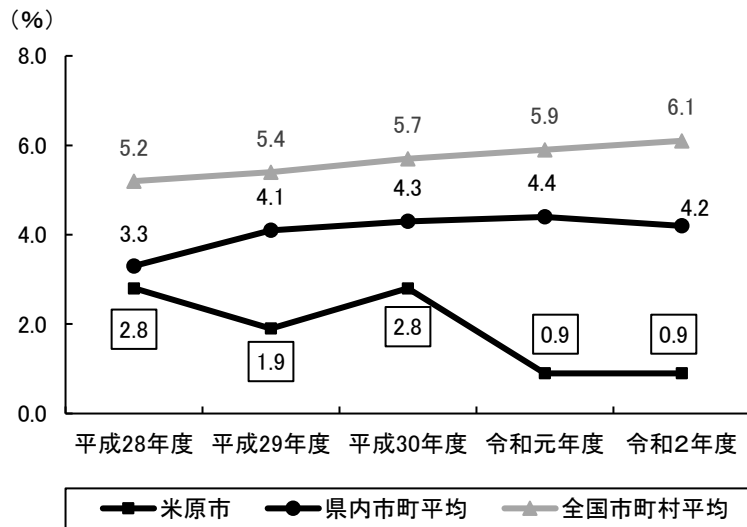
■滋賀県市町の市職員に占める女性管理職割合（令和2年度）



資料：内閣府 市区町村女性参画状況見える化マップ

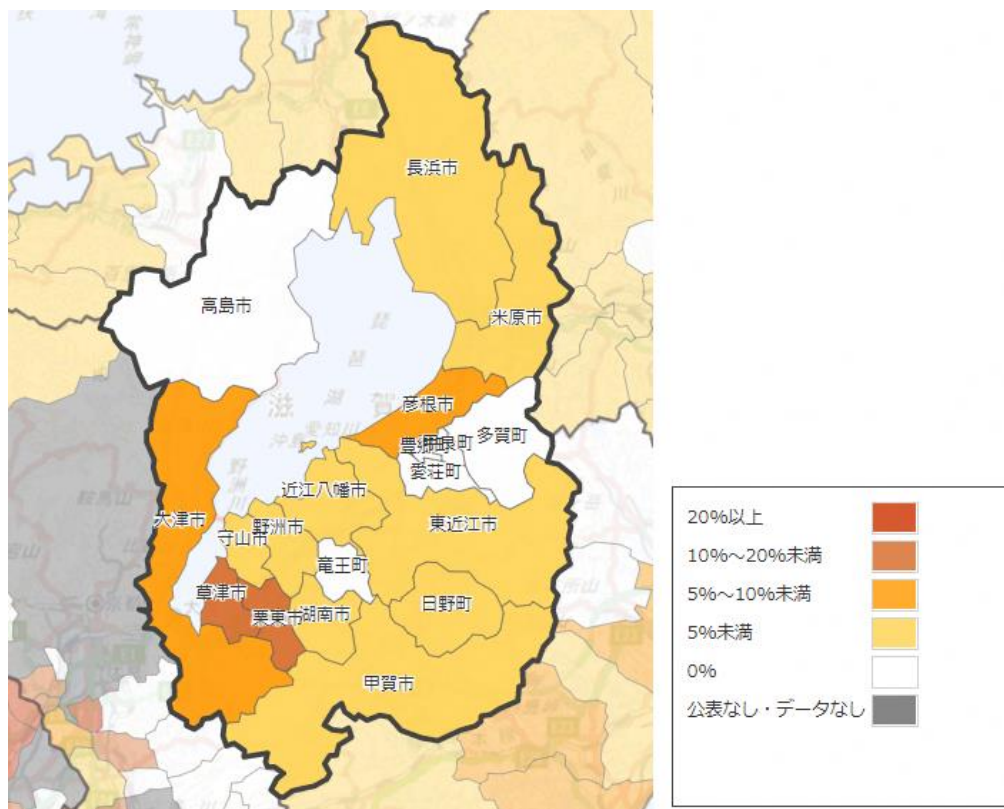
自治会長に占める女性割合をみると、県内市町平均、全国市町村平均を下回って推移しており、令和2年は0.9%となっています。

■自治会長に占める女性割合の推移



資料：地方公共団体における男女共同参画社会の形成又は女性に関する施策の推進状況（各年4月1日現在）

■滋賀県市町の自治会長に占める女性割合（令和2年度）



資料：内閣府 市区町村女性参画状況見える化マップ

## 2 各種調査結果等からみる男女共同参画に関する意識

### (1)調査の概要

男女共同参画に関する市民の意識や家庭等における実態、自治会や事業所における女性活躍の実態等を把握するため、各種アンケート調査と団体へのヒアリング調査を実施しました。

#### ■各種調査概要

区分	対象	調査方法	調査期間	回収率
市民	市内に居住する16歳以上の男女	郵送による 配布・回収	令和2年9月25日 ～10月19日	46.8% (936件/2,000件)
自治会	市内の自治会		令和2年9月 ～10月9日	91.6% (98件/107件)
事業所	市内に本社・本店・支店・ 営業所・事業所を有する 事業所		令和2年7月1日 ～7月31日	71.4% (70件/98件)
団体	市内の自治会、女性の会 等、女性が活躍されてい る団体	聞き取り	令和3年9月15日 ～9月17日	

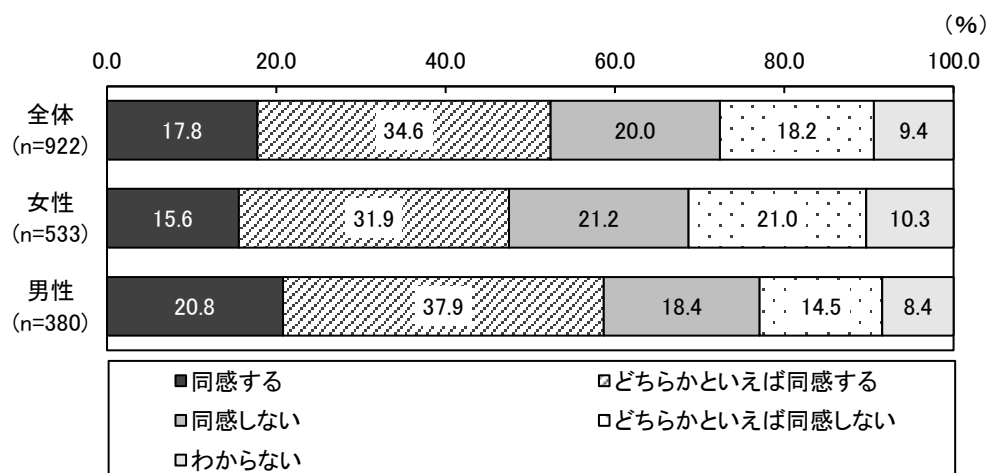
### (2)調査の結果

#### <市民アンケート>

#### 男女共同参画意識の向上

##### ①性別役割分担の考え方

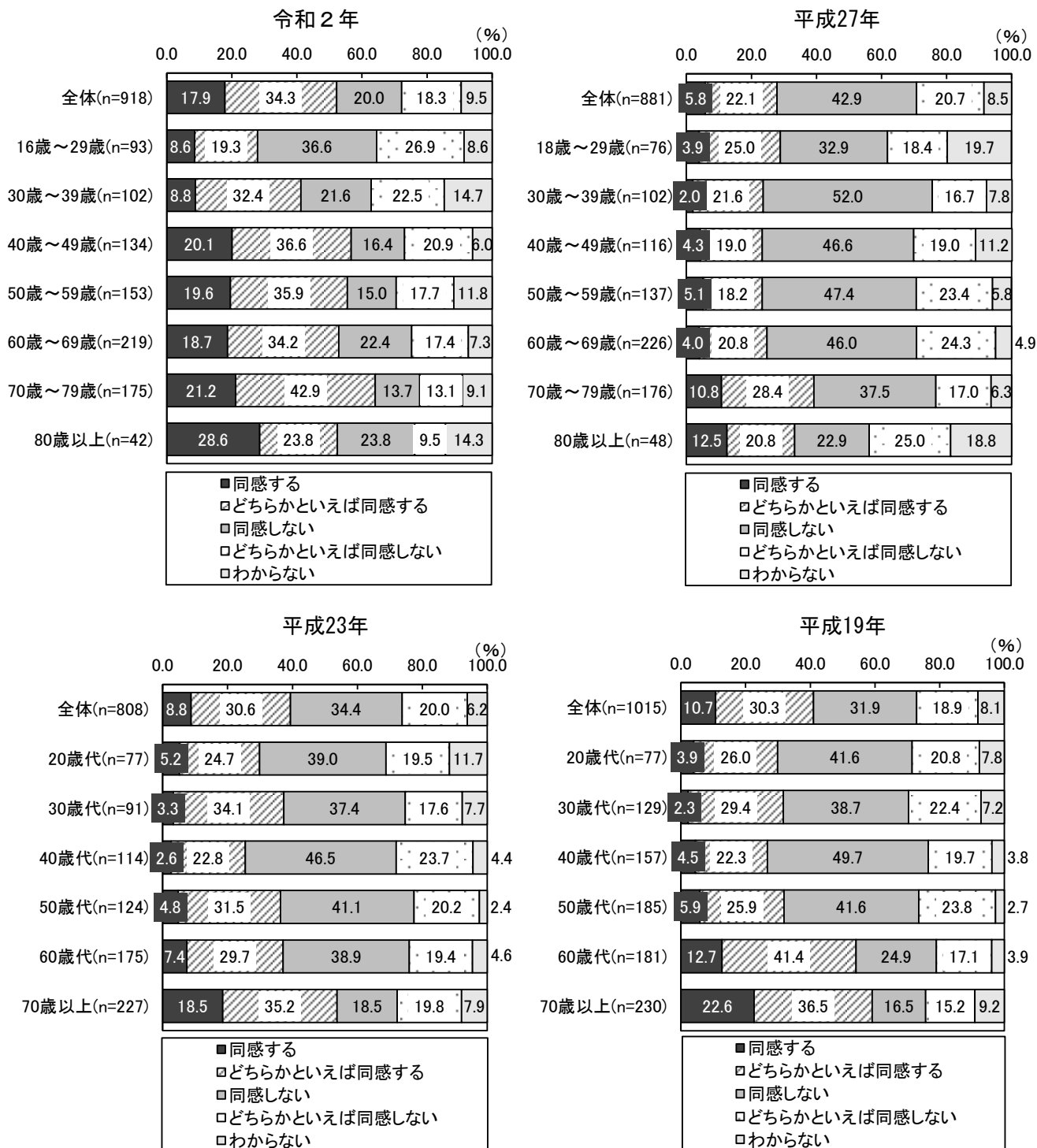
日常的な家庭の仕事に関する性別役割分担の考え方について、同感する人が半数以上となっていますが、男女別にみると、女性では半数以下となっており、男女で意識の差が出ています。





年代別に経年比較すると、平成19年では、60歳以上で同感する人の割合が高くなっていましたが、減少傾向にあり、平成27年には他の年代とほぼ同程度となっています。

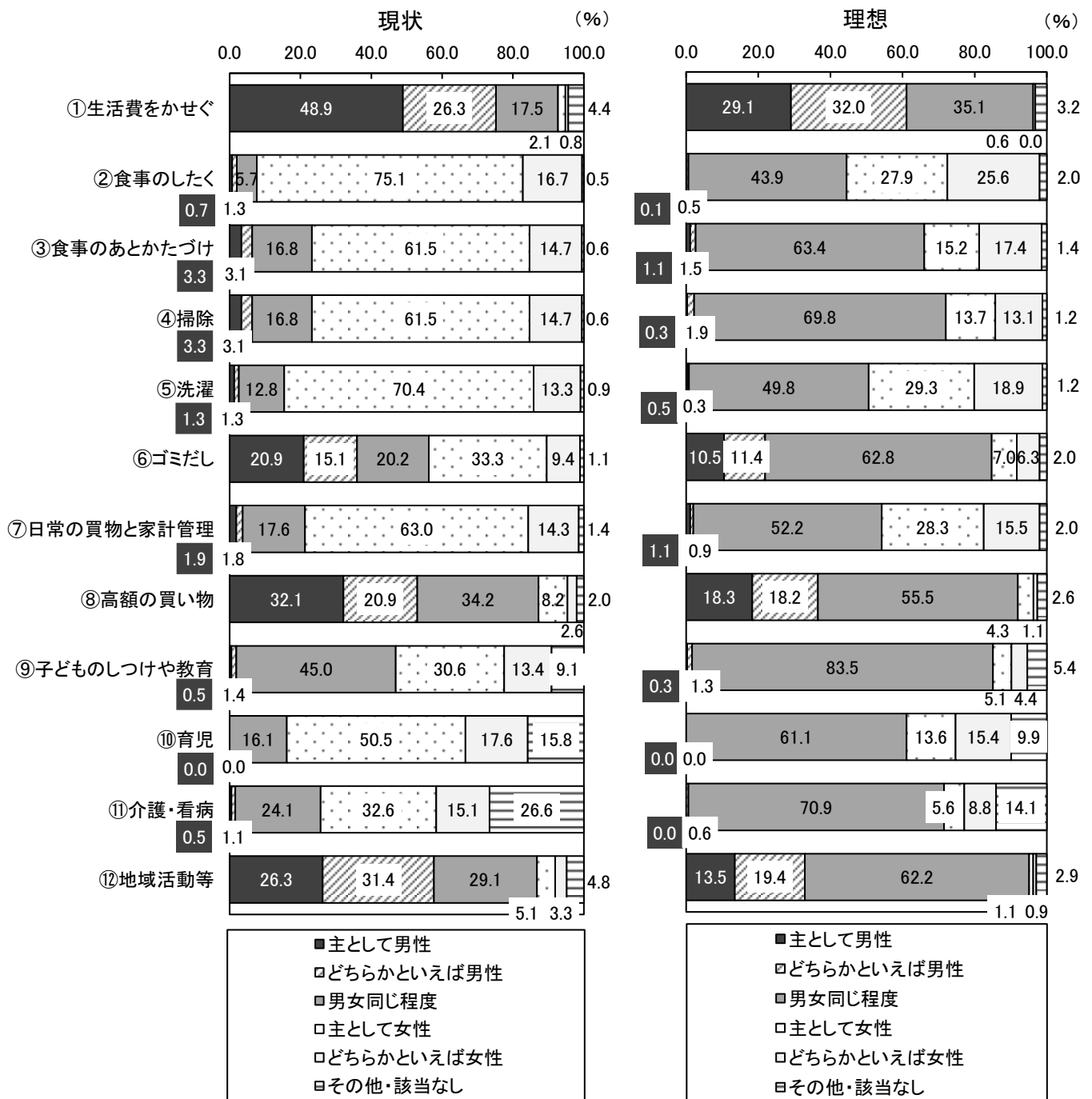
■年代別経年比較



※「男性は仕事、女性は家庭」と考える市民意識の割合について、令和2年の調査では、平成27年の調査までの「「男性は仕事、女性は家庭」といった考え方がありますが、あなたはこの考え方に同感しますか。」という設問文から、「日常的な家庭の仕事について性別によって役割の分担があるといった考え方に同感しますか。」という設問文に変更となっています。

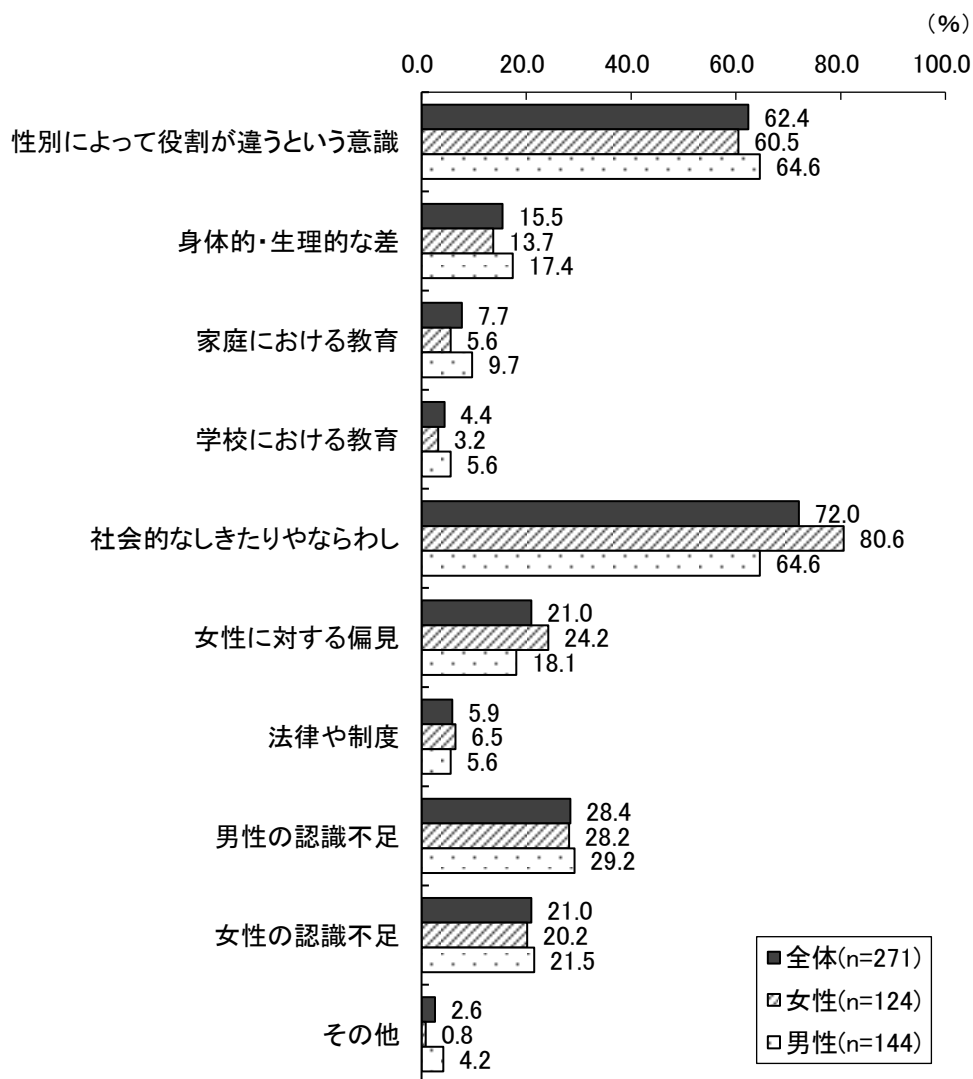
## ②家庭における男女の役割分担

家庭における男女の役割分担について、現状では多くの項目で「主として女性」が高くなっていますが、理想では「男女同じ程度」が高くなっており、現状と理想が一致していない状況です。



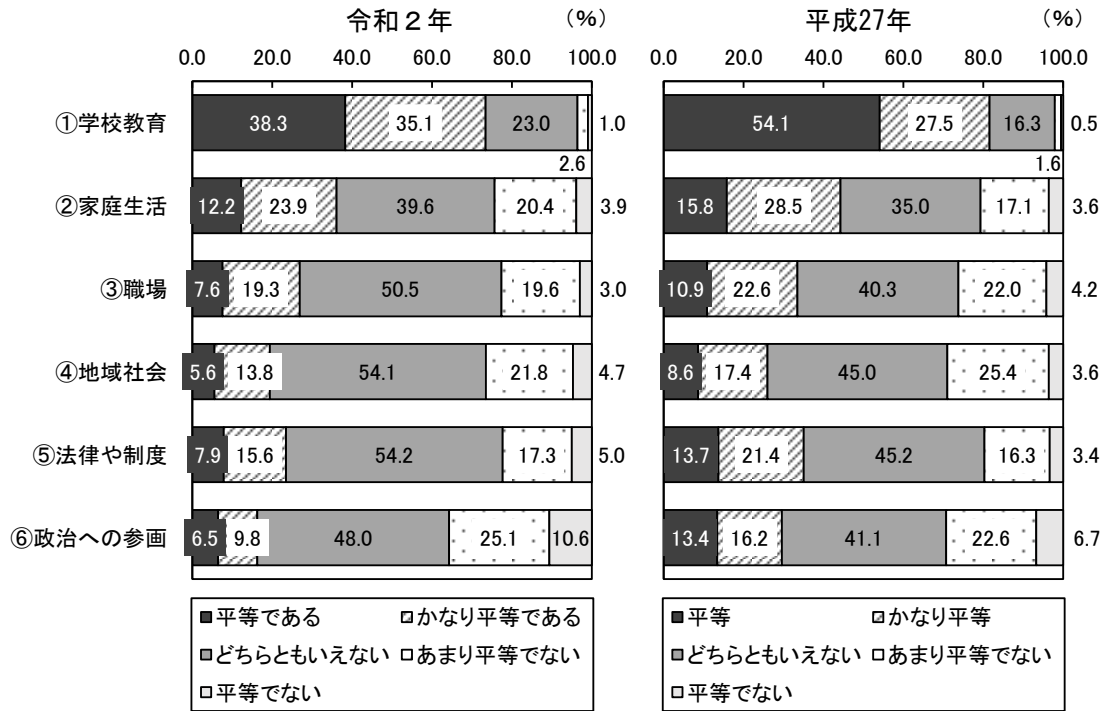
### ③地域の行事等における男女不平等

地域の行事等における男女の不平等の原因について、「社会的なしきたりやならわし」「性別によって役割が違うという意識」が高くなっており、地域においても性別役割分担意識が依然として強く残っていることがわかります。



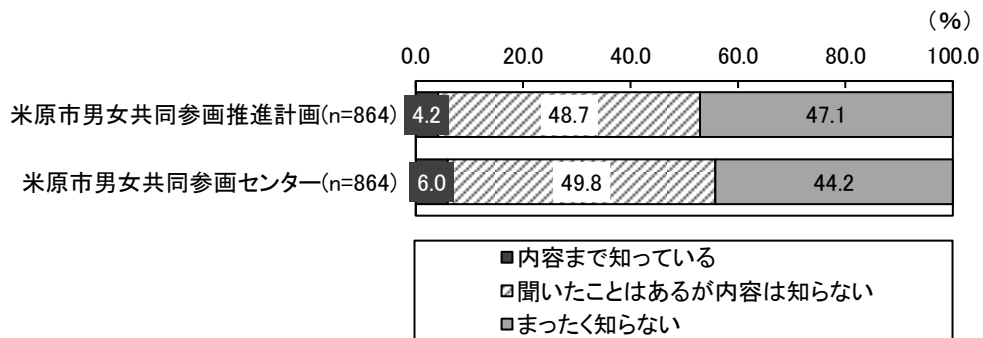
#### ④各分野における男女平等

各分野における男女平等について、前回調査と比較すると、多くの項目で、平等になっていると思う人は減少し、「どちらともいえない」が増加しています。



#### ⑤男女共同参画推進計画等に関する認知度

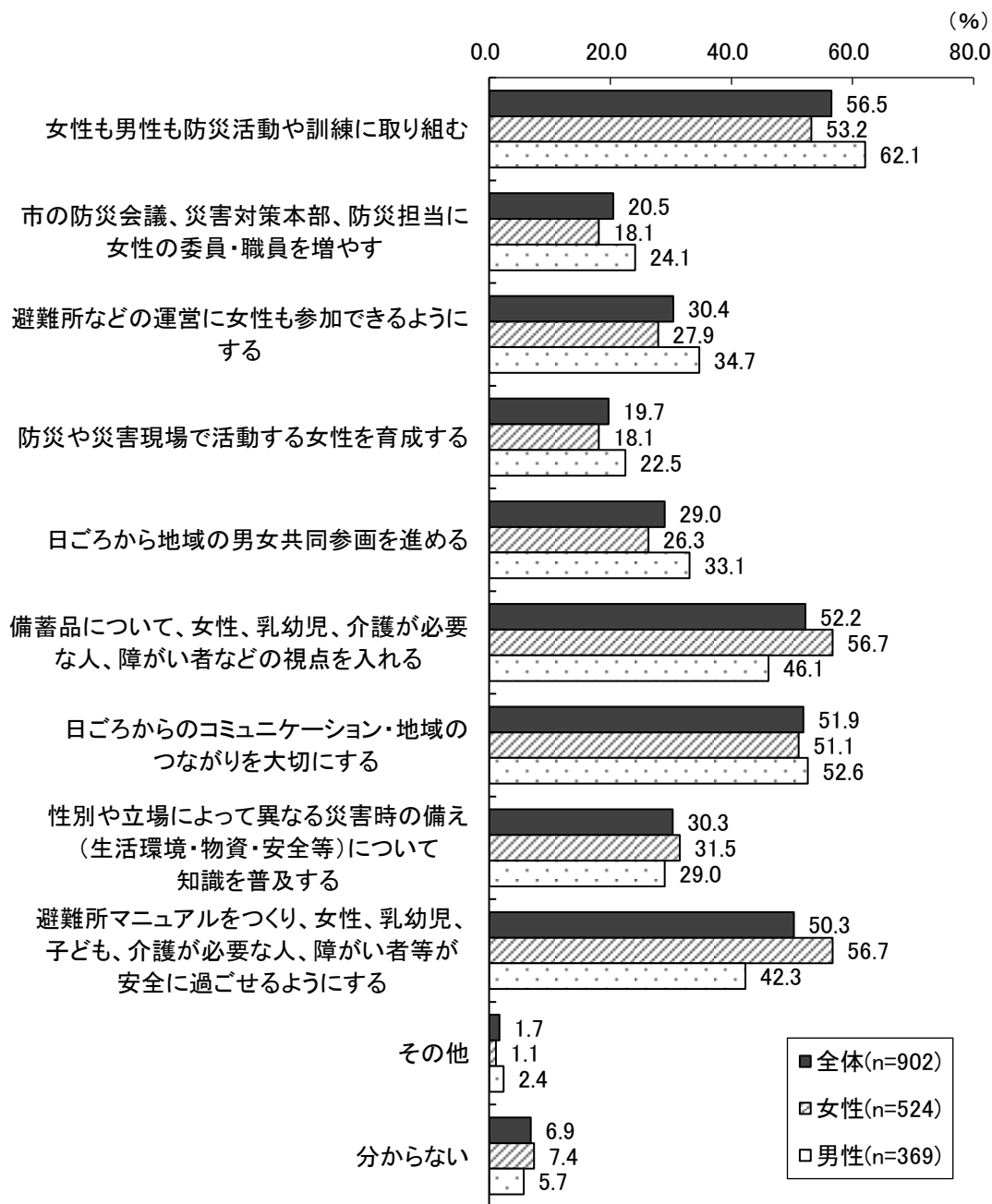
米原市男女共同参画推進計画や米原市男女共同参画センターについて内容を知っている人の割合は低くなっています。



## あらゆる分野における女性の活躍推進

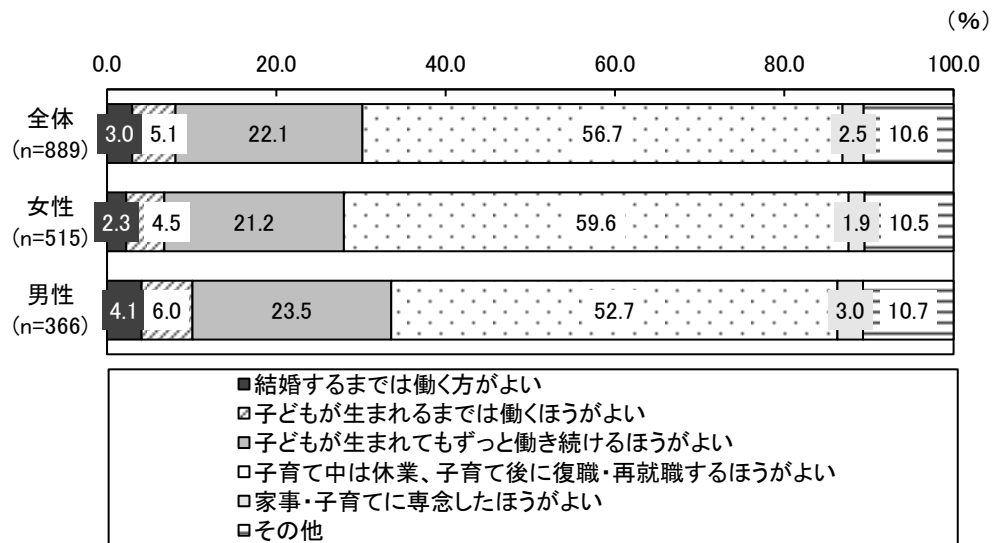
### ⑥災害への備えについて

災害に備えるために必要なことについて、女性では「備蓄品について、女性、乳幼児、介護が必要な人、障がい者などの視点を入れる」「避難所マニュアルをつくり、女性、乳幼児、子ども、介護が必要な人、障がい者等が安全に過ごせるようにする」が高く、5割台後半となっています。



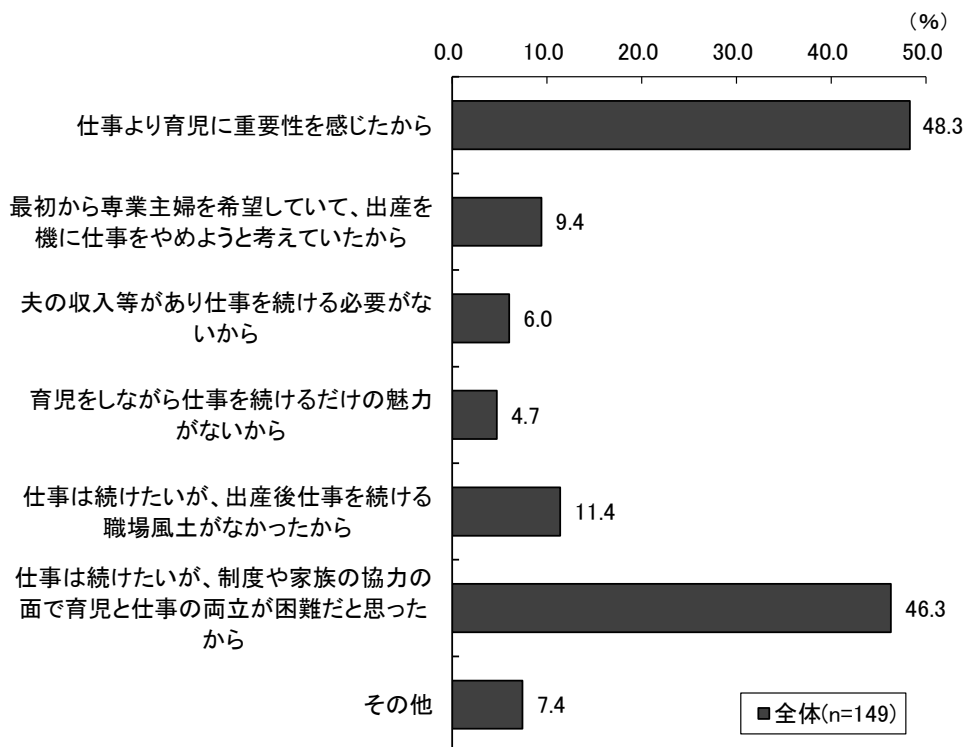
### ⑦女性の働き方について

女性の働き方について、「子育て中は休業、子育て後に復職・再就職するほうがよい」が半数以上で、「子どもが生まれてもずっと働き続けるほうがよい」は2割にとどまっていることから、家事・育児を女性が中心に担っており、仕事との両立が難しい現状がうかがえます。



### ⑧出産後に離職した女性の離職理由

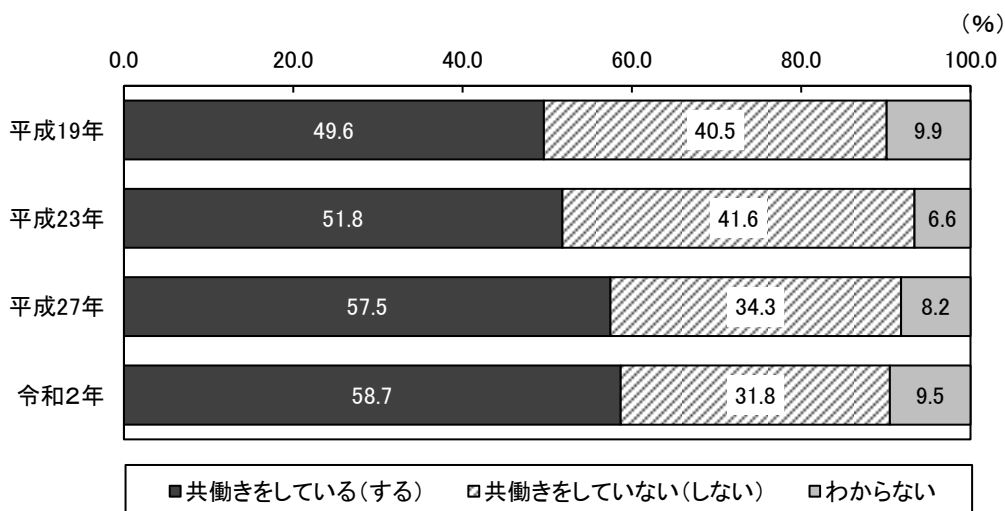
出産後に離職した女性の離職理由について、「仕事は続けたいが、制度や家族の協力の面で育児と仕事の両立が困難だと思ったから」が4割台後半と高くなっています。



## ワーク・ライフ・バランスの推進

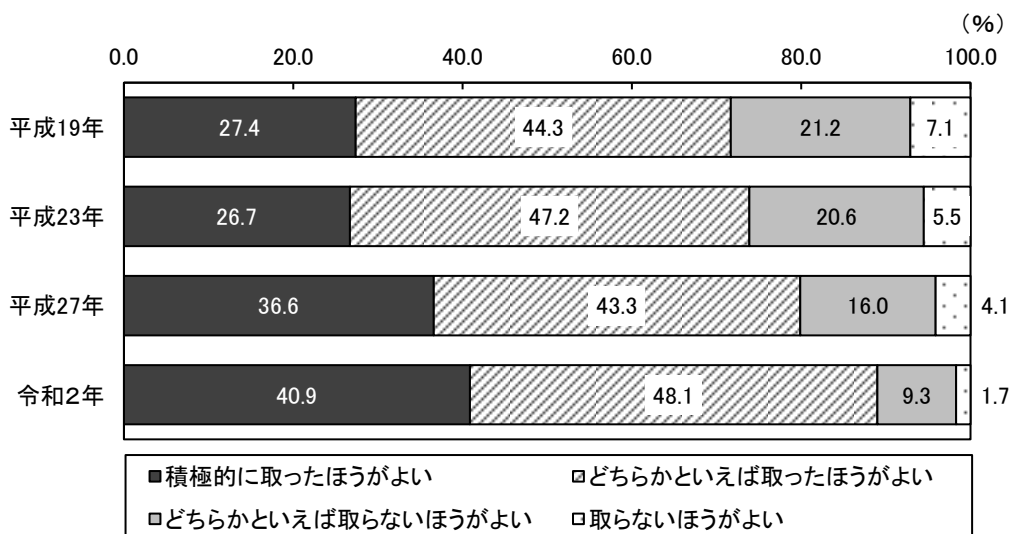
### ⑨共働きについて

「共働きをしている（する）」家庭の割合は、経年でみると増加しています。



### ⑩男性の育児休業について

男性が育児休業を取得することについて、経年でみると「積極的に取ったほうがよい」と考える割合は増加し、4割程度となっています。



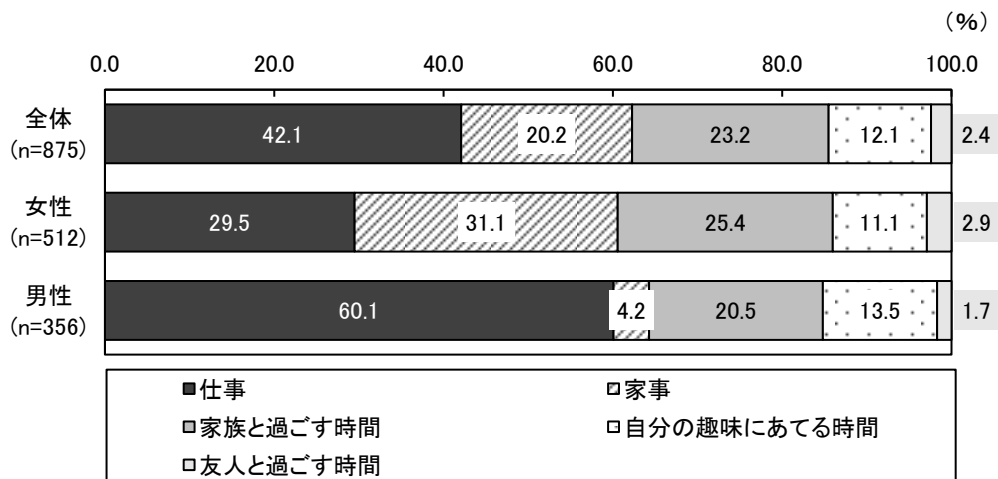
①生活の中で優先しているもの

普段の生活の中で、最も優先しているものについて、男性は「仕事」が6割程度、女性は「家事」が3割程度と高くなっています。

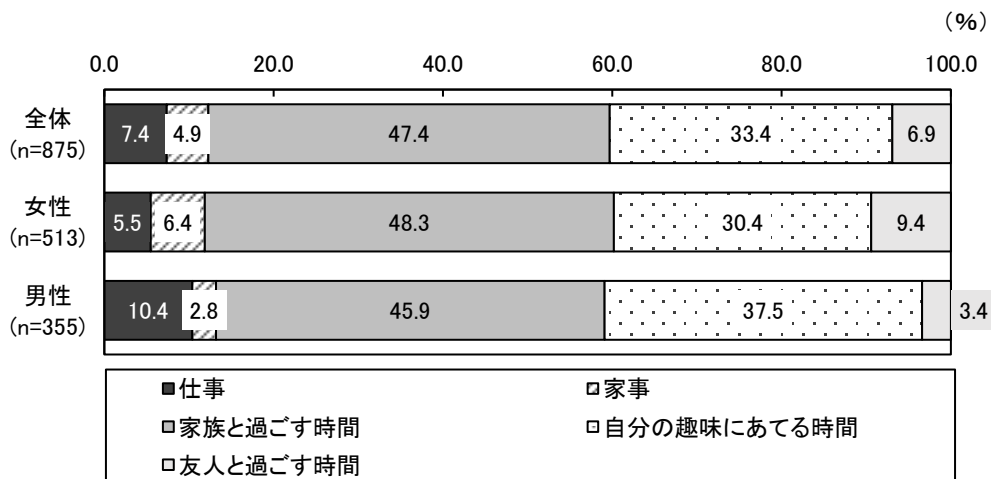
一方、普段の生活の中で、最も優先したいと希望するものは、男女ともに「家族と過ごす時間」が4割以上と最も高くなっています。

普段の生活の中で優先したいものの「現実」と「希望」が異なっている理由について、「配偶者や家族の理解不足」が特に女性に多い一方で、「職場における残業などの長時間労働」「職場の上司や同僚の理解不足による」が特に男性で高くなっています。

【現実】

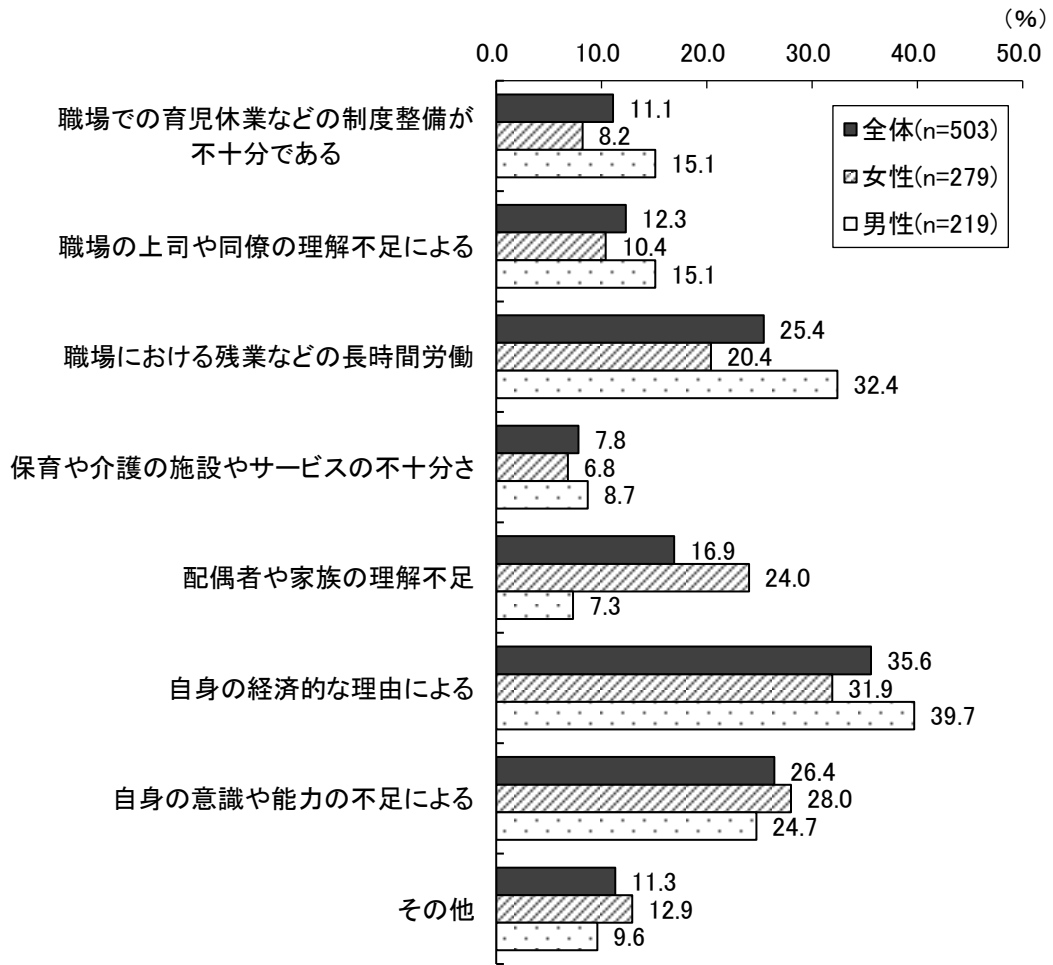


【希望】



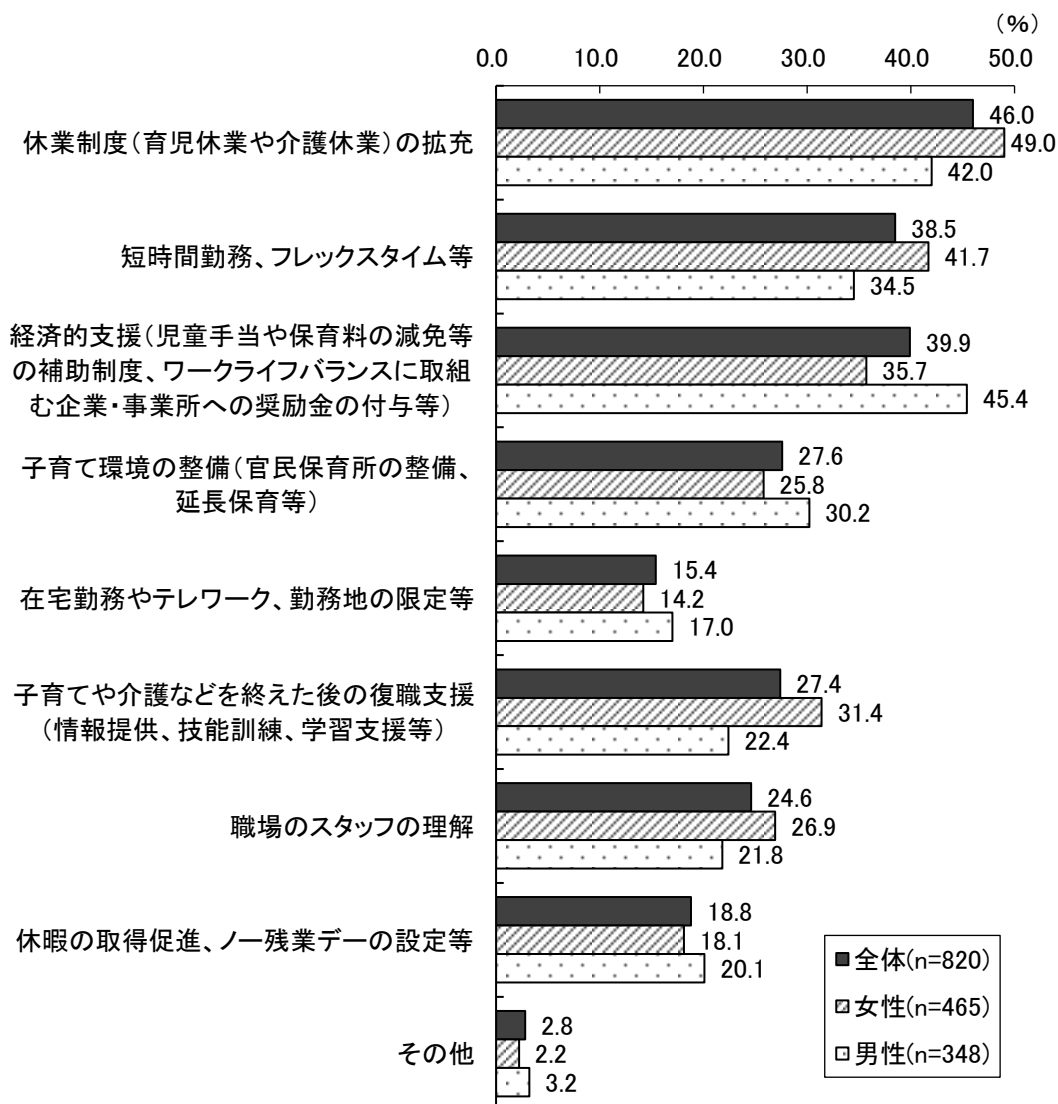


【現実と希望が異なる理由】



⑫企業や事業所の取組について

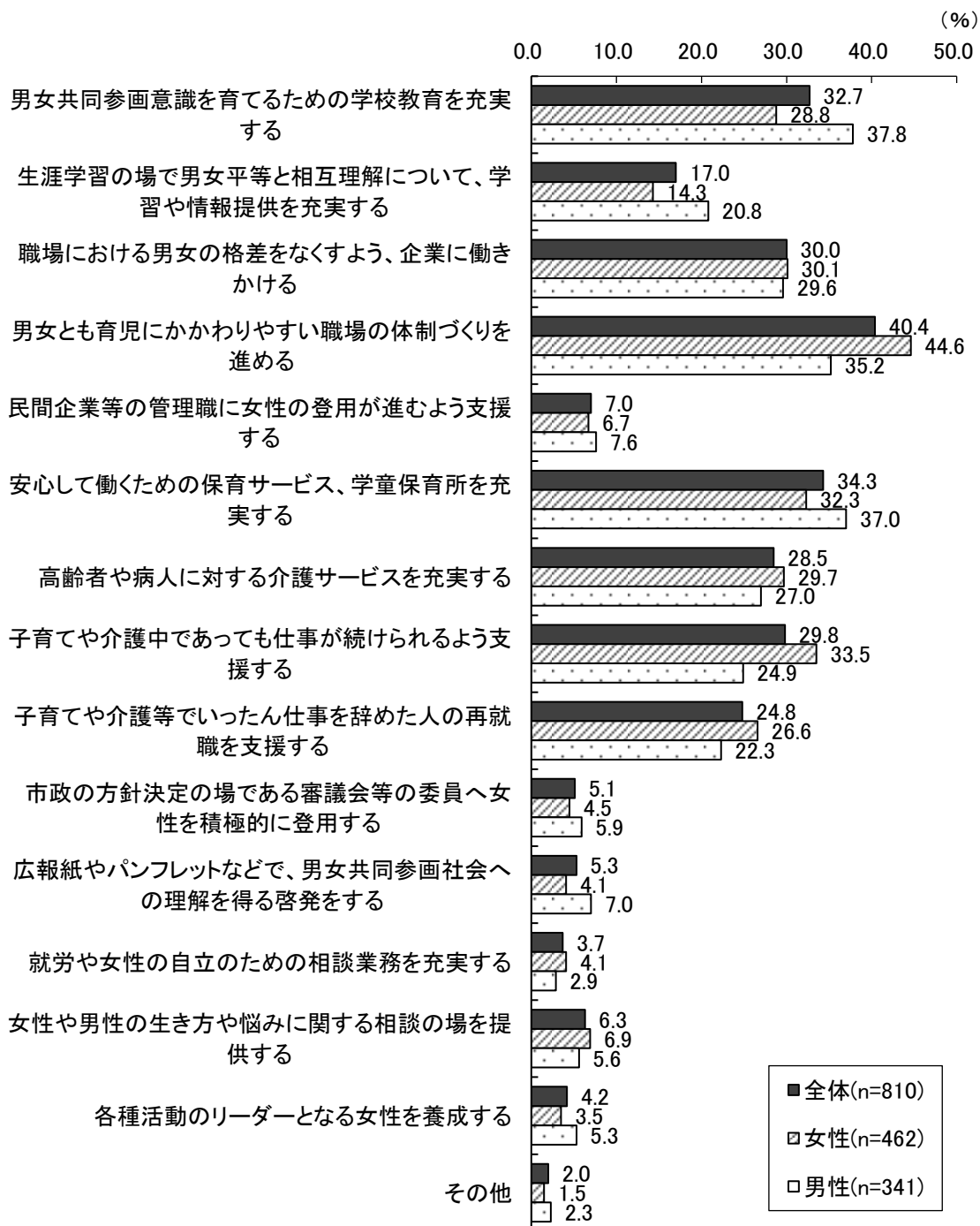
企業や事業所の取組として大切だと思うことについて、「休業制度（育児休業や介護休業）の拡充」が最も高くなっています。



③力を入れていくべきことについて

男女共同参画社会の実現に向けて、力を入れていくべきことについて、全体では「男女とも育児にかかわりやすい職場の体制づくりを進める」が最も高くなっています。

性別で見ると、女性は「男女とも育児にかかわりやすい職場の体制づくりを進める」が最も多く、男性は「男女共同参画意識を育てるための学校教育を充実する」が最も高くなっています。



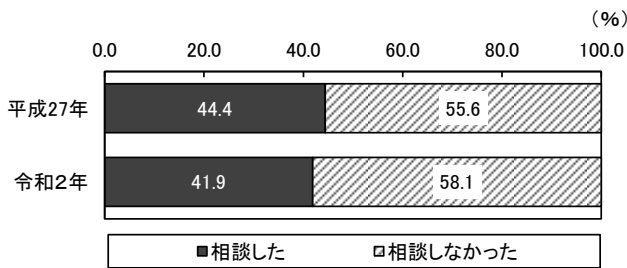
## DV等あらゆる暴力の根絶

### ⑭DVの相談について

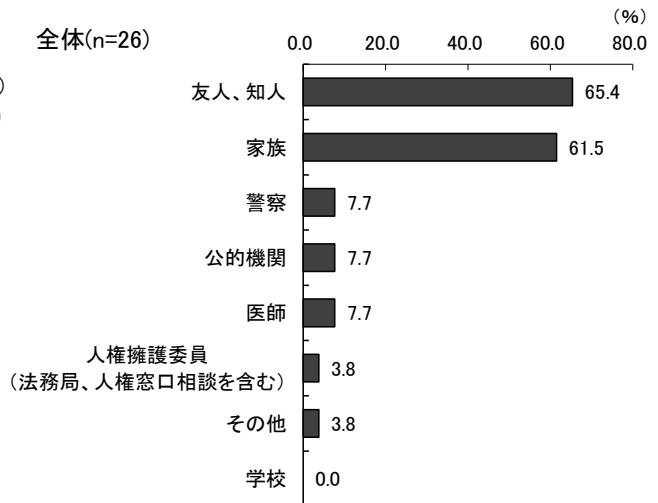
DVを受けたことを相談しなかった人は、半数以上となっており、前回調査よりも増加しています。

DVを受けたことを相談した人の相談先については、「家族」や「友人・知人」が多く、「警察」や「公的機関」は1割未満と低くなっています。

■ DVを受けたことを相談したか

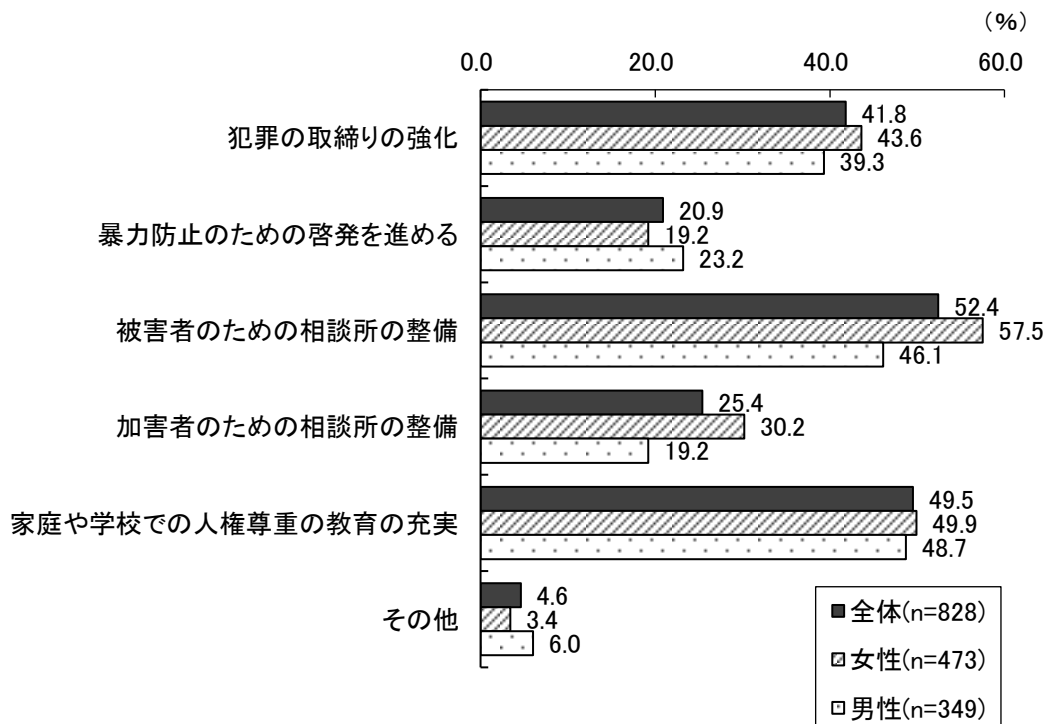


■ DVの相談先



### ⑮DVやセクシュアルハラスメントをなくすために必要なこと

DVやセクハラをなくすためには、女性では「被害者のための相談所の整備」、男性では「家庭や学校での人権尊重の教育の充実」が最も高くなっています。



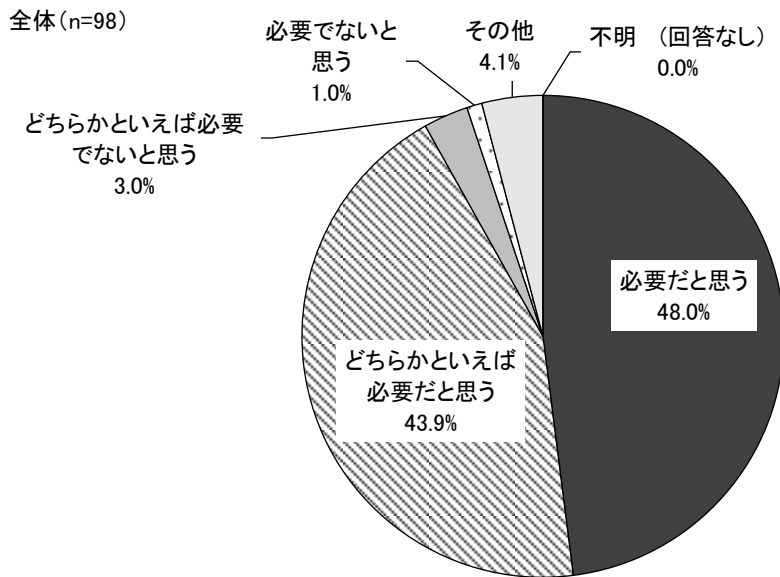
## <自治会アンケート>

### ①自治会の役職

自治会長が女性の自治会は、全 107 自治会中 1 自治会のみとなっています。会計職における女性の割合は 7.1%、その他役員における女性の割合は 9.1%となっています。

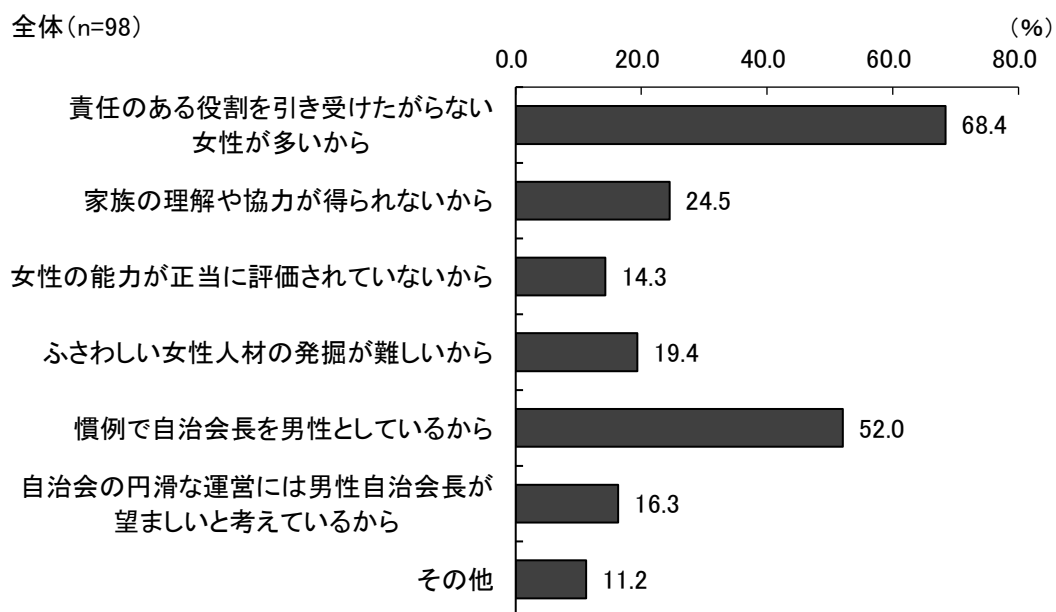
### ②地域の意思決定の場への女性の参加

地域の意思決定の場へ女性が参加することについて、「必要だと思う」「どちらかといえば必要だと思う」の割合は合わせて 9 割程度となっています。



### ③女性の自治会長が少ない理由

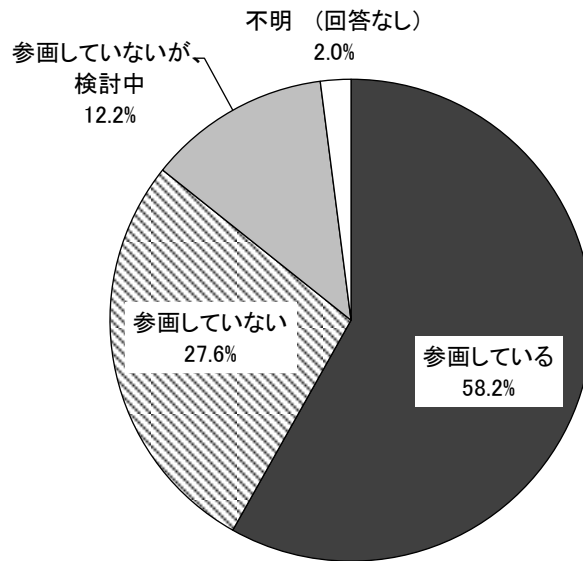
女性の自治会長が少ない理由について、「責任のある役割を引き受けたくない女性が多いから」「慣例で自治会長を男性としているから」が多くなっています。



#### ④自主防災組織の意思決定や取組検討の場への女性の参画

自主防災組織の意思決定や取組検討の場への女性の参画について、「参画している」が5割台後半となっています。

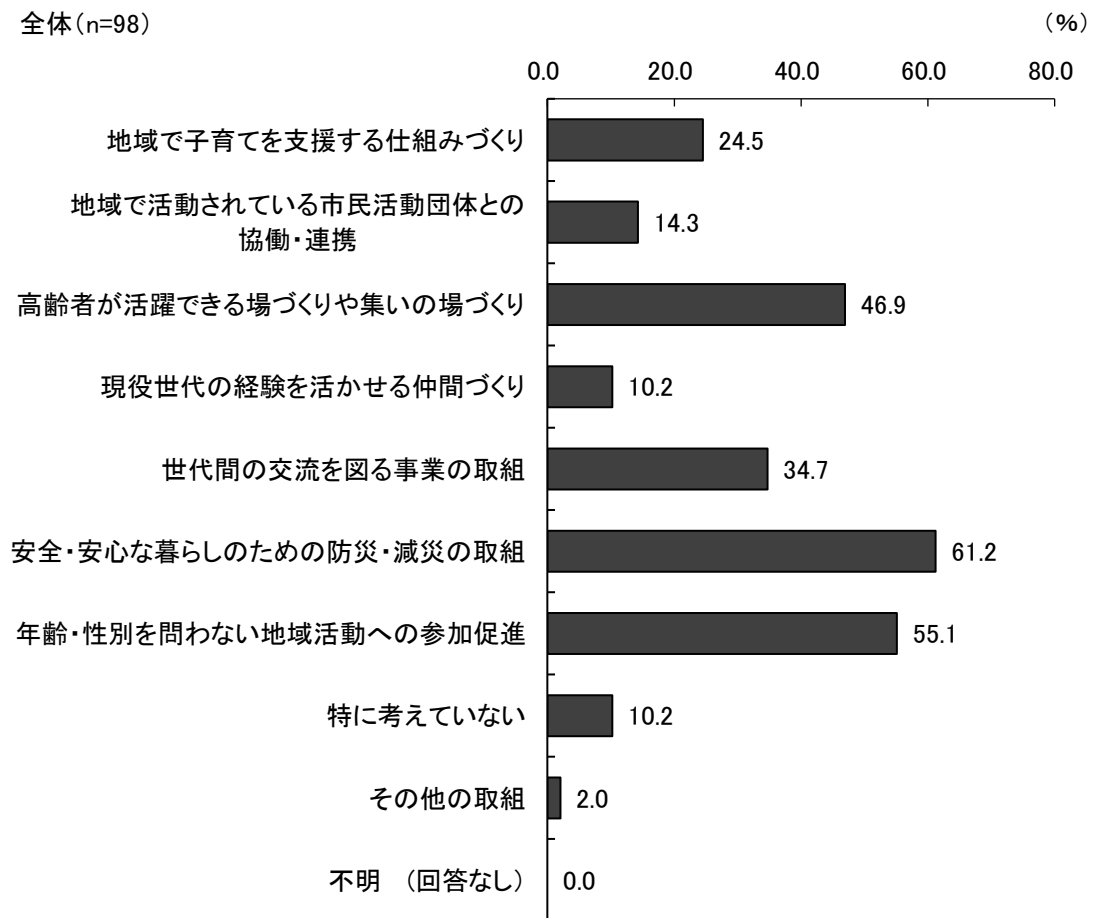
全体(n=98)



#### ⑤重点的に取り組んでいきたいこと

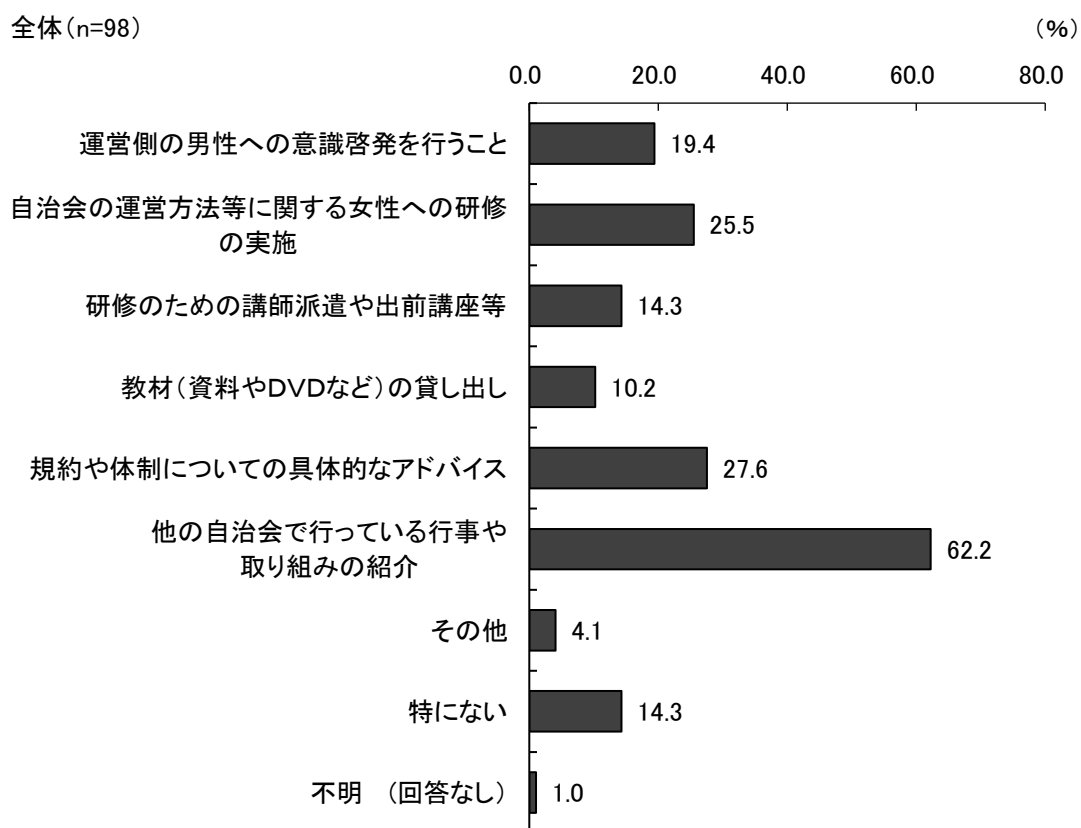
重点的に取り組んでいきたいことについて、「安全・安心な暮らしのための防災・減災の取組」「年齢・性別を問わない地域活動への参加促進」が高くなっています。

全体(n=98)



### ⑥市に取り組んでほしいこと

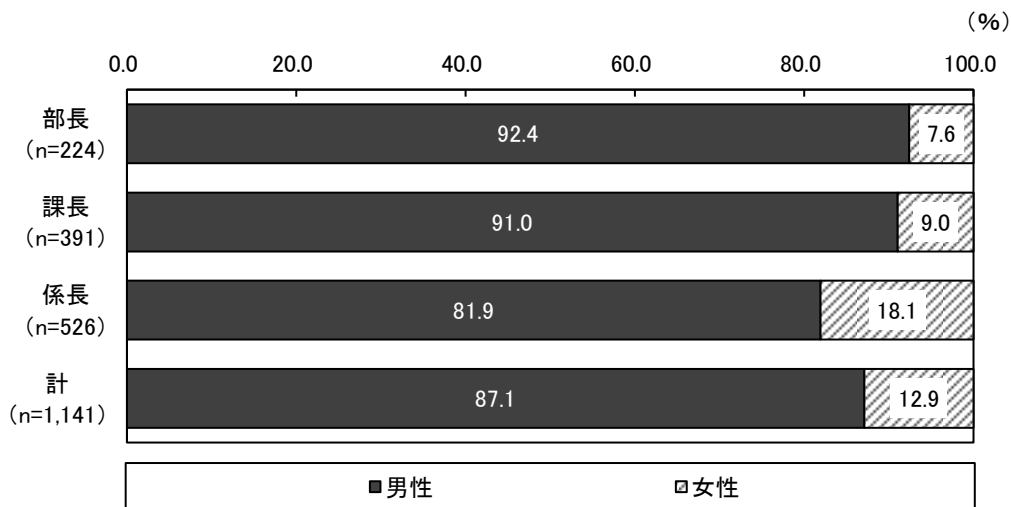
市に取り組んでほしいことについて、「他の自治会でやっている行事や取り組みの紹介」が6割台前半と高くなっています。



## <事業所アンケート>

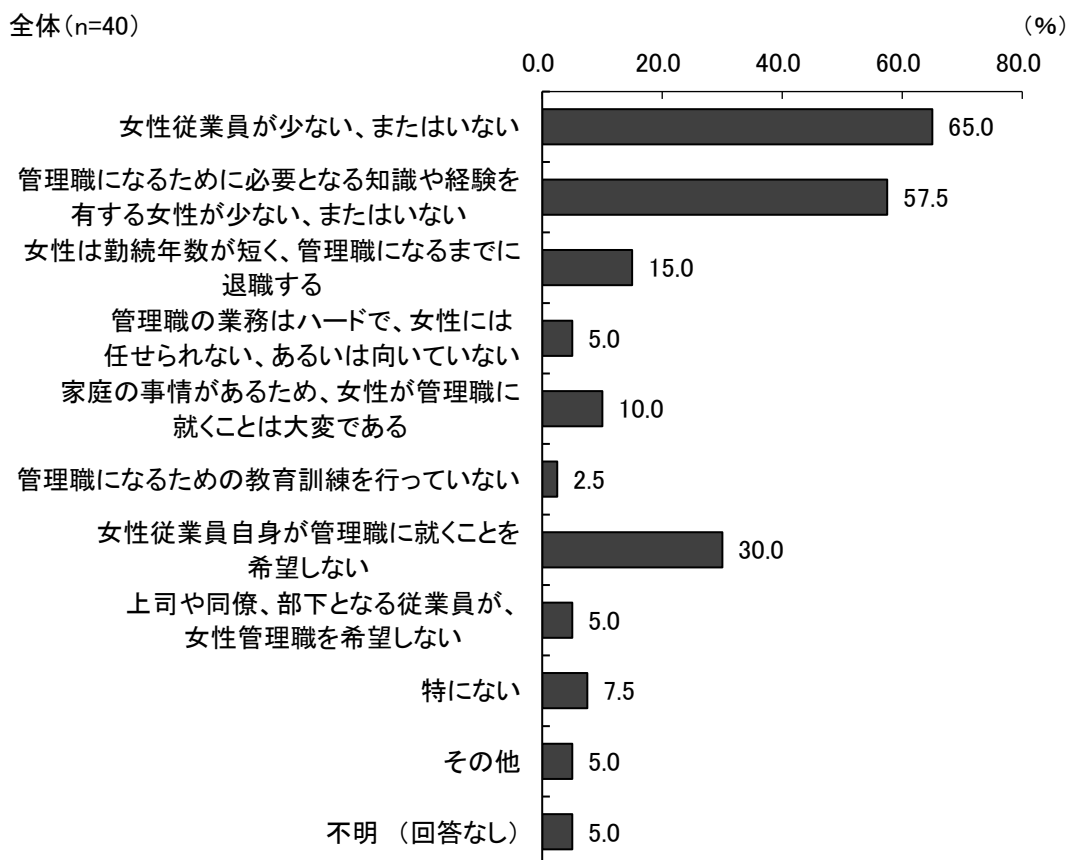
### ①管理職における女性の割合

管理職における女性の割合は 12.9%となっています。



### ②女性管理職が少ない(または、いない)理由

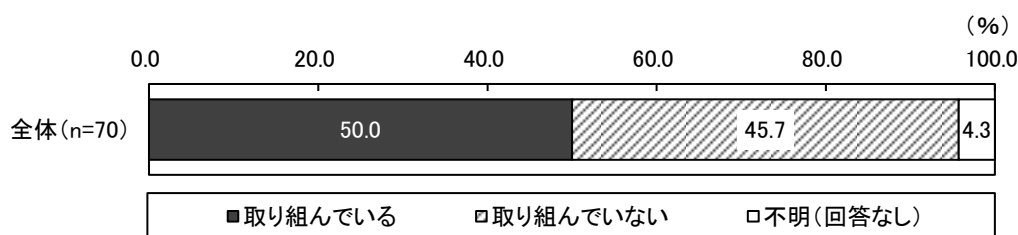
女性管理職が少ない(または、いない)理由について、「女性従業員が少ない、またはいない」「管理職になるために必要となる知識や経験を有する女性が少ない、またはいない」が6割程度と高くなっています。





### ③ポジティブ・アクションについて

ポジティブ・アクションに取り組んでいる事業所は半数となっています。

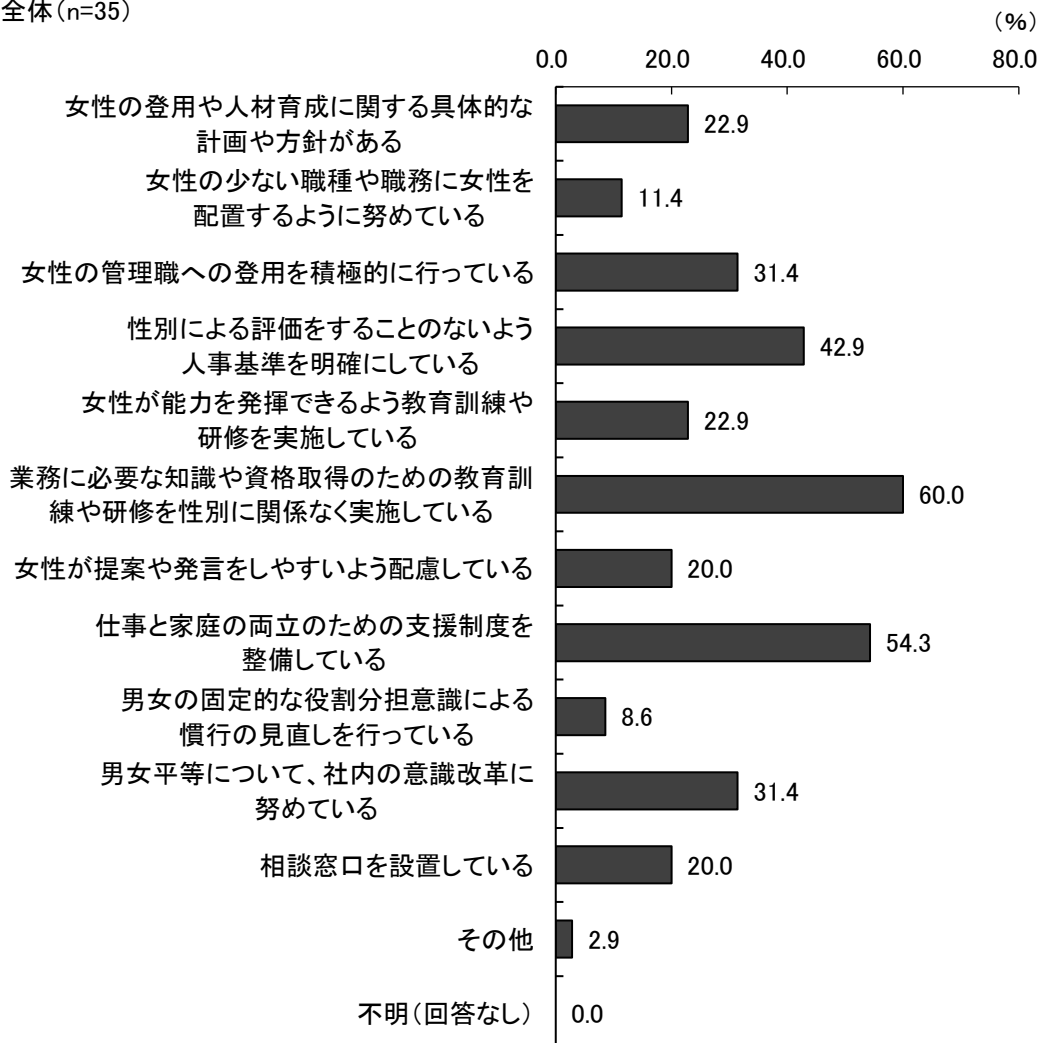


### ④ポジティブ・アクションの具体的な取組について

ポジティブ・アクションの具体的な取組として、性別に関係なく資格取得のための訓練や研修の実施、支援制度の整備、評価基準の明確化等が多く回答されています。

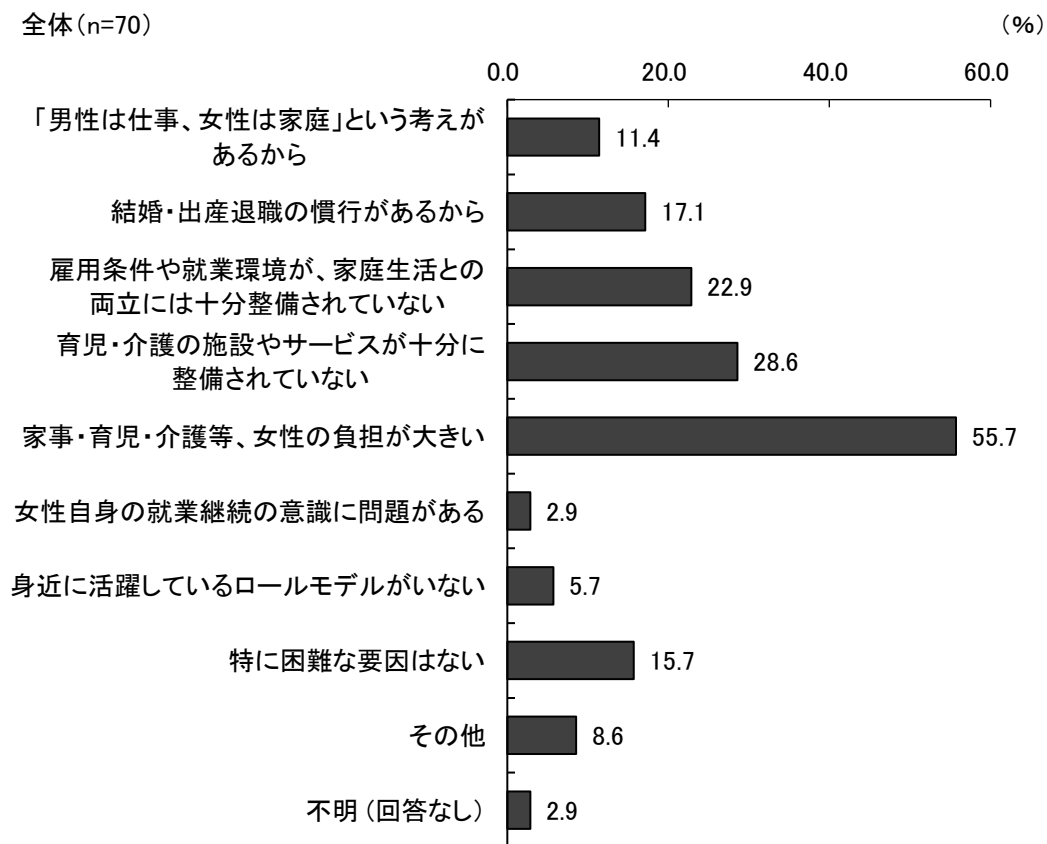
#### 【取組の内容】

全体 (n=35)



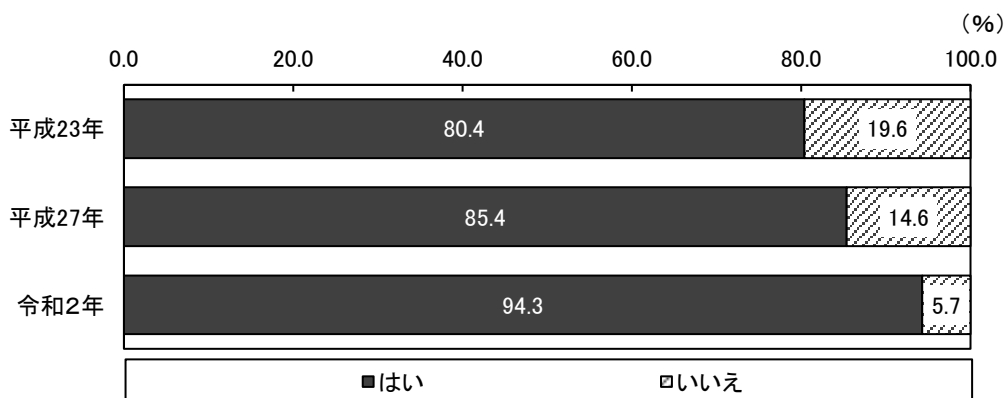
### ⑤女性の継続的な就業を困難にしている要因

女性の継続した就業を困難にしている要因について、「家事・育児・介護等、女性の負担が大きい」が5割程度で最も高くなっています。



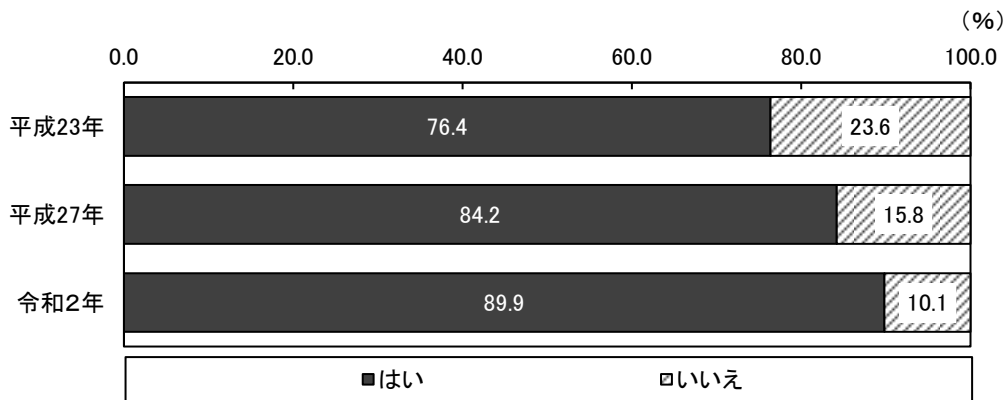
### ⑥育児支援制度

育児を支援する制度がある事業所は9割以上で、前回、前々回調査と比較して増加しています。



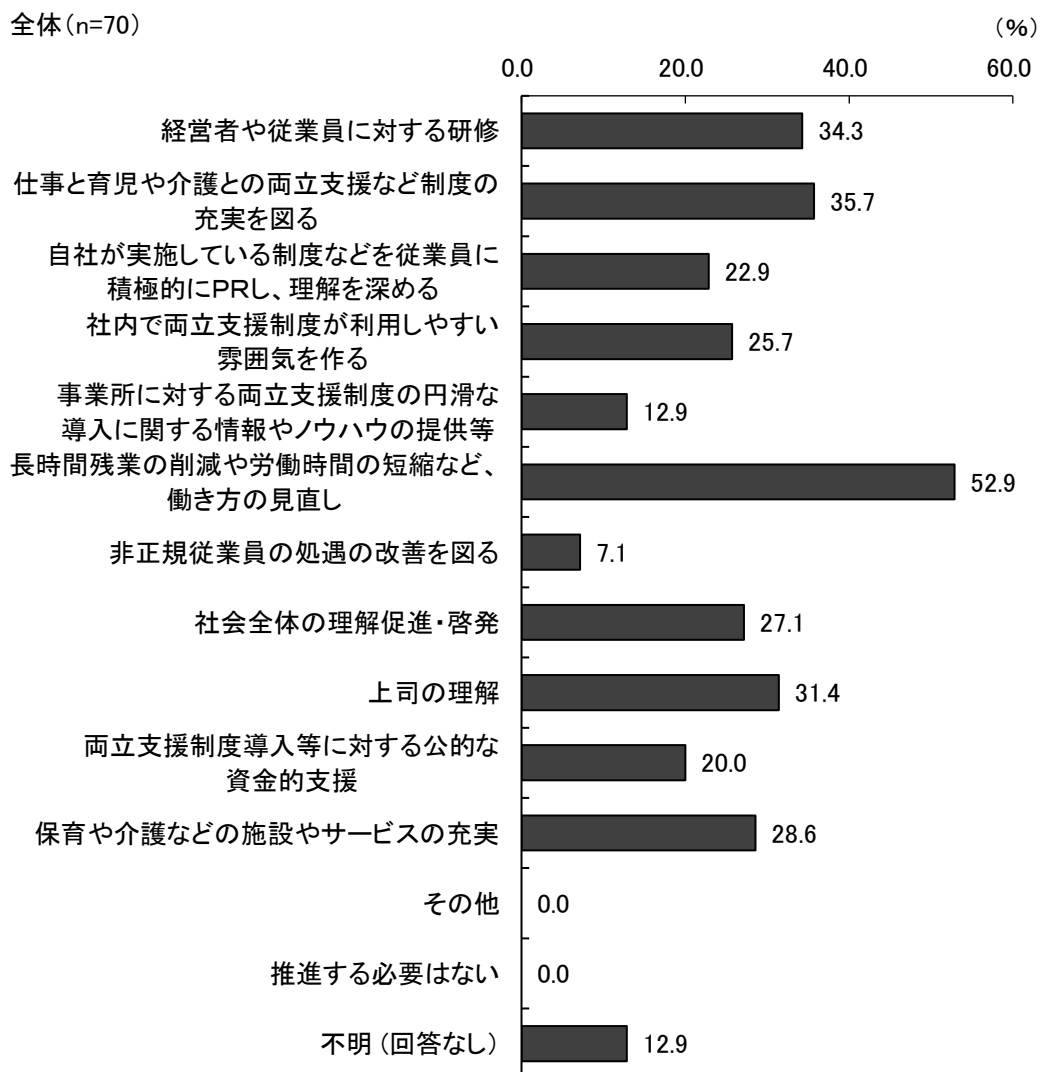
### ⑦介護支援制度

介護を支援する制度がある事業所は8割台後半で、前回、前々回調査と比較して増加しています。



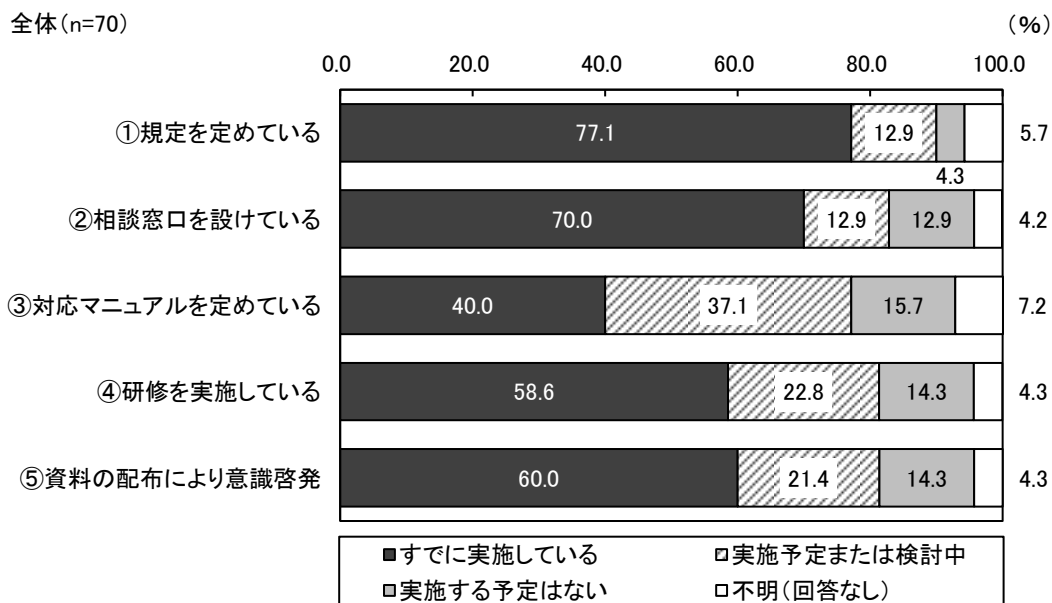
### ⑧ワーク・ライフ・バランス推進に必要なこと

ワーク・ライフ・バランスを推進するために必要なことについて、「長時間残業の削減や労働時間の短縮など、働き方の見直し」が5割台前半、「仕事と育児や介護との両立支援など制度の充実を図る」「経営者や従業員に対する研修」「上司の理解」が3割程度と高くなっています。



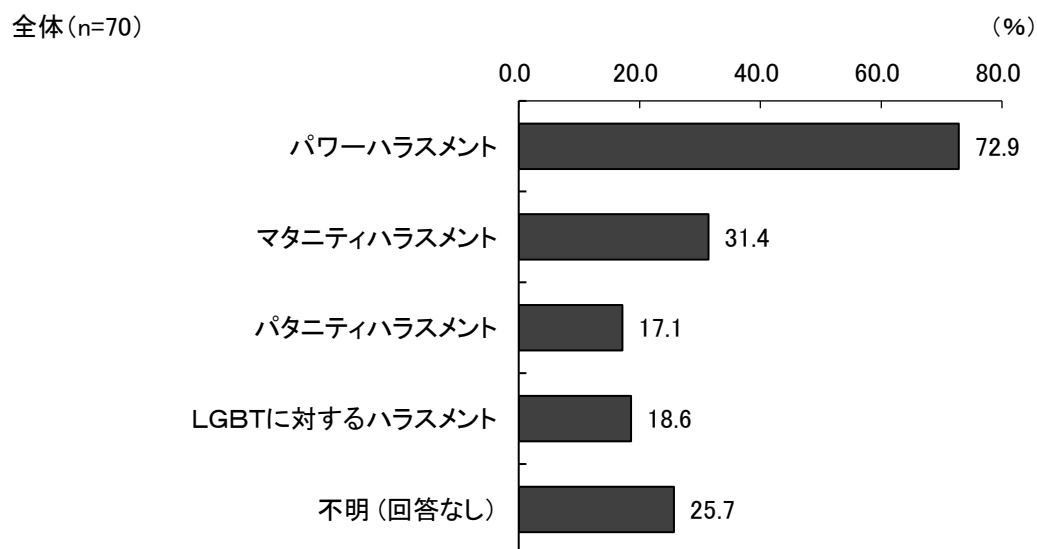
### ⑨セクハラ防止の取組

セクシュアルハラスメント防止に向けての取組について、セクハラ防止の規定や相談窓口の設置を実施している事業所は7割以上となっています。



### ⑩その他のハラスメント防止の取組

その他のハラスメント防止の取組を実施している事業所は、「パワーハラスメント」が7割以上、「マタニティハラスメント」が3割以上となっています。



### 3 米原市男女共同参画審議会規則

### 4 米原市男女共同参画審議会委員名簿

### 5 計画の策定経過

### 6 用語集

第3次米原市男女共同参画推進計画【現行計画】

基本目標	基本施策	施策の方向
基本目標Ⅰ 多様な主体との協働 ～あらゆる分野への男女共同参画の促進～	【1-1】 地域における男女共同参画の促進	①地域における男女共同参画意識の向上
		②男女が共に地域活動に参画しやすい環境づくり ★重点
		③地域での男女の防災活動への参画推進 ★重点
		④男女共同参画の視点に立った「水源の里」の再生
	【1-2】 家庭における男女共同参画の促進	①家庭における男女共同参画意識の向上
		②男性の家事・育児・介護等への積極的な参加促進
	【1-3】 女性の活躍推進 【女性の活躍推進計画】	①審議会等への女性の参画促進および管理職等への女性の登用促進 ★重点
		②女性のエンパワーメントの支援
		③女性の就業継続や再就職支援の促進
	【1-4】 就業環境の整備と就業機会の拡大	①女性や若者の創業・起業の支援
②ワーク・ライフ・バランスの推進		
③あらゆる職業・職種における男女共同参画の推進		
基本目標Ⅱ 基本的人権の尊重 ～人権尊重と豊かな社会づくり～	【2-1】 男女の生涯にわたる健康支援	①母性の尊重と母子保健の充実
		②生涯にわたる心身の健康保持と増進
		③性と生殖に関する意識啓発と性の尊重
	【2-2】 DV等あらゆる暴力の根絶 【DV防止基本計画】	①DVやハラスメント等に関する情報提供および啓発活動の推進
		②DV早期発見のための体制整備と相談体制の充実
		③被害者の安全確保と自立支援
	【2-3】 子育てしやすい安心・安全なまちづくり	①子育てにやさしいまちづくり
		②家庭の教育力の向上
	【2-4】 高齢者、障がい者、外国人等が安心して暮らせる社会づくり	①社会的孤立などに対応した一人にさせない地域づくり
		②在宅生活の支援等きめ細やかな福祉サービスの充実
基本目標Ⅲ 多様性の尊重と共生のまちづくり ～男女が共に安心して豊かに暮らせる環境づくり～	【3-1】 お互いを尊重しあうための教育の推進	①男女共同参画を推進するための学習環境づくり
		②園、学校等における男女共同参画の推進
	【3-2】 多様性の尊重	①多文化への理解と共生の取組
		②性的少数者についての意識啓



第4次米原市男女共同参画推進計画【次期計画案】

基本目標	基本施策	施策の方向
基本目標Ⅰ 基本的人権の尊重 ～人権尊重と豊かな社会づくり～	【1-1】 人権尊重と男女共同参画への意識改革	①人権尊重と男女共同参画社会に向けた意識啓発
		②固定的な性別役割分担意識の解消 ★重点
		③男女共同参画をリードする人材の育成・支援
	【1-2】 お互いを尊重しあうための教育の推進	①男女共同参画を推進するための学習環境づくり
②園、学校等における男女共同参画の推進		
【1-3】 DV等あらゆる暴力の根絶 【DV防止基本計画】	①DVやハラスメント等に関する情報提供および啓発活動の推進	
	②DV早期発見のための体制整備と相談体制の充実 ★重点	
	③被害者の安全確保と自立支援	
【1-4】 困難を抱える人が安心して暮らせる社会づくり	①社会的孤立などに対応した一人にさせない地域づくり	
	②園、学校等における男女共同参画の推進	
基本目標Ⅱ 多様な主体との協働 ～あらゆる分野への男女共同参画の促進～	【2-1】 地域・家庭における男女共同参画の促進	①家庭における男女共同参画の促進
		②誰もが地域活動に参画しやすい環境づくり ★重点
		③地域の防災活動における男女共同参画の推進 ★重点
	【2-2】 あらゆる分野での女性の活躍推進	①女性活躍の基盤づくり ★重点
		②女性の就業支援の促進
		③あらゆる職業・職種における男女共同参画の推進
	【2-3】 ワーク・ライフ・バランスの推進	①職場における男女共同参画の推進
		②男女が共に家事・育児・介護しやすい環境づくり
		③多様な働き方の促進
	基本目標Ⅲ 多様性の尊重と共生のまちづくり ～誰もが安心して豊かに暮らせる環境づくり～	【3-1】 男女の生涯にわたる健康支援
②生涯にわたる心身の健康保持と増進		
③性と生殖に関する意識啓発と性の尊重		
【3-2】 多様性の尊重		①多文化への理解と共生の取組
	②多様な性についての意識啓発	

## 第4次計画成果目標案

※第4次計画における成果目標の数値については、現在調整中のため、項目案のみをお示ししています。

	成果目標の内容	第3次計画 策定時	第3次計画 目標	現状	第4次 目標
基本目標1	男女共同参画に関する講演会等の開催回数 (過去5年間の累計)	5回 (~H27年度)	8回 (~R2年度)	5回 (H28~R2年度)	検討中
	「日常的な家庭の仕事について性別によっ て役割の分担がある」と考える市民意識の割 合(男女共同参画市民意識調査)	—	—	52.4% (R2)	
	中学校でのデートDV予防教育の実施率 (年ごと)	50% (H27年度)	100% (R2年度)	66.7% (R2年度)	
	ドメスティック・バイオレンス(DV)に関する相 談の件数(年ごと)	33件 (H27年度)	—	42件 (R2年度)	
	地域お茶の間創造事業で週1回以上居場所づ くりを行っている地域(団体)数 (市民意識調査)	20地域 (H27)	35地域 (R3)	35地域 (R2)	
	認知症サポーター養成講座の受講修了者に 占める男性の割合(年ごと)	44.8% (H27年度)	50.0% (R2年度)	50.0% (R2年度)	
	ハートフル・フォーラムで男女共同参画を学 習テーマとして実施したことがある自治会 の割合(過去5年間の累計)	4.6% (~H27年度)	15.0% (~R2年度)	1.7% (H28~R2年度)	
	小・中学校での男女共同参画の副読本の利用 率(年ごと)	80.0% (H27年度)	100.0% (R2年度)	80.0% (R2年度)	

	成果目標の内容	第3次計画 策定時	第3次計画 目標	現状	第4次 目標
基本目標2	市内自治会における女性の自治会長・副自治会長の数（年ごと）	4人 (H28.4.1)	15人 (R3.4.1)	3人 (R3.4.1)	検討中
	女性が代表者または副代表者である団体の割合（年ごと）	9.0% (H28.4.1)	20.0% (R3.4.1)	10.8% (R3.4.1)	
	NPOや市民団体として、地域まちづくり活動に参加する女性の割合（市民意識調査）	5.0% (H27)	10.0% (R3)	10.2% (R3)	
	防災会議における女性委員の割合（年ごと）	9.1% (H28.4.1)	20.0% (R3.4.1)	7.1% (R2年度)	
	育児休業を取得したことがある市役所男性職員数（過去5年間の累計）	2人 (~H27年度)	5人 (~R2年度)	4人 (H28~R2年度)	
	各種審議会委員のうち女性が占める割合（年ごと）	31.4% (H28.4.1)	35.0% (R3.4.1)	34.2% (R3.4.1)	
	女性委員のいない審議会等の数（年ごと）	6 (H28.3.31)	0 (R3.3.31)	6 (R3.3.31)	
	市役所管理職における女性職員の割合（年ごと）	25.0% (H28.4.1)	30.0% (R3.4.1)	19.1% (R3.4.1)	
	<b>新規</b> 女性就業率（25~44歳）	—	—	77.0% (H27)	
	女性人材バンク登録制度への全体登録数（年ごと）	30人 (H28.4.1)	60人 (R3.4.1)	58人 (R3.4.1)	
	<b>新規</b> 女性人材バンク市内活用数	—	—		
	女性活躍推進法に基づく「一般事業主行動計画」策定事業者数（努力義務である300人以下の市内事業所に限る） ⇒ <b>変更案</b> 滋賀県ワーク・ライフ・バランス推進企業登録数（米原市）	0社 (~H27年度)	3社 (~R2年度)	8社 (~R2年度)	
	待機児童発生数（年ごと）	0人 (H28.4.1)	0人 (R3.4.1)	5人 (R3.4.1)	
	ファミリー・サポート・センター会員総数（年ごと）	79人 (H28.4.1)	200人 (R3.4.1)	167人 (R2年度)	
	家庭の教育力向上に関する出前講座の実施回数（過去5年間の累計）	0回 (~H27年度)	5回 (~R2年度)	4回 (H28~R2年度)	
女性起業支援対象者（過去5年間の累計）	4人 (~H27年度)	10人 (R2年度)	5人 (H28~R2年度)		
市役所年次有給休暇の平均取得日数（年ごと）	7.1日 (H27年度)	12日 (R2年度)	10.5日 (R2年度)		
成果目標の内容	第3次計画 策定時	第3次計画 目標	現状	第4次 目標	



基本目標3	乳がん検診の受診者の割合（年ごと）	29.5% （H27年度）	50.0% （R2年度）	25.1% （R2年度）	検討中
	子宮頸がん検診の受診者の割合（年ごと）	25.9% （H27年度）	50.0% （R2年度）	20.5% （R2年度）	
	乳幼児健康診査の受診者の割合（年ごと）	97.0% （H27年度）	100% （R2年度）	91.3% （R2年度）	
	日本語教室における外国籍市民参加者数（年ごと）	134人 （H27年度）	200人 （R2年度）	154人 （R2年度）	
	性的マイノリティに関する講演会等の開催回数（過去5年間の累計）	0回 （～H27年度）	3回 （～R2年度）	2回 （R2年度）	

## 新規項目案

成果目標の内容
女性就業率（25～44歳）
滋賀県ワーク・ライフ・バランス推進企業登録数（米原市）
女性人材バンク庁内活用数

## 削除項目案

成果目標の内容
子育て支援センターにおける相談の件数（年ごと）
市全域を「水源の里」としていることを知っている市民の割合（市民意識調査）
人・農地プランを作成した集落数（市民意識調査）
女性のエンパワーメント向上に関する講演会等の開催回数（過去5年間の累計）
保育料の軽減対象者（保育所・幼稚園・認定こども園）（年ごと）
ワーク・ライフ・バランスに関する講座の開催回数（過去5年間の累計）
ニュースポーツ等の出前講座の実施回数（年ごと）
「性教育」の授業公開、または保護者への啓発を行う実施校率（年ごと）

※削除項目の理由としては、目標を達成しており、かつ今後の数値の伸びが見込めない項目であったり、成果目標の達成と男女共同参画の推進との関連性を考慮した結果削除に至った項目であるためです。